

## 目 次

### 第1号（12月6日）

告 示	1
応招議員	1
議事日程	2
本日の会議に付した事件	3
出席議員	4
欠席議員	4
事務局職員出席者	4
説明のため出席した者の職氏名	4
開 会	5
会議録署名議員の指名について	5
会期の決定について	5
諸報告	6
諮詢第1号	14
同意第6号	14
同意第7号	17
承認第5号	17
承認第6号	19
承認第7号	20
議案第42号	22
議案第43号	34
議案第44号	36
議案第45号	37
散 会	39

### 第2号（12月10日）

議事日程	41
本日の会議に付した事件	42
出席議員	43
欠席議員	43
事務局職員出席者	43

説明のため出席した者の職氏名	4 3
開 議	4 4
一般質問	4 4
1番 松本 照行君	4 4
2番 古賀 世章君	5 6
4番 平田 康雄君	7 1
5番 實藤 量徳君	8 4
散 会	9 2

第3号（12月11日）

議事日程	9 3
本日の会議に付した事件	9 4
出席議員	9 5
欠席議員	9 5
事務局職員出席者	9 5
説明のため出席した者の職氏名	9 5
開 議	9 6
一般質問	9 6
7番 平山 賢治君	9 6
6番 安丸眞一郎君	1 1 5
9番 大石 純君	1 3 0
10番 白根 美穂君	1 4 4
散 会	1 5 1

第4号（12月18日）

議事日程	1 5 3
本日の会議に付した事件	1 5 4
出席議員	1 5 5
欠席議員	1 5 5
事務局職員出席者	1 5 5
説明のため出席した者の職氏名	1 5 5
開 議	1 5 6

諸報告	.....	156
諮問第1号	.....	159
同意第6号	.....	159
同意第7号	.....	165
承認第5号	.....	165
承認第6号	.....	166
承認第7号	.....	167
議案第42号	.....	169
議案第43号	.....	176
議案第44号	.....	176
議案第45号	.....	177
議案第46号	.....	177
議案第47号	.....	177
閉会中の継続調査申出について（総務文教厚生委員会、建設経済委員会、議会広報委員会、議会運営委員会）	.....	182
閉　　会	.....	183
署　　名	.....	184

大刀洗町告示第44号

令和6年第7回大刀洗町議会定例会を次のとおり招集する

令和6年11月19日

大刀洗町長 中山 哲志

1 期 日 令和6年12月6日

2 場 所 大刀洗町議会議場

---

○開会日に応招した議員

松本 照行	古賀 世章
中村 竜博	平田 康雄
實藤 量徳	安丸眞一郎
平山 賢治	河野 政之
大石 純	白根 美穂
野瀬 繁隆	高橋 直也

---

○応招しなかった議員

---

---

令和6年 第7回 大刀洗町議会定例会議録（第1日）  
令和6年12月6日（金曜日）

---

議事日程（第1号）

令和6年12月6日 午前9時30分開会

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸報告

（1）議長の報告

①陳情の報告

②検査結果の報告

③第68回町村議会議長全国大会の報告

④委員会所管事務調査の報告

（2）町長の報告（あいさつ）

日程第4 諒問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第5 同意第6号 大刀洗町教育長の任命について

日程第6 同意第7号 大刀洗町教育委員会委員の任命について

日程第7 承認第5号 令和6年度大刀洗町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を  
求めることについて

日程第8 承認第6号 大刀洗町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する  
条例の専決処分の承認を求めるについて

日程第9 承認第7号 大刀洗町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する  
条例の専決処分の承認を求めるについて

日程第10 議案第42号 令和6年度大刀洗町一般会計補正予算（第5号）について

日程第11 議案第43号 令和6年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

日程第12 議案第44号 令和6年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）  
について

日程第13 議案第45号 令和6年度大刀洗町下水道事業会計補正予算（第3号）について

---

## 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸報告

(1) 議長の報告

①陳情の報告

②検査結果の報告

③第68回町村議会議長全国大会の報告

④委員会所管事務調査の報告

(2) 町長の報告（あいさつ）

日程第4 諒問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第5 同意第6号 大刀洗町教育長の任命について

日程第6 同意第7号 大刀洗町教育委員会委員の任命について

日程第7 承認第5号 令和6年度大刀洗町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を  
求めるについて

日程第8 承認第6号 大刀洗町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する  
条例の専決処分の承認を求めるについて

日程第9 承認第7号 大刀洗町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する  
条例の専決処分の承認を求めるについて

日程第10 議案第42号 令和6年度大刀洗町一般会計補正予算（第5号）について

日程第11 議案第43号 令和6年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

日程第12 議案第44号 令和6年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）  
について

日程第13 議案第45号 令和6年度大刀洗町下水道事業会計補正予算（第3号）について

出席議員（11名）

1番	松本 照行	2番	古賀 世章
3番	中村 龍博	4番	平田 康雄
5番	實藤 量徳	6番	安丸眞一郎
7番	平山 賢治	8番	河野 政之
9番	大石 純	10番	白根 美穂
12番	高橋 直也		

---

欠席議員（1名）

11番 野瀬 繁隆

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 佐田 裕子

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	中山 哲志	副町長	重松 俊一
教育長	柴田 晃次	総務課長	平田 栄一
企画財政課長	松元 治美	税務課長	棚町 瑞樹
福祉課長	舛田 有紀	地域振興課長	村田 まみ
農政課長	矢永 孝治	建設課長	佐々木大輔
こども課長	早川 正一	健康課長	田中 豊和
生涯学習課長	案納 明枝	住民課長	矢野 智行
会計課長	山田 恭恵	財政係長	福岡 信義

---

開会　開議午前9時30分

○議長（高橋　直也）　皆さん、おはようございます。

現在の出席議員は11人です。

なお、11番、野瀬繁隆議員から、入院のため、本定例会につきましては欠席届が提出されておりますので、御報告いたします。

ただいまから、令和6年第7回大刀洗町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。議事日程により議事を進めますので、御協力のほどお願いいたします。

---

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（高橋　直也）　日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって、3番、中村竜博議員、4番、平田康雄議員を指名します。

---

日程第2. 会期の決定について

○議長（高橋　直也）　日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期については、過日、議会運営委員会を開催し、協議をいたしております。この際、議会運営委員会委員長の報告を求めます。安丸眞一郎委員長、登壇して報告を願います。

○議会運営委員長（安丸眞一郎）　おはようございます。議会運営委員長の安丸です。令和6年第7回大刀洗町議会定例会の議会運営について、協議結果を御報告いたします。

委員会は、令和6年11月29日金曜日午前9時30分から協議会室において開催しました。出席委員は5名中4名です。高橋議長及び執行者側から平田総務課長の出席を得て、12月定例会の会期及び会期日程について協議をいたしました。

会期及び会期日程表をご覧いただきたいと思います。

本定例会の会期は、令和6年12月6日金曜日から18日水曜日まで13日間と決定いたしました。

次に、会期日程について申し上げます。

本日12月6日金曜日は本会議を開催し、日程に従いまして、順次、議案の上程及び審議をしていただきます。

7日土曜日から9日月曜日は休会といたします。

10日火曜日、11日水曜日は本会議を再開し、一般質問を行います。通告順により、10日

火曜日は通告1番から4番までの4名、翌11日水曜日は通告5番から8番までの4名といたします。

12日木曜日から17日火曜日は休会といたします。なお、13日は全員協議会を開催し、上程議案に対する自由討議を行います。

18日水曜日は本会議を再開し、議案審議を行います。

以上が、本定例会の会期及び会期日程です。当議会の円滑な議会運営ができますようにお願いいたしまして、委員長報告といたします。

○議長（高橋 直也） お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日から12月18日までの13日間にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋 直也） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から12月18日までの13日間に決定しました。

なお、会期中の会議予定については、お手元に配付しました会期日程表のとおりです。

---

### 日程第3. 諸報告

○議長（高橋 直也） 日程第3、諸報告を行います。

まず、陳情の報告を行います。

これまでに2件の陳情の提出がありました、配付のみの取扱いとすることにいたしましたので、御了承ください。

次に、検査結果の報告を行います。

監査委員より、令和6年7月末日分、8月末日分、9月末日分、10月末日分の例月出納検査の結果報告書の提出がありました。お手元に写しを配付しております。

次に、第68回町村議会議長全国大会の報告を行います。

去る11月13日、東京のNHKホールにおいて、約1,700人の町村議会関係者出席の下、第68回町村議会議長全国大会が開催されました。石破茂内閣総理大臣をはじめ、多数の来賓から祝辞が述べられ、衆参両院議員51名に御臨席いただきました。

議事では、議会への多様な人材参画及び議会の機能強化など、要望37件が決定いたしました。そのほか、町村議会の総意を結集し、重要問題の解決を図るための決議、東日本大震災及び令和6年能登半島地震からの復興などを求める特別決議2件、政府・国会等に対して要望を行う実行運動方法などがそれぞれ提案され、満場一致で決定いたしました。

大会終了後、中央大学法科大学院教授野村修也氏による「地方創生 成功の鍵」と題して特別講演が行われました。

以上で報告を終わります。

次に、委員会所管事務調査の報告を行います。

まず、総務文教厚生委員会、松本照行委員長、登壇して報告願います。

○総務文教厚生委員長（松本 照行） おはようございます。総務文教厚生委員会委員長、松本でございます。閉会中の総務文教厚生委員会所管事務調査等の報告をいたします。

当委員会は11月8日、全委員5名及び高橋議長の出席の下、委員会を開催し、令和6年度下半期の活動計画及び7年度の年間活動計画について協議いたしました。

まず、6年度の総務文教厚生委員会につきましては、現時点で当初計画を一部変更しながらも、下半期は予定されていた項目から、国民健康保険制度について及び集団検診の状況について、11月28日に行うとともに、1月または2月に介護保険認定等についての所管事務調査を実施することとして、併せて学校施設の施設研修を実施していきたいと思っております。

令和7年度の年間活動計画につきましては、空き家対策、DX戦略の状況、総合的な子ども政策などについて、所管事務調査を計画しております。7年度は、特に、小・中学校保護者会、シニアクラブなどの各種団体との意見交換を実施して、課題や要望をお聞きしてまいりたいと考えております。また、温暖化を原因とする夏場の体育館施設、高温に対する空調設備について、大刀洗町においても、早急な対応が求められていくものと考えております。そのため、既に取組の始まっています他市町村の状況について調査していきたいと考えています。

次に、11月28日に行いました所管事務調査、健康課における所管事務調査を実施したところですけれど、全委員5名の出席の下、国民健康保険制度について及び大刀洗町の集団検診の状況について話し合いました。

まず、国民健康保険制度につきましては、制度の仕組み、国民健康保険税率等について説明を受けたところです。御承知のとおり、日本の医療保険制度は、全国民が加入する国民皆保険であって、希望する医療機関を自由に選択できる、また、一定の負担で診療や検査など、医療サービスが受けられるという大きな特徴があります。

そして、保険料を支払うことで、誰もが平等に必要な医療サービスを受けられる制度ですが、その詳細についてあまり知られていないことや、私たちが病院で支払う、そういうときの2割、3割という一部負担割合の仕組みがどうなっているのか、まずは基本的なところから説明を受けたものです。

また、最後に課題として、現在、財政赤字の解消や収納率の向上など、多くの課題がありますけれど、特に現在、各市町村で異なる国保税を県単位で統一していくという方針が7月から段階的に移行される。このことは、やはり住民にとって大きな課題であると考えております。

次に、大刀洗町の検診につきましては、特定健診やがん検診など、多くのメニューが充実して

おり、対象者は、特定健診の場合、40歳以上の国保被保険者等に案内がされております。検診の方法として、7月に行われる集団検診と病院などで行われる個別検診が実施されています。

町では、ワンフロアで待たせない検診などの集団検診を推奨しながら、町民の健康を第一に事業を進められております。しかしながら、特定健診、がん検診など受診率は、毎年、県内で上位にあるものの、全体で46.2%と低迷していることが一番の課題であるとの認識から、積極的に文書案内や電話などでの未受診者へ勧奨を実施していることなど、説明を受けたところです。

そして、担当課においては、この受診率の向上による病気などの早期発見、町民の健康を守ることに非常に熱意を持って取り組まれているということを感じたところです。

委員の意見として、受診率の向上のためには、他の市町村にない大刀洗町独自の充実した検診項目、検査内容などをもっともっと積極的にPRしていくことも必要ではないかとの意見がありました。

以上で、閉会中の総務文教厚生委員会所管事務調査等の報告を終わります。

○議長（高橋 直也） 次に、建設経済委員会、古賀世章委員長、登壇して報告を願います。

○建設経済委員長（古賀 世章） 改めまして、おはようございます。建設経済委員会委員長の古賀でございます。私からは、閉会中の所管事務に関する調査などにつきまして報告をいたします。

大きく3点あるんですが、まず1点目は、去る令和6年10月7日午後1時半より協議会室におきまして、10月度の建設経済委員会を開催いたしました。出席者は、全委員及び高橋議長と佐田事務局長でございました。

この日の審議事項は2つございまして、そのうちの1つが、10月末に予定しております、筑前町道の駅みなみの里の視察研修に向けた準備と調査内容などの確認。それから2つ目が、本年度下半期の活動並びに令和7年、来年度の計画でございます。これらを議題といたしまして、各委員から意見や要望などがありまして、これで計画をつくり上げまして、全員で共有化を図ったということでございます。

なお、活動や計画の主なものといたしましては、1つ目が、令和4年度より3か年にわたり、町内の7つのため池、これのしゅんせつ工事が終わるわけでございますが、事業の最終総括といたしまして、効果の検証などを踏まえた研究を進めてまいりたいというふうに考えております。2つ目が、道の駅のお話でございますが、差別化した地元の農産品や特産品、あるいはブランド品、これらを取り扱う大刀洗町における地域経済循環施設、略称大刀洗の道の駅などの調査や研究を考えていく予定でございます。

2つ目、次に10月28日でございましたが、かねてから計画をしておりました朝倉郡筑前町の道の駅みなみの里を訪問しまして、その設立の経緯や運営状況などについて調査研究をいたし

ました。参加者は、建設経済委員会全メンバーと、執行部からは建設課道の駅推進係長の刈茅係長の7名でございました。

みなみの里の運営形態は、御存じかと思いますが、町と民間事業者、これはJAと商工会だそうです。それともう一つは出荷組合、この3者の出資によりまして、株式会社が設立されております。資本金が4,100万円、平成21年4月から直売所を開業されております。その後の経営努力などによりまして、毎年売上げを伸ばされており、昨年は8億円を超えて、町内の出店されておられます皆様方に大きな利益を生み出したというふうに説明がございました。

それから、道の駅建設の背景につきましては、平成13年に三輪町と夜須町が合併したわけですが、その前に夜須町のほうでは、やはり山麓部のほうで過疎化が進んでいたというようなお話をあって、その対応といたしまして、ファーマーズマーケットという、市場みたいなやつをつくったと。これが始まりで、その後、町と地域が一体となって、地域の主導で活動を展開してきたと。これが功を奏して、今日に至つたということでございます。

それから一方で、県道の整備、これは県がやつとったみたいなんですが、この計画がございまして、むしろ県のほうから道の駅を補助させてほしいというような話があったので、渡りに船ではありませんが、こういったことで県行政も巻き込んで、現在に至つたというような状況でございます。

本町におきましても、道の駅を建設するには場所とか、あるいは規模などとともに地域、いわゆる生産者、あるいは消費者の動向、これらをどう巻き込んでいくかと、これが課題となろうかと思います。事前の取組や基本的な構想が極めて重要ではなかろうかというふうに感じました。

それから、最後の3番目でございますが、去る11月22日9時半から、協議会室におきまして、11月度の建設経済委員会を開きました。出席者は野瀬副議長を除く全メンバーと高橋議長及び佐田事務局長でございました。執行部には、建設課長の佐々木さんと下水道管理課長の古賀さんに同席をお願いいたしました。

今回は、下水道会計について、新しい会計方式を学ぶということで、担当課のほうから詳しく説明を受けたということでございます。

御承知のように、本年度から下水道事業が官庁会計から公営企業会計に変更されましたが、資本とか収益、または他の会計からの補填など、これまでの行政会計にはなかった項目がたくさん増えまして、なかなか理解するのに苦しんだというような状況がございました。簡単ではございませんが、今後も継続的にこのような学習、そして分析などを深めてまいりたいというふうに考えております。

建設経済委員会としましても、今後も防災・減災対応や農村の環境整備などを含め、所管事務に関わる調査や研究を進めていく所存でございます。

以上、簡単ではございますけれども、閉会中の報告を終わります。

○議長（高橋 直也） 次に、議会広報委員会、平山賢治委員長、登壇して報告を願います。

○議会広報委員長（平山 賢治） 議会広報委員会委員長の平山でございます。委員長報告を行います。

閉会中の所管事務調査。

1、大刀洗議会だよりの編集及び発行について。

184号は9月2日の広報委員会のほか4回の編集会議を開き、作業日も挟みながら編集・校正を行いました。11月8日に発行しております。行政職各位には、お忙しい中に原稿の確認、添削などに御協力いただき感謝申し上げます。次号185号の発行につきましては、去る9月2日に広報委員会を開き、企画や日程を協議したところでございます。2月14日の発行を予定しております。

2、ホームページ等の運用に関する事項について。

フェイスブックページは、閉会中20件の記事を更新しております。内容は、本会議や委員会活動、議会モニターさんとの懇談に関すること、視察受入れその他であります。また、ただいまホームページのリニューアルに向け、先進地の議会ホームページ運営について研究を進めているところでございます。

3、その他議会の広報に関する活動。

1、先進地視察や広報研修の受講について。

9月24日、神奈川県開成町議会、9月25日、全国町村議会議長会広報研修会に参加しております。

開成町議会は、過激とも取れる刺激的な議会ホームページへの改革、並びに紙の議会広報紙は思い切ってタブロイド判にするなど、非常に短期間で大幅な刷新が実現していました。これは、かねてから住民との双方向型の議会活動ができていたことに加え、議会事務局による制度具体化の努力も大きいものと感じました。

当町においても、今年度に議会ウェブのリニューアルを実施予定であり、特に分かりやすい階層構成や公開情報の拡充、動画を含めた親しみやすいコンテンツの開発、ウェブによるアンケートなどの広聴活動について、大いに参考にしたいと思います。

当委員会でも、昨年度視察したメディアミックスの取組と併せて、紙媒体とデジタル媒体の連携やすみ分け、任務分担などについて、今後も検討を続けたいと思います。

また、開成町議会におかれでは、広報に限らず、通年議会や日曜議会、議会開催時の託児サービス、または夏休みに議場を自習室として開放するなど、住民に開かれた数々の取組が実施されており、広報の改革も、こうした議会全体の活動をより分かりやすく伝えるためのツールとなっ

ていました。当町議会でも、できるものから提案したいと考えます。

翌日、全国町村議長会広報研修会には、全国の町村議会から約1,100名が参加し、3名の講師の講演を受講しました。

第1に、読まれる議会広報のつくり方、読み手側の視点でつくることを軸に、誘発ポイントの設定や刺さる広報として、自分事に刺せる企画などの視点で御指導いただきました。

第2に、やってはいけないデザイン講座、デザインの前にターゲットを決めるこことや、見出しを大きく表示するなどしてジャンプ率を上げること、情報のめり張りをつけることなどの御指導を受けました。

第3に、聴く・動く寄居町議会の挑戦、広報コンクールで首位を独走する寄居町議会の広報委員長から、広報委員のみならず、議員全員が町に出てインタビューしたり、それを議会活動にフィードバックしたり、年間の制作サイクルを確立しての住民との循環型の議会活動が紹介され、それが紙面に反映されていました。充実した議会広報の大本には、充実した議会活動があることを再認識しました。

研修会全体として、読者ターゲットの検討、デザイン作成工程の改善、議会の政策サイクルの確立や議会全体での広聴活動など、それぞれすぐに結論が出るものではないかもしれません、できるものから検討を始めたいと思います。

続いて、11月25日、福岡県町村議会議長会主催の広報研修会に参加しました。広報アドバイザーの金井茂樹先生から、「伝わる議会報の企画と編集」について講義を受けました。

広報広聴の目的として、市民、議会、行政の協働による課題解決を図ること、自治体と議会、市民の双方の意識・行動変容を促進し、両者の協働関係を構築することなどが強調されました。

また、伝わる広報実現のため、目的を明確にすることや、どうなってもらいたいのかを明らかにすること。また、先進地の紙面も示しながら、効果的な議会報の手法を御教示いただきました。

当委員会でも、さらにターゲットや行動変容を意識しながら、広報紙が住民の皆さんの政治参加を促すツールになれるよう、今後も研修内容を活動に生かすよう頑張ります。

以上が先進地視察と研修の報告でした。

その他の2つ目、視察受け入れについては、10月、11月に4件受け入れました。愛知県阿久比町議会、愛知県常滑市議会、新潟県聖籠町議会、徳島県北島町議会です。年明けも多くの申込みをいただいております。他議会の皆さんと意見交換できることが、私たちの力にもなります。全国の議会の皆さんとお会いできることを一同、楽しみにしております。

3、12月定例会の案内チラシを作成し、回覧をお願いしたところであります。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（高橋 直也） 次に、議会運営委員会、安丸眞一郎委員長に登壇して報告を願います。

なお、安丸委員長は議会活性化特別委員会の委員長でもありますので、議会活性化特別委員会についても続けて報告を願います。

○議会運営委員長（安丸眞一郎） 議会運営委員会委員長の安丸です。閉会中の所管事務調査等の報告を行います。

令和6年10月3日木曜日午後7時から、議員全員と議会モニターさんとの9月定例会後の意見交換会を実施しております。当日は8名のモニターさんのうち6名のモニターさんに出席していただき、議会運営や一般質問、議会広報などについて御意見などを頂いたところです。

なお、12月定例会後の意見交換については、12月26日木曜日午後7時から予定をしているところです。

次に、10月30日水曜日、議運会役員会後の午前10時10分から委員会を開催しております。委員5名全員と高橋議長の出席を得て協議を行いました。

協議内容は、9月議会閉会後の議会運営委員会での協議を踏まえた町長への申入れについてと、令和6年度下半期及び令和7年度活動計画等について協議を行っております。

特に、9月議会での議案の誤りや撤回、発言の取消し、答弁の修正などが相次いだことから、協議の結果、今後の行政運営について改善を求めるための申入れを行ったところです。

具体的には、10月31日木曜日午前11時30分から、高橋議長と議会運営委員会の委員全員で、町長に対して、まず1点目が、議案等の提出に当たっては誤りがないよう、法務実務の確立と適切な対応を、2点目が、職員間の連携で組織的な対応を、3点目が、答弁を保留した事項については、町長を責任者として、迅速な回答と対応を、最後に4点目が、全員協議会と議会への説明に当たっては、管理職を含む複数の職員で対応を、以上4点について改善を求める申入れを行ったところです。

次に、令和6年度下半期の活動内容についての確認と、令和7年度計画については、定例会後の議会モニターさんとの意見交換会や議会報告会、視察研修の計画などについて協議を行ったところです。

以上で、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

続いて、議会活性化特別委員会の委員長報告を行います。

令和6年10月1日火曜日、宮崎県東臼杵郡町村議長会から、議会活性化の諸取組について視察にお越しいただきました。大刀洗町議会がこれまで取り組んできた議会報告会、議会基本条例の評価、議会モニター制度、一般質問の追跡調査、議会配信の効果など、大刀洗町議会のこれまでの議会改革や議会活性化の取組について報告し、意見交換を行ったところです。

次に、11月5日火曜日及び12月2日月曜日、全員協議会後に活性化委員会を開催し、令和6年度下半期の活動計画及び令和7年度の活動計画について協議を行ったところです。

特に、今議会よりタブレット端末を使ってのペーパーレス化に向けた取組ということで、今年度は紙の議案書と併用しながら審議に臨みますが、できるだけ早い時期にペーパーレス化に移行できるように、必要に応じて研修等の実施を計画を予定をしているところです。

また、政務活動費の創設について、大会の実施状況など調査研究を進め、令和7年度中には創設に向けた取組を進めていくことにしております。

なお、議員報酬の改定については、報酬審議会の設置について、今後、町長に求めていくこととしておるところです。

以上で、議会活性化特別委員会の委員長報告を終わります。

○議長（高橋 直也） これで、委員会所管事務調査の報告を終わります。

これで、議長報告を終わります。

次に、町長より挨拶をしていただきます。中山町長。

○町長（中山 哲志） おはようございます。議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日ここに、令和6年第7回大刀洗町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私ともに御多用中にもかかわりませず、御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、早いもので本年も残すところ一月足らずとなりました。今年1年を振り返りますと、4月に運動公園の複合遊具が、5月にこども家庭センターがそれぞれオープンし、10月には5年ぶりに第50回の町民体育大会を、先月には「こころをつなぐ」をテーマに第49回のドリームまつりを開催し、多くの町民の皆様に御参加をいただき、大いに盛り上がりました。

一方で、今年は大刀洗町では大きな災害もなく、実りの秋を迎えることができましたが、元日に石川県能登半島を震源とする最大震度7の地震が発生し、多くの皆様がお亡くなりになられるなど、日本各地で災害が続いているございます。

来年こそは大きな災害のない一年となることを願っております。

また、今年の住民協議会では、農業を取り上げ、「大刀洗町の農業の未来」をテーマに御審議いただいてございます。これまで無作為抽出で選ばれ委員に御就任いただいた方は339名と人口の2.1%を超えてございます。

こうして町のこと、地域のことを自分事として考え、行動くださる住民の皆様が増えていけば、大刀洗町の未来はよりよいものに変わっていくと確信しています。

さて、今議会には、人権擁護委員候補者の推薦1件、大刀洗町教育長及び教育委員会委員の任命2件、専決処分の承認3件、対象が18歳までとなった児童手当や、障害者児自立支援、中学校の調理室・普通教室への空調機器設置などに関連して、必要な経費などを計上した一般会計補正予算など、一般会計及び特別会計並びに事業会計の補正予算4件を御提案してございます。

いずれも重要な案件を提案いたしておりますので、慎重に御審議いただきまして、最後には御承認賜りますようお願い申し上げまして、開会に当たっての挨拶といたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 直也） 町長の挨拶が終わりました。

これで、諸報告を終わります。

---

#### 日程第4. 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（高橋 直也） 日程第4、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。平田総務課長。

○総務課長（平田 栄一） 諒問第1号人権擁護委員候補者の推薦について。下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

氏名、阿波静代さんでございます。住所並びに生年月日は記載のとおりでございますんで、ご覧ください。お願ひいたします。

令和6年12月6日提出。大刀洗町長、中山哲志でございます。

次ページに履歴書を添付しておるものでございます。

その他の部分でございますけども、一番下に、令和4年7月から人権擁護委員の1期目をなさっています。任期につきましては3年でございます。令和7年7月からの任期となっておるものでございます。

簡単でございますけども、説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 直也） 本件については、議会の意見を求めるという規定になっております。

質疑、討論を省略いたします。

---

#### 日程第5. 同意第6号 大刀洗町教育長の任命について

○議長（高橋 直也） 日程第5、同意第6号大刀洗町教育長の任命についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。平田総務課長。

○総務課長（平田 栄一） 同意第6号大刀洗町教育長の任命について。下記の者を大刀洗町教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

氏名、柴田晃次。住所、生年月日は記載のとおりでございます。

令和6年12月6日提出。大刀洗町長、中山哲志。

提案理由でございます。令和6年12月22日をもって教育長の任期が満了するため、新たに教育長を任命する必要があります。

これが、同意案を提出する理由でございます。

次ページをお願いいたします。履歴書を添付しております。

6、その他の部分でございますけども、令和3年12月に就任されまして、今月12月22日をもって任期満了となるものでございます。任期につきましては3年となっております。

簡単でございますけども、説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。質疑のある方は。2番、古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） 2番、古賀世章でございます。今回の教育長の任命につきまして、町長のほうにお尋ねしたいと思うんですが、なぜ今回、柴田晃次氏を教育長に任命されるのか、その理由と根拠を教えてください。よろしくお願ひします。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 古賀議員の御質問にお答えいたします。

柴田教育長を、今回再任をお願いする理由でございます。

柴田教育長につきましては、これまで町内の菊池小学校、本郷小学校等で教頭先生、校長先生を歴任され、また、県の教育庁の教育事務所等でも勤務経験ございまして、本町の教育環境、教育情勢について、恐らく一番詳しい方だというふうに私は思ってございます。

また、教育長1期目現在中も、例えば子育て支援であれば、待機児童の解消に向けて、大変御尽力いただきましたし、子供たちの学習環境の改善、学力の向上に、真摯に先生方と一緒にになって取り組んでいただきまして、本町の小学校、中学校の学力向上が目に見える形で改善してきてございます。

このようなことから、この後も2期目につきましても、ぜひ柴田教育長にお願いをしたいという思いで、今回御提案するものでございます。

○議長（高橋 直也） よろしいでしょうか。2番、古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） 御答弁ありがとうございました。確かに町長がおっしゃるように、柴田氏に対しましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ですか、第4条第1項の規定、これには一応該当されているものというふうに私は判断をしております。

そして、令和3年の12月から3年間、先ほど町長から御説明がありましたように、大刀洗町の教育行政の長として、公私にわたり大変御尽力され、子供たちの学力の向上、これをはじめ、地域とのつながりなど、本当に大変御活躍されておられるということは耳にしております。

ただ残念なのが、柴田氏が教育長に任命された後の教育委員会内部などの問題や不祥事、そ

ういうやつが続いておるようになります。

その例といたしましては、1つが小学校教職員の飲酒運転による事故、そして逮捕、これもありました。それから2つ目は、令和4年11月の教育委員会で業務を管理し、職員を監督する立場にある、職責のある人が文書偽造を行った、悪質な不祥事事案。さらには、教育委員会の補助的会計年度任用職員の報酬支払いについて、欠勤であるにもかかわらず、お金を支払ったというような事例、これら上げれば切りがありません。

私は民間企業でしか経験はありませんが、このような不祥事が続ければ、そこを管掌、あるいは管轄するトップは、管理不行き届きや指導力不足などの理由で、その責任を問われることは必然であります。

大刀洗町はいかがですか。お構いなしですか。私はおとがめなしでは許されないのではないかというふうに考えますが、町長、その点、もう一度お願ひをいたします。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 古賀議員の御質問にお答えをいたします。

教育委員会を運営する上で、いろいろな不祥事があったということはあろうかと思います。それに対して、柴田教育長は、真摯に改善に向けて部下職員を指導し、学校現場でも教職員に対しても、指導あるいは研修等をこれまでも実施していただいており、教育委員会をよりよいものとするためにも、引き続き柴田教育長に教育長として手腕を振るっていただく。これが大刀洗町にとって最善であるというふうに私自身は認識をして、今回提案をいたしているところでござります。

○議長（高橋 直也） 2番、古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） いまいち理解できないような御答弁でございましたが、そういう理由であるということは分かりました。

そこで最後に一つは、柴田教育長にどうお考えなのか、御意見だけを伺いたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（高橋 直也） 柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） 今御指摘いただきました教育委員会内部での不祥事等、その再発防止につきましては、私自身も申し訳なく思っておりますし、今回の一般質問でも議員の皆様方から質問をいただきしております。

これについては、また一般質問のときに正式にきちんと説明をさせていただいて、御理解をいただきたいというふうに思っているところです。

教職員も含めてですけども、こういった事件、あるいは不祥事等々については、きちんと私のほうとしても職員の再発防止、研修、そういういたものに取り組んでもらって、よりよい教育行政

に努めてまいりたいというふうに思っていますので、どうか委員の皆様の御理解と御協力を今後ともお願いします。答弁と代えさせていただきたいと思います。

○議長（高橋 直也） よろしいでしょうか。

○議員（2番 古賀 世章） はい。

○議長（高橋 直也） ほか、質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） これで、1日目の質疑を終わります。

---

#### 日程第6. 同意第7号 大刀洗町教育委員会委員の任命について

○議長（高橋 直也） 日程第6、同意第7号大刀洗町教育委員会委員の任命についてを議題いたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。平田総務課長。

○総務課長（平田 栄一） 同意第7号大刀洗町教育委員会委員の任命について。下記の者を大刀洗町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

氏名、早野由紀子。住所並びに生年月日は記載のとおりでございます。

令和6年12月6日提出。大刀洗町長、中山哲志。

提案理由でございます。現教育委員会委員が令和7年3月31日をもって任期満了となるため、後任の教育委員会委員を新たに任命する必要がございます。

これが、同意案を提出する理由でございます。

次ページをお開きください。早野さんの履歴書を添付しておるものでございます。御参照いただきたいと思っております。

任期につきましては、令和7年4月1日から4年間となっております。

簡単でございますけども、説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 1日目は質疑なしと認めます。

---

#### 日程第7. 承認第5号 令和6年度大刀洗町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めるについて

○議長（高橋 直也） 日程第7、承認第5号令和6年度大刀洗町一般会計補正予算（第4号）の

専決処分の承認を求ることについてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。松元企画財政課長。

○企画財政課長（松元 治美） 企画財政課の松元です。提案理由及び内容の説明をさせていただきます。

承認第5号令和6年度大刀洗町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求ることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年12月6日提出。大刀洗町長、中山哲志。

提案理由といたしまして、衆議院が解散され、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査が行われることになったため、実施に要する経費を支出するための予算の補正を行う必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分したので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

次のページをご覧ください。専決処分書となっております。

もう一枚、おめくりください。専決第5号令和6年度大刀洗町一般会計補正予算（第4号）。

令和6年度大刀洗町の一般会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ819万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ96億4,775万5,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 嶽入歳出予算補正」による。

令和6年10月1日専決。大刀洗町長、中山哲志。

歳出から説明させていただきます。予算に関する説明書、最後のページとなっております。4ページでございます。

歳出、2款4項4目衆議院議員選挙及び国民審査費、補正額といたしまして819万6,000円。主なものといたしましては、3節の職員手当の312万1,000円。こちらのほうは投開票事務の事務従事者の時間外勤務手当等が主なものとなっております。

次に、11節の役務費でございます。236万7,000円。こちらのほうの主なものといたしましては、入場券の郵便料や公報の郵便料となっております。

続きまして、1ページ戻っていただきまして、歳入のほうをご覧ください。

15款3項1目総務委託費、5節選挙費委託金で、同額の衆議院選挙及び国民審査の事務委託金といたしまして811万9,600円を計上いたしております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 1日目は質疑なしと認めます。

---

日程第8. 承認第6号 大刀洗町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めるについて

○議長（高橋 直也） 日程第8、承認第6号大刀洗町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めるについてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。田中健康課長。

○健康課長（田中 豊和） 健康課の田中でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、承認第6号大刀洗町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めるについて御説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年12月6日提出。大刀洗町長、中山哲志。

提案理由でございます。子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令等の公布に伴い、大刀洗町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないため専決処分をしたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

これが、この承認案を提出する理由でございます。

1ページめくっていただきまして、専決処分書でございます。

令和6年10月1日付で大刀洗町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を専決処分させていただいております。

この専決処分の改正内容といたしましては、児童手当法施行令が一部改正されたことに伴いまして、条文の文言を改正するものでございます。

3ページの大刀洗町重度障がい者医療費の支給に関する条例新旧対照表のほうをご覧ください。第3条第2項第4号の改正でございますけれども、新旧対照表の右側、旧になりますけれども、「児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）」の文言を左側、新のように、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第289号）による改正前の児童手当法施行令（昭和46年政令第281号。以下「旧施行令」という。）」に改めるものでございます。

3ページの一番下のほうになりますけれども、第6号の改正でございます。

次のページをご覧ください。第6号の改正は、右側、旧のほうの「児童手当」の文言を、左側、

新のほうでございますけれども、「旧」に改めまして、旧施行令とするものでございます。

第13条第1項の改正につきましては、右側、旧のほうの「厚生労働省令」を、左側、新の「主務省令」に改めるものでございます。

2ページをご覧ください。改め文でございますけれども、改め文の中の附則でございます。この条例は、令和6年10月1日から施行することとして、施行期日を定めております。

簡単でございますけども、説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 1日目は質疑なしと認めます。

---

### 日程第9. 承認第7号 大刀洗町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めるについて

○議長（高橋 直也） 日程第9、承認第7号大刀洗町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求ることについてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。田中健康課長。

○健康課長（田中 豊和） それでは、承認第7号の御説明をさせていただきます。

承認第7号大刀洗町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求ることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年12月6日提出。大刀洗町長、中山哲志。

提案理由でございます。児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、大刀洗町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないため専決処分をしたので、これを報告し、承認を求めるものである。

これが、この承認案を提出する理由でございます。

1ページめくっていただいて、専決処分書でございます。

令和6年11月1日付で大刀洗町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を専決処分させていただいております。

改正内容といたしましては、児童扶養手当法施行令が一部改正されたことによりまして、条例の項番号にずれが生じたため、条例の文言を改正するものでございます。

それでは、3ページをご覧ください。大刀洗町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例新旧対照表でございます。

第3条第2項の改正でございますけれども、第4号、第6号及び第7号の規定を旧のほう、「第2条の4第8項」の文言を、新のほうです、左側、新のほうになりますけれども、「第2条の4第7項」に繰り上げるものでございます。

また、一番下の第8号の改正につきましては、次のページをご覧ください。4ページになります。こちらは旧のほう、右側でございますけれども、「第2条の4第7項」を、左側、新になりますけれども、「第2条の4第6項」に改正して、項番号を繰り上げるものでございます。

議案書2ページのほうにお戻りください。附則でございます。この条例は、令和6年1月1日から施行することといたしまして、施行期日を定めております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。質疑ございませんか。7番、平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 7番、平山です。先ほど承認第6号と承認第7号と専決処分が行われておりますが、例えば、先ほどの6号でいうと10月1日専決、今回が11月1日専決となっていますが、政令が施行された時期と、それとどちらもなんんですけど、9月議会に間に合わなかったのか、時期的に、その辺をもう少し詳しく御説明いただければと思います。

○議長（高橋 直也） 田中健康課長。

○健康課長（田中 豊和） 平山議員の御質問にお答えいたします。

まず、承認第6号のほうの改正でございますけれども、県のほうから来た通知のほうが9月末でございました。9月議会のほうに間に合わなかつたということで、承認第7号につきましても、これが10月に入ってからの通知でございましたので、9月議会に間に合わなかつたということで、専決処分をさせていただいている次第でございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 7番、平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 分かりました。7号については、政令はもう少し早い時期に行われて、実施されているんじゃないのかなと思うんですが、たしか6号は9月に政令が発布されているんですが、7号については、途中の機関、中間機関が何か止めていたのか。それともそれ自体が遅かったのか。時期的に政令の発布時期が7号のほうはもう少し早いようにお見受けいたしますので、その違いが何なのかというものがもし分かればお願いしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。田中健康課長。

○健康課長（田中 豊和） 承認第7号のほうにつきましては、先ほど10月と申しましたが、9月末のほうに県のほうから来ておりまして、改正内容のほうがまだ把握ができていなかつた関係で、9月議会のほうに間に合わなかつたということでございまして、施行期日のほうも11月1日付だったということもありまして、専決処分のほうでさせていただいたという次第でござい

ます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 7号については、大本となる政令は、多分7月に公布されているんじゃないかと思うんです。だから、そこはしっかり手順として正しかったのかどうか、いま一度御確認いただきたいと思います。今日はこれで終わります。

○議長（高橋 直也） ほかに質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） これで、1日目の質疑を終わります。

---

#### 日程第10. 議案第42号 令和6年度大刀洗町一般会計補正予算（第5号）について

○議長（高橋 直也） 日程第10、議案第42号令和6年度大刀洗町一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。松元企画財政課長。

○企画財政課長（松元 治美） それでは、内容を説明させていただきます。

議案第42号令和6年度大刀洗町一般会計補正予算（第5号）。

令和6年度大刀洗町の一般会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,158万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ98億6,933万9,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 嶽入歳出予算補正」による。

繰越明許費。第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

債務負担行為の補正。第3条、債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正。第4条、地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和6年12月6日提出。大刀洗町長、中山哲志。

歳出から説明させていただきます。予算に関する説明書の6ページをご覧ください。歳出でございます。

人件費につきましては、人事院勧告を反映した形で計上させておりまので、各款項目の中での説明は省略させていただきます。

1款1項1目議会費、主なものといたしまして、17節の備品購入費136万4,000円。

こちらのほうは議場の映像等の設備機器の購入費といたしまして、液晶ディスプレーの3台と周辺機器を購入するものとなっております。

続きまして、7ページをご覧ください。2款1項7目連絡所費でございます。こちらのほうは136万円を減額させていただいております。こちらは改修期間中、菊池連絡所のほうを閉鎖しておりましたので、そちらのほうの人物費のほうは連絡所のほうから支出せず、戸籍住民基本台帳費から支出しておりますので、こちらを減額といたしまして、後ほど出てきますところで増額をさせていただいております。

あと17目の地域ブランド推進費につきましては708万9,000円を減額させていただいております。こちらのほうは人物費とともに不用額のほうの額を減額させていただいております。

8ページをご覧ください。2款1項19目社会保障・税番号制度事業費でございます。17節の備品購入費で113万1,000円。マイナンバーカードの申請をサポートするシステムを2台買うということで、アシストするタブレット等でございます。こちらのほうはマイナンバー関係の補助金を使いまして、10分の10、全額補助となっております。

21目の地域公共交通対策費、12節委託料といたしまして170万円、こちらのほうは昼間運行しておりますひばり号ののりあい定額タクシーの委託料が不足となっておりるので、増額するものでございます。

次に、9ページをご覧ください。2款3項1目の12節委託料でございます。コンビニ交付における標準化・共通化に係るシステム改修委託料といたしまして506万円を計上いたしております。こちらのほうはシステムのほうが標準化システムへ移行に伴いまして、コンビニ交付のシステム自体も改修が必要となってまいりますので、そちらの委託料でございます。こちらのほうも全額補助となっております。

次に、10ページをご覧ください。3款1項2目障害児者自立支援費でございます。19節の扶助費でございます。こちらのほうは訓練等の給付費や補装具の給付と障害児の通所支援等の扶助費のほうの増額を5,860万円、させていただいております。

次に、11ページでございます。同じく3款1項2目の障害児者自立支援費の中の22節償還金・利子及び割引料でございます。こちらのほうは105万7,000円、こちらのほう、令和5年度に国庫、県費の負担金や補助金等で頂いていた分の返還金となっております。

次に、12ページをご覧ください。3款1項8目介護保険推進費でございます。こちらのほうも22節償還金・利子及び割引料といたしまして、令和5年度の総合事業等の事業の配分金の返還金といたしまして146万3,000円。

2つ下の11目国民健康保険費といたしまして、22節繰出金として122万7,000円。その下の12目後期高齢者医療保険費で27節の繰出金、こちらのほうは617万4,000円

を減額いたしております。

次に、13ページをご覧ください。3款1項16目価格高騰重点支援地方交付金（定額減税一体支援）事業費の12節委託料でございます。183万5,000円。こちらのほうはシステム改修費でございます。不足額の給付分のみのシステム改修代となっております。こちらのほうは、定額減税し切れないと見込まれる方への給付を令和7年度もするようになっておりますので、その分のシステム改修費で、全額補助となっております。

続きまして、3款2項1目児童福祉総務費、18節負担金・補助及び交付金でございます。金額といたしましては254万6,000円。主なものといたしましては、保育所の運営費補助金の不足分を249万円増額いたしております。

その下でございます。19節の扶助費のほうも1,433万2,000円の増で、本郷保育園の委託費といたしまして1,384万円が主なものとなっております。

また、22節償還金・利子及び割引料につきましては、こちらのほうも令和5年度補助金で頂いていた県費負担等の返還金となっております。

14ページをご覧ください。3款2項2目児童措置費、19節扶助費でございます。こちらのほうは児童手当の6,760万円を増額いたしております。こちらのほうは令和6年10月から改正された分で、高校生年齢の18歳までと多子加算等が変更があった分について、増額させていただいております。

続きまして、1ページ飛びまして、16ページをご覧ください。主なものといたしまして、4款1項7目の母子保健衛生費の22節償還金・利子及び割引料が391万6,000円。こちらのほうも過年度分の交付金のほうの返還金となっております。

また、同じページの下のほうでございます。5款1項4目農業振興費、18節負担金・補助及び交付金でございます。水田担い手機械導入支援事業費の補助金が主なものとなっております。こちらのほうは補助に要望しております、1件の追加の内示がございますので、その分を増額したものとなっております。節といたしましては128万1,000円を増額させていただいております。

17ページでございます。5款1項10目農村環境整備費、18節の負担金・補助及び交付金でございます。こちらのほうは大刀洗町農業土木事業費の補助金といたしまして478万6,000円。同じく13目の農業集落排水事業費で、27節繰出金といたしまして、下水道事業会計への繰出金を177万円計上いたしております。

18ページをご覧ください。18ページの7款3項2目公共下水道費につきましては、27節の繰出金については184万7,000円を減額とさせていただいております。

19ページをご覧ください。9款2項1目一般管理費、17節備品購入費でございます。

168万9,000円を増額させていただいております。学習用コンピューターの購入費で67万円、大堰小学校の給食調理室のフライヤー購入費で90万円が主なものとなっております。

次に、9款3項1目一般管理費でございます。14節の工事請負費といたしまして、中学校調理室・普通教室空調機設置工事といたしまして2,000万を計上させていただいております。

最後のページ、20ページでございます。主なものといたしましては、9款5項6目の青少年校外活動事業費の18節の負担金・補助及び交付金といたしまして、34万円を負担金として計上させていただいております。

次に、歳入のほう、3ページへお願ひいたします。歳入でございます。

14款1項1目民生費国庫負担金、1節社会福祉費負担金といたしまして2,930万円。こちらのほうは障害者の自立支援給付費の負担金と障害児の入所給付費の負担金となっております。

また、3節児童福祉費負担金といたしまして、こちらのほうは令和5年度分の追加交付がございましたので、そちらの分を550万6,000円を計上いたしております。

次に、14款2項1目1節の総務管理費補助金、こちらのほうはマイナンバーカードの補助で買います分のアシストしてくれるシステム分のものでございます。113万1,000円。

また、5節の物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金につきましては、給付事務のシステム改修を行うという分でございます。183万5,000円でございます。

次のページをご覧ください。4ページでございます。主なものといたしまして、15款1項1目民生費県負担金、1節社会福祉費負担金でございます。こちらのほうも障害者自立支援と障害児入所等の給付費の負担金でございます。こちらのほうは県費分という形で1,465万円となっております。

また、その下でございます。2節の保険基盤安定等の負担金といたしまして374万5,000円を減額いたしております。こちらのほうにつきましては、後期高齢者医療費の保険基盤安定負担金のほうが減額となっておりますので、その分を計上させていただいております。

次のページ、5ページをご覧ください。18款1項1目基金繰入金、3節ふるさと応援基金繰入金といたしまして、ふるさと応援基金のほうを2,174万8,000円を基金より繰り入れております。

また、その下でございます。19款1項1目繰越金です。1節の繰越金で、前年度繰越金のほうを1億3,008万6,000円を計上いたしております。

次に、20款3項1目雑収入、1節雑入といたしまして520万1,000円。こちらのほうはデジタル基盤改革の支援補助金といたしまして506万円。こちらのほうはコンビニ交付のシステム改修費のほうの補助金という形になっております。

また、その下でございます。21款1項3目農林水産業債といたしまして、1節農業債

260万円、こちらのほうは県営の両筑平野二期事業の分の公共事業等債となっております。

前のほうの予算書の4ページへ戻りください。第2表でございます。第2表、繰越明許費。9款3項です。事業名といたしましては調理室・普通教室空調機器設置工事といたしまして、金額を2,000万円を上げております。

次に、第3表、債務負担行為補正。1、追加。振り仮名の法改正に伴う通知書作成業務委託で、期間といたしましては、令和6年度から令和7年度までといたしまして、限度額268万9,000円。また、中学校の指導者用デジタル教科書購入費の令和6年度から令和7年度を42万、教師用の指導書等の購入といたしまして、令和6年度から令和7年度、219万円を計上いたしております。

第4表、地方債補正。1、変更。変更のみ説明させていただきます。公共事業等債の限度額を補正しております。補正前が680万円を、補正後は940万と変更、補正いたしております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。質疑ございませんか。7番、平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 質問いたします。19ページの9款3項1目14節の工事請負費が2,000万計上されております。これは中学校に係る工事請負費だとお聞きしました。調理室・普通教室空調機設置ということでお聞きしております。

これについては、今一般的な空調ではないシステムの空調設備が令和元年に普通教室についておりますが、いろんな生徒、先生方からたくさんのお意見を頂いた結果、追加設置ということになろうかと思います。

多分普通教室が1,000万程度になろうかと思いますが、この追加補正をせざるを得なくなつた理由、つまり5年前にどういった経緯で現在の空調がついて、どういった経緯で今回追加で空調をつけざるを得なくなったのか、その経緯について少し詳しく教えていただきたいと思います。

○議長（高橋 直也） 早川こども課長。

○こども課長（早川 正一） 平山議員の質問にお答えいたします。

まず、導入の経緯について説明をさせていただきます。

中学校への空調機の設置につきましては、平成30年度の文部科学省の補正予算、冷房設備対応臨時特例交付金により、町内小・中学校に空調機を設置をしております。

中学校につきましては、以前から空調機設置の計画がございまして、通常のエアコンではなく、光冷暖という新しい空調機について検討をしておりました。

この空調機導入の最大の理由については、通常の空調機とは違いまして、風が吹かないことで、ほこりやウイルスが舞うことなく、子供たちにとって健康被害が非常に少ないというメリット

がございます。

そのほか、機械音等がなく静かであること、また、電気料金や機器更新機が安いこと、2014年には環境大臣賞を受賞するなど、脱炭素社会に適応した製品であることなどを考慮して、導入がされたというふうでございます。

こちらにつきましては、平成31年3月議会において補正予算を計上し、4月の臨時議会で仮契約の締結について議決をいただいております。

次に、今回新規に補正予算に上げさせていただいている空調機を普通教室につけることになった経緯でございます。

令和2年度からの新型コロナ感染症蔓延によりまして、感染対策が重要となってまいりました。中学校におきましても、感染対策としまして、教室内を常時換気する必要になったことから、教室内の冷気が外へ出ていきまして、室温を保つことができなくなつたという理由がございます。

また、本機器を設置した令和元年以降、地球温暖化の影響によりまして気温が上昇しております。筑後地方の令和元年度と令和6年度の6月から9月までの気温を比較いたしますと、最高気温が1.1度から2.6度、平均気温が0.1から2.9度、最高平均気温が0.1度から4.1度と上昇しておりまして、外気温や換気の影響により室温が上昇したため、今回、新たに空調機を設置するという運びになっております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 今回、子供の安全を守るために、不足分を補って設置するということには、大いに賛成いたします。おっしゃったように、この5年前、議会から多くの懸念が示されたということは、現在の町長もよく御存じのことだと思います。当時いらっしゃいましたね。

その中で、行政側が性能に、我々が性能について非常に疑義があるということで、資料を出せ、出せと言ったけれども、出さない。最後に滲々出た性能表では、当時の性能すらもクリアできていないんじゃないかな、こういう指摘が議員からもありました。

それについて、結局、議決的には契約は賛成で可決されたんですが、そうした疑義に対して、町が非常に機種ありきで設置を強行するような感じで、疑義にも正直に、誠実に答弁がなされたとは思いません。

当時の議事録とか、担当の方はお読みになりましたでしょうか。どういう答弁、どういう質疑が出て、どういう答弁なさっているか。

○議長（高橋 直也） 答弁求めます。

○議員（7番 平山 賢治） 町長でも構いません。

○議長（高橋 直也） 当時の議事を、今の担当課含めて見られたかという質問でございます。早

川子ども課長。

○こども課長（早川 正一） 御質問にお答えしたいと思います。

今回の空調機設置に当たりまして、平成31年3月議会及び31年4月の臨時議会の議事録のほうは確認をさせていただいております。

以上です。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 最終的に賛成もあった議員からも、大いに性能や安全性についての疑義が上がっているわけです。まさにそのとおりになっているわけです、今回。追い銭が必要になった。非常に行政側の責任も重いと思うんですけれども。

平成31年3月6日の本会議において、設置工事費を含む補正予算を審議した際、このときも実績や性能、まず公立学校への実績はゼロと。私立小学校への設置のみ。しかも、このとき冬でしたので、夏の検証が全く行われていない。暑さに耐え得るものかというものが、性能上も証明されていないし、実際に体感もしていない状態で、設置が強行されたということあります。

これに対して、当時の安丸国勝なる町長は、何かあつたら私が責任を取ると答えています。これが今回、まさに何か——町長、起きていらっしゃいますか。町長、起きていますか。何かあつたら責任を取ると、本会議の場においておっしゃっています。

当然、今回何かあつた事態でありますから、この追加費用や諸経費を安丸国勝氏に請求すべき事態だと思いますが、町長、いかがですか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

今回追加で空調器の設置をお願いしておりますのは、先ほどこども課長からも答弁いたしましたとおり、近年の気温の上昇、特に夏場の気温が、昨年も今年もそうでしたけれども、過去最高を更新するなど、それまで設置時点でなかなか想定されていなかったような気温の上昇があったことが1点と、もともとこの空調方式っていいますのが、触媒式といいますか、輻射熱方式によりまして、風を使わないので冷やした冷気を教室に送り込むのではなくて、パネルの中で冷水であったり、温かい水を循環させることによって、熱が教室内に広がっていくことなので、まず風が出ない、音がしない、静かであると。

教育環境、学校において、中学生が学習するにおいては最も、健康面からも、あるいは学習面からもメリットがあるのではないかということで導入したものというふうに私自身は理解してございます。

そういう中で、従来タイプの空調方式でございましたら、当然風が舞いますので、ごみが舞う。あるいはウイルス等も含めて舞いますので、一定時間帯、1時間ごととか換気が必要になってま

いりますけれども、この方式は風が起こりませんので、そこまで換気のほうは必要がないという認識でございます。

しかしながら、コロナ禍におきまして、学校現場においても一定時間の換気が、国の方等から御指示をいただきまして、従来のような運用方法が、このタイプの空調に適した運用方法ができなくなったということが原因ではなかろうかと考えてございます。

こういったことから、今平山議員が御指摘がございましたように、前町長に対して損害を請求するとかいうことは、町としては考えてございません。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 何かあつたら、私は責任を取るという見地に基づいて賛成をした議員も多いはずなのです。だから、この議決に対する責任は、この前町長の安丸国勝なる人物の責任は非常に大きいと思います。

それから、先ほども言っているような、気温が2度上がった、それから換気ができた、全く言い訳になっていません。当時から既に指摘していたことです。この性能が足りていない。それから温暖化の影響というのは、5年前から始まったんでしょうから、全く違います。

それで、通常の空調設備をつけておけば、今2度上がっても耐え得るわけでしょう。その辺、どうですか。それをわざわざこういうものをつけたから、2度の上昇に耐えられなくなったり。そういうことではありませんか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

先ほどの答弁とは重複して恐縮でございますけれども、この中学校における空調整備につきましては、まず、子供たちの健康面、あるいは学習面のほうから、音がしない、風が出ないということで、学習面、健康面から子供たちにとって、今の入れている冷房方式がより望ましいのではないかという当時の判断で導入されたものというふうに認識してございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） それは分かります。そういったメリットを上回る問題や性能不足というものは、当時から指摘していたではないかということを言っているんです。だから、そういうメリットは分かります。

それから、これは確かに密閉された施設であれば、一定の効果はあるかもしれない。ただ学校のように、学校はコロナとか関係なく、しばしば密閉せずに開放するわけです。例えばインフルエンザの時期だってそうじゃないですか。換気が必要、それからしばしば出入りするような施設で、この機器は向かないでしょうということは、メーカーも言つとるんです。そんなもんついている。しかも、俺が責任を取るなどと見えを張つて可決させると。これは明らかです、この町

長の政治責任は。

だから費用、追加にかかった分、当然、今回、私は賛成します、この設置についてはですよ。うちも中学生がおりますし、中学生の生徒、先生方からも何とかしてくれということでお話は聞いていましたので、早急に話はせんといかんと思っていましたが、特にここに至っては、ですよ、この以前のやり取りをしっかりと行政も把握した上で、なぜこのようなものが設置されるに至ったのかということを、ここも私、一般質問していますけど、前町政のゆがみの極めて大きな部分であるし、この安丸町政の問題が、今年ここに来てゆがみが非常に噴出している。この学校空調についても、その象徴的なものだろうと思っています。

このときのですね質疑といいますか、答弁といいますか。最終日にもぜひもう一回質問したいと思うんですけど、私、どうやって、責任取るっておっしゃったけど、何に対して責任取るんですかと言ったところ、安丸国勝氏はもう逆切れです。覚えてますね。副町長、横にいらっしゃいました。しかし、止めませんでした。

だから、現在の町長も、こういう逆切れとか暴言を認めてきたということになろうかと思いますが、結局、何に責任を取るか。何に責任取るかについて3回聞きましたけど、1回も答えず。あんた方、議会も何とか、反対が何とかかんとか、わめき散らすような感じです。これによってこんなもんがついてしまった。追い銭が必要になった。ということは町は全体も含めて、こういった個別の事案を大いに反省してください。

最後にお尋ね、まず今日初日、最後にお尋ねしたいんですけど、今度設置される空調は光冷暖がなくても、教室の空調を安全基準に収められると。そういう性能の空調をおつけになると。そういうことでよろしいですか。そうした場合は、光冷暖はどうなさるのか、そこをお尋ねしたい。

○議長（高橋 直也） 早川こども課長。

○こども課長（早川 正一） 平山議員の御質問にお答えしたいと思います。

先日の全員協議会の中で、40畳に対応した空調機をつけるということで御説明をさせていただきまして、私のほうからは、これ1機だけで真夏のほうも、新しくつけた空調だけで、真夏も生徒たちが学習できる環境にできるというふうな発言をしましたが、確認をしたところ、そこまでの性能がございませんでしたというところで、おわびして訂正させていただきたいと思います。

こちらにつきましては、基本的には教室内の温度が上昇したときの補助的な使用として、今回設置を考えております。

運用方法につきましては、中学校で実際に使用してみて、どのような運用が効果的かというところで見ていきたいと考えております。

例えば短期的に使用する場合は、現在つけた通常を使用する。継続的に空調機を入れ始める時期には、光冷暖を使用し、室温が高くなれば、通常の空調を補助的に入れることで、ランニング

コストを抑えながら使用していきたいと考えております。

この運用につきましては、光冷暖のメリットを最大限生かせるような運用をしていきたいというふうに考えております。

次に、撤去の方向性につきましては、先ほど申し上げましたように、補助的な部分での使用というところでございますので、撤去をすることは考えてございません。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 最後にしようと思いましたが、また全協のことと全然違う発言の答弁が出ましたんで、こちらも質問を変えないといけません。

今の光冷暖のデメリットをよく自覚なさっていますか。学校側から要望あると思うんです。暑いだけじゃない、効かないだけじゃないと思うんです。そこはどうですか。

○議長（高橋 直也） こども課長。

○こども課長（早川 正一） 御質問にお答えいたします。

私のほうが聞いているのは、室温が下がらないという部分がございますし、別のところではかびが発生するといったような事象もあるというところで認識をしております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） まず、エアコンが場所によって違うというけど、これ光冷暖のところは暑い、寒いと。機器のあるところは暑い、寒い。周りは一切効かない。しかも、じゅわっとしか効かないから、非常に場所ごとの不均衡が大きいという話です。

それから、先日の話で、今一クラスの生徒が増えていると。クラスによって42人になると。これも想定内の話だと思うけど、面積を食います、これは。だから狭くなっているんです、教室が。この問題が一つ。

それから暗い。非常に大きな機器ですから、外の光が入らなくて、学習にも影響を及ぼすぐらい暗い。確かに最高の基準は満たしているとは言いましたが、実際に通常のエアコンより暗い。

そう考えると、これは先ほど賛成すると言いましたが、併用で弱めの空調をつけるとなると、そこはもう光冷暖に頼らない方法で、一般の空調で貯えるような方式でやはり算段すべきじゃないかということは、やはり今回申し上げたいと思いますが、いかがですか。

本当は二重投資になると思うんですけど、そうなると。今回光冷暖を反省の上に撤去した上で、一般的空調に切り替えると。それに必要な性能のものをつけるという政治判断が私は必要だと思いますけど、いかがですか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。こども課長。

○こども課長（早川 正一） お答えしたいと思います。

確かに夏につきましては暑くなりまして、冷房が効かず、学習面に影響が出ているというところであるかと思います。

しかしながら、冬につきましては、十分な学習環境が保てておりますし、乾燥しないというメリット、その他、先ほど申しましたメリット等もございますので、撤去の方向性は考えておらず、また、こちら国の補助金や起債も活用しておりますので、それも含めて撤去の方法は考えてございません。

以上です。

○議長（高橋 直也） ほかに質疑ございませんか。古賀議員。

○議員（2番 古賀 世章） 2点ほどお尋ねいたします。

1点目は、17ページをお願いをいたします。17ページの5款1項10目ですかね。農村環境整備費で、18節には負担金・補助金及び交付金ということで478万ほど補正されております。この中身がですね、この前ちらっと耳にしたのは、暗渠排水か何かをされて、その工事をした後が壊れたとか、何かそういう説明であったやに記憶しとるんですけど、この具体的な内容を、まず、お尋ねをいたします。

○議長（高橋 直也） 矢永農政課長。

○農政課長（矢永 孝治） 古賀議員の御質問にお答えいたします。

大刀洗町農業土木事業の補助金のことでございますが、こちらはですね町の単独の補助事業になります、農業用施設の補修の工事等に対しまして7割の補助を行う事業でございます。

今回、5件の申請があつております、主に排水路ののり面の補修等の事業に使うようになっております。5か所は、主に上高橋とか鵜木とか高樋と、あと北部地区が申請が上がっている場所となっております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） 御説明ありがとうございました。が、ちょっと私が耳にした情報なんですが、これをやられた業者が、そのある程度そのまとまとるとという言い方は悪かけど、補修をやらにやいかん業者とそうでない業者があるやに、耳にしとるんですけど、その辺は何か把握をされておられるかどうか、それを確認したいと思います。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。矢永農政課長。

○農政課長（矢永 孝治） 御確認ですけど、業者が決まっているかどうかということですか。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） 決まっているかどうかじやなくて、幾つか業者があつたんでしょう、

工事をする業者というのが。1個だけですか。私が耳にしたのは、幾つか業者があつて、その中の業者のどこかが、こういう補修をせにやいかんような業者であったというふうな情報を耳にしとるんですよ。だから、それが事実かどうかを確認しとるわけです、今。よろしくお願ひします。

○議長（高橋 直也） 矢永農政課長。

○農政課長（矢永 孝治） お答えいたします。

恐らく古賀議員は暗渠排水の工事の分のことを言われておると思いますので、ちょっと私の手元の資料がですね排水路の面改修工事としか、事業内容のことについては載っておりませんので、その工事の補修をせにやいかんようなところがあったということでおろしかったですかね。その点についてはですねちょっと、また確認してから、後日、御回答いたします。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） その件は了解しました。確認の上、また御報告をお願いいたします。

それから、もう一点なんですが、ちょっと戻って、8ページをお願いをいたします。8ページ目の2款1項21目ですか。これに地域公共交通対策費として170万円ほど補正がされております。先ほどの御説明では、何か利用する人が増えたとかというようなやに記憶しておりますが、170万も組まれるちゅうのは、相当増えとるんじやないかと思うんですが、よかつたらもう少し詳しく御説明をお願いをいたします。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。松元企画財政課長。

○企画財政課長（松元 治美） 古賀議員の御質問にお答えいたします。

こちらのほうはひばり号の昼間の分の委託料として、3つのタクシー会社に委託しておりますので、その分の金額となっております。

こちらのほうにつきましては、毎月増えているような状況で、利用者のほうも大体最近では50人ぐらい登録に来られているような状態ですので、その分で今年度予定していた金額以上のお支払いを今現在しているもので、追加として計上させていただいたものとなっております。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） ちょっと理解に苦しむんですけども、私が求めているのは、1日当たり、昨年までは12人か13人ぐらいでした。それががばっと増えたということですか。その辺をちょっとお伺いしたいんですけど。

○議長（高橋 直也） 松元企画財政課長。

○企画財政課長（松元 治美） 古賀議員から一般質問にも御質問いたしましたので、どちらのほうでお答えもあるんですけども、今現在、大体月に20名ほどだったかと思います。正確な数字は、どちらのほうで答弁させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） 御答弁ありがとうございましたが、20人ぐらいというのは非常にうれしいことです。本年度の目標が、たしか14か15人ぐらいだったやに理解しとるんすけれども、大体例年、今ぐらいには200万か300万ぐらい、逆に減額しとったわけです。

本年は逆に200万弱増えとるから、よっぽど利用者が増えたんじゃねえかというふうに感じたもんですから、改めて質問させていただいたと。あとはまた一般質問の中で詳しく確認させていただきますんで、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（高橋 直也） ほかに質疑はございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） ないようですので、これで1日目の質疑を終わります。

ここで暫時休憩を挟みたいと思います。議場の後ろの時計で11時35分より再開したいと思います。

暫時休憩を挟みます。

休憩 午前11時24分

.....  
再開 午前11時35分

○議長（高橋 直也） それでは、休憩前に引き続き議事を再開いたします。

---

日程第11．議案第43号 令和6年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（高橋 直也） 日程第11、議案第43号令和6年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。田中健康課長。

○健康課長（田中 豊和） それでは、議案第43号について提案させていただきます。

議案第43号令和6年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

令和6年度大刀洗町の国民健康保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ130万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億5,865万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

令和6年12月6日提出。大刀洗町長、中山哲志。

3枚めくっていただきまして、予算に関する説明書をご覧ください。

予算に関する説明書の4ページになります。一番最後のページでございます。歳出のほうから御説明させていただきます。

まず、1款1項1目総務費の一般管理費でございますけれども、こちらにつきましては、職員の人工費の分でございますので、割愛させていただきます。

2款1項3目一般被保険者療養費30万円の増額でございます。内訳といたしまして、18節の負担金・補助及び交付金で、一般被保険者療養費のほうを30万円増額させていただいております。

3款1項1目一般被保険者医療給付費分につきましては、財源の組替えでございます。

続きまして、5款1項1目特定健康診査等事業費でございます。補正額6万4,000円の増額でございます。22節償還金・利子及び割引料といたしまして、過年度分の特別交付金の返還、過年度分の事業費のほうの確定ができましたので、6万4,000円の返還金を計上しております。

1ページ戻っていただきまして、3ページをご覧ください。歳入でございます。

4款1項1目保険給付費等交付金でございます。補正額7万9,000円。内訳といたしまして、1節の普通交付金30万円の増額です。2節特別交付金22万1,000円の減額としております。

次に、6款1項1目一般会計繰入金でございます。一般会計からの繰入金でございまして、補正額といたしましては122万7,000円の増額でございます。

2節職員給与費等繰入金といたしまして94万2,000円、6節の産前産後保険税繰入金といたしまして28万5,000円の受入れを予定しております。

以上、簡単でございますけども、説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋 直也） 1日目は質疑なしと認めます。

---

日程第12. 議案第44号 令和6年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算  
(算2号)について

○議長（高橋 直也） 日程第12、議案第44号令和6年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。田中健康課長。

○健康課長（田中 豊和） それでは、議案第44号について提案させていただきます。

議案第44号令和6年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）。

令和6年度大刀洗町の後期高齢者医療保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ485万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,011万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 嶸入歳出予算補正」による。

令和6年12月6日提出。大刀洗町長、中山哲志。

3枚めくっていただきまして、予算に関する説明書のほうをご覧ください。

予算に関する説明書の4ページになります。まず、歳出から御説明させていただきます。一番最後のページでございます。

歳出の1款1項1目一般管理費でございます。補正額23万円、こちらにつきましては職員の人工費に係る分ですので、説明は割愛させていただきます。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金でございます。508万9,000円の減額でございます。こちらにつきましては18節の負担金・補助及び交付金で、広域連合への納付金の額が確定いたしましたので、508万9,000円の減額をするものでございます。

前のページにお戻りください。3ページでございます。歳入になります。

3款1項1目事務費繰入金でございます。補正額108万5,000円の減額でございます。これは1節の事務費繰入金といたしまして108万5,000円の減額でございます。

3款1項2目保険基盤安定繰入金、補正額508万9,000円の減額でございます。こちらにつきましては、1節の保険基盤安定繰入金のほうの減額508万9,000円でございます。

5款3項1目雑入でございます。補正額131万5,000円、こちら1節の雑入でございまして、131万5,000円を計上しておりますが、こちらは市町村事務費負担金決算の余剰金のほうが発生しましたので、その余剰金の返還金といたしまして131万5,000円を計上しておるところでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 1日目は質疑なしと認めます。

---

日程第13. 議案第45号 令和6年度大刀洗町下水道事業会計補正予算（第3号）について

○議長（高橋 直也）　日程第13、議案第45号令和6年度大刀洗町下水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。佐々木建設課長。

○建設課長（佐々木大輔）　建設課の佐々木でございます。

議案第45号令和6年度大刀洗町下水道事業会計補正予算（第3号）。

総則。第1条、令和6年度大刀洗町の下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出の補正。第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、既決予定額、補正予定額、計の順で読み上げいたします。

まず収入です。第1款下水道事業収益、6億7,085万6,000円、298万1,000円、6億7,383万7,000円。第2項営業外収益、4億281万5,000円、298万1,000円、4億579万6,000円。

支出です。第2款下水道事業費用、6億9,516万7,000円、399万6,000円、6億9,916万3,000円。第1項営業費用、6億1,707万8,000円、359万6,000円、6億2,067万4,000円。第2項営業外費用、7,738万9,000円、40万円、7,778万9,000円。

次のページをお願いいたします。

資本的収入の補正。第3条、予算第4条に定めた資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

科目、既決予定額、補正予定額、計の順で読み上げます。

まず、収入です。第3款資本的収入、3億7,996万8,000円、ゼロ円、3億7,996万8,000円。第2項補助金、2億5,609万3,000円、マイナス220万円、2億5,389万3,000円。第3項負担金、7,937万1,000円、190万円、8,127万1,000円。第4項分担金、10万4,000円、30万円、40万4,000円。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。第4条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

科目、既決予定額、補正予定額、計の順で読み上げます。

1、職員給与費、3,016万3,000円、49万8,000円、3,066万1,000円。

他会計からの補助金。第5条、予算第9条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額

「2億8,962万1,000円」を「2億8,899万5,000円」に改める。

令和6年12月6日提出。大刀洗町長、中山哲志。

5ページをお願いいたします。

下水道事業会計補正予算事項別明細書でございます。

1、収益的収入及び支出。収入です。

1款の下水道事業、収益、補正予定額298万1,000円の増でございます。内訳としまして、2款2目1節の他会計補助金157万4,000円、3目1節の他会計負担金54万9,000円、どちらも一般会計からの繰入金でございます。

9目雑収益、3節のその他雑収とございますが、ここに間違いがございますので、別にお配りしております正誤表をご覧いただきたいと思います。

上のほうが現在の状態、誤った状態の表でございます。表の一番下の部分、9目雑収益の説明が3節の「その他雑収」となっておりますが、アンダーラインを引いている部分でございます。下の表のとおり訂正させていただきます。正しくは3節「その他雑収益」でございまして、「益」の一文字が抜けておりました。おわびして訂正させていただきます。申し訳ありません。

予算書の5ページに戻っていただきまして、3節のその他雑収益が85万8,000円でございます。こちらは公共全国自治協会災害共済給付金となっておりまして、落雷で破損した通報装置に対する共済金が支払われたものでございます。

6ページをお願いいたします。収益的支出でございます。

2款下水道費用、補正予定額399万6,000円の増でございます。主なものとしまして、1項1目管渠費の14節修繕費101万1,000円でございます。こちらは公共マンホールポンプのオーバーホール費でございます。

次に、2目の処理場費、14節の修繕費159万5,000円、農集大堰水処理センターの修繕費等となっておりますが、排管詰まりの修繕を行ったものでございます。

3目の業務費、16節の通信運搬費24万7,000円、郵便料の改定に伴うものでございます。

総係費については人件費ですので、割愛をさせていただきます。

2項1目の支払利息、1節の企業債利息が40万円です。こちらは前年度借り入れた企業債の償還利息が確定したものを補正させていただいております。

次のページをお願いいたします。資本的収入の収入でございます。

3款資本的収入、補正予定額はゼロでございますが、収入の実績に合わせて組替えをしておるものでございます。

2項3目の他会計補助金、1節他会計補助金でございますが、マイナスの220万円でござい

ます。一般会計からの繰入金を減額しております。

3項2目の受益者負担金、1節の受益者負担金を190万円増額をしております。また、4項1目1節の受益者分担金、こちらを30万円増額しております、プラスマイナスのゼロとなっております。

説明については以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋 直也） 1日目は質疑なしと認めます。

---

○議長（高橋 直也） 以上で、本日の議事は全部終了しました。

本日は、これで散会します。お疲れさまでした。

散会 午前11時54分

---

---

令和6年 第7回 大刀洗町議会定例会会議録(第2日)  
令和6年12月10日(火曜日)

---

議事日程(第2号)

令和6年12月10日 午前9時30分開議

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

出席議員（11名）

1番	松本 照行	2番	古賀 世章
3番	中村 龍博	4番	平田 康雄
5番	實藤 量徳	6番	安丸眞一郎
7番	平山 賢治	8番	河野 政之
9番	大石 純	10番	白根 美穂
12番	高橋 直也		

---

欠席議員（1名）

11番 野瀬 繁隆

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 佐田 裕子

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	中山 哲志	副町長	重松 俊一
教育長	柴田 晃次	総務課長	平田 栄一
企画財政課長	松元 治美	税務課長	棚町 瑞樹
福祉課長	舛田 有紀	地域振興課長	村田 まみ
農政課長	矢永 孝治	建設課長	佐々木大輔
こども課長	早川 正一	健康課長	田中 豊和
生涯学習課長	案納 明枝	住民課長	矢野 智行
会計課長	山田 恭恵	財政係長	福岡 信義

---

開議 午前9時30分

○議長（高橋 直也） おはようございます。町民の皆様には、早朝より傍聴にお越しいただきましてありがとうございます。

現在の出席議員は11人です。

ただいまから、令和6年第7回大刀洗町議会定例会を再開します。

これから、本日の会議を開きます。

議事に入ります。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。議事日程により議事を進めますので、御協力のほどお願いいたします。

---

### 日程第1. 一般質問

○議長（高橋 直也） 日程第1、これから一般質問を行います。

通告を受けております1番、松本照行議員、発言席からお願いいいたします。

1番 松本 照行議員 質問事項

#### 1. 大刀洗町のボランティア活動について

○議員（1番 松本 照行） おはようございます。議席番号1番、松本照行でございます。議長の許可をいただきましたので、通告に従い順次質問をしていきます。

質問は、大項目として、大刀洗町のボランティア活動について、小項目ごとに質問いたします。

私は、5月に実施した議会報告会で、町は無償ボランティアへの依存が多過ぎる、また、子ども見守り隊が地域に移管され、実質的な交代ではないかなどとの意見がございました。さらに、ボランティア活動での後継者不足などについて、お悩みをお聞きする機会があり、町におけるボランティア活動の現状、取組及び町との関わり方やボランティア活動に対する町の捉え方について質問するものでございます。

さて、9月28日にボランティア連絡協議会20周年記念事業として、ボランティアほっこり祭りというものが開催されました。多くの活動団体が参加され、予想をはるかに超える御来場があつて、私自身、大刀洗町にもこのようにボランティア活動を支援していただける人の輪を見て、うれしくなりました。さらに、このほっこり祭りの後にあったドリームまつりにおいて、何人の中学生がボランティアとして活動していたこと。私たちの時代にはあまりなかったことで、頗もしく思えた次第です。

ところで、私の理解では、ボランティアというものが、その活動そのものが、社会福祉協議会が所管している、全て任せているような考え方がされております。町自体も、町当局自体もそうではないかということを思っておるんですけど、私自身、その点についてどうしても納得がいかない、そういう面がございます。

それは、町民の公益に関わるような活動、ここでいわゆるボランティア活動には、町が基本的に行行政施策の重要な施策として取り組み、関わるべきであると考えているからです。

したがって、そのような公益活動については、町のきちんとした対策、支援が必要との認識から、子ども見守り隊の課題や、最終的には、公益活動推進に関する条例の制定、町内部での公益活動を総括的に担当するセクションの必要性について、説明してまいりたいと思っております。

なお、公益活動とボランティア活動という言葉は、おおむね同じ意味で使っていますので、あらかじめ御了承いただきたいと思います。

そこで、小項目1の質問をさせていただきます。第1点は、大刀洗町におけるボランティア団体の数、またその活動内容についてどう把握されているか。活動内容については、総括的な部分でお答えいただければと思います。

第2は、そのようなボランティア活動について、町としての認識はどのようなものか。特に社協との関わり、これについて、すみ分けについてお尋ねいたしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、松本議員質問の大刀洗町のボランティア活動について答弁をいたします。

ボランティア活動の状況についての御質問でございます。

まず、主なボランティア団体の数と活動についてでございますが、ボランティア連絡協議会加盟の団体数は11であり、高齢者、子供、障害者の分野をはじめ、環境問題や生涯学習等、幅広く活動されているところでございます。

次に、ボランティア活動への認識についてでございますが、少子高齢化の進展や高齢者世帯、高齢者のみ世帯の増加に伴い、地域や家族におけるつながりが希薄化する中、ボランティア活動は地域における自主的な支え合いや住民の皆様が地域社会に参画し活躍する機会としても、ますます重要なものと認識しております。

このため、町民の皆様が気軽に地域でボランティア活動に参加できるよう、ボランティア活動について学ぶ機会や地域活動に参加する研修会、福祉講座等を充実させていくことが重要でございまして、今後とも社会福祉協議会と連携しながら、研修等を通じてボランティアの育成を支援してまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 松本照行議員。

○議員（1番 松本 照行） 確かに、社協の30年の歩みには、ボランティア協議会には20団体が記載されております。それ以外にもボランティア活動団体があるということで、実際の活動については、社協としても把握しきっていないということでした。

ボランティア活動そのものが団体への加入とか求めているものではないんですけど、自分の世界を広げ、社会のためになることができるということが大きな意義であるということで、個人、少人数の活動でも、誰でも自発的に行っていること、そういったことを総じてボランティア活動であると思っています。

次に、先ほど申されました、社協と連携してという部分でございますけれど、社協とのすみ分けとしては、現在社協を中心とした、実務的には活動でもいいとは思いますけれど、町民のボランティア活動については、第5次総合計画の基本計画の中にも数か所触れられており、ボランティアに関する記載などされています。一部には、ボランティアの育成、人材確保などを行政として支援するということが書かれてございます。

そこで質問ですけれど、2019年の総合計画策定から6年を経過しようとしている現在、先ほども少し触れられましたけれど、どのような形で、町が計画にあるボランティアを育成しているのか、人材確保しているのか。連携でなくて、やはり計画の中にお示しいただいておりますので、やはりそういった面では、きちんと具体的にどう6年たったときに進んでいるのか、お答えください。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 松本議員の御質問にお答えします。

議員のほうから御指摘がございましたように、ボランティア活動については、多種多様でございまして、いろんな個人的な取組等ございます。

それで、行政として、一つのセクションがボランティア活動を支援するために、強力に何かしているかというと、そこは先ほども答弁させていただきましたとおり、社会福祉協議会とも連携して支援をしているところでございます。

また、ボランティア連絡協議会加盟以外の団体、サークル等、ボランティア活動に類する活動もしてございまして、それはそれぞれ関係する各課のほうにおいて、いろんな支援なり応援なり、伴走をしているところというふうに、私自身は認識してございます。

○議長（高橋 直也） 松本照行議員。

○議員（1番 松本 照行） 今、答弁が少し遅かったんですけど、やはり全体の中で、町としての関わり方が、やはりボランティアに対して薄いなというふうに、今のお言葉も含めて思ったということです。

やっぱり社協に任せっきりになっているんじゃないかということを、そう考えざるを得ないなと思います。本当にそれでいいのか。町民の公益活動に対し、なぜ積極的にタッチしていないか。この後的小項目4点目で再度触れたいと思います。

次に、小項目2番目の質問に移ります。5月の議会報告会の意見に関連して、子ども見守り隊

の活動について質問いたします。

大刀洗町における子ども見守り隊は、平成18年、今から18年前に発足したと聞いております。正確ではないかもしれませんけど、当初は「○○お助け隊」とか、「○○し隊」とかいうことで、全国的なボランティア活動の機運が高まったこと也有って、大刀洗町でも子供の安全安心のために、地域の協力が必要ということで発足し、子や孫の通学を見守ろうということで活動が始まったと記憶しております。現在も子供たちが交通事故に遭わないように、通学時などに交差点などにおいて見守っていただいております。

資料によると、通学日数は平均しておおむね196日から205日となっていますが、それに合わせて見守り隊の方々は、雨の日、寒い日など、悪天候であっても日々見守っていただいております。私は、一般的なボランティア活動を超えていたるに思えるこの献身的な活動には、心から感謝するとともに、頭が下がる思いでございます。

現在、校区によっては、各行政区の、例えば青少年育成委員のように一つの区の役として参加しておられる場合もありますが、長年ボランティアという形で参加していただいている方も多くいらっしゃいます。しかしながら、ボランティアの方々の高齢化が進み、徐々に減ってきておりとお聞きしています。募集してもなかなか応募がないという切実なお声を聞いております。

そこで、これらの子ども見守り隊の現状と課題について質問してまいります。

第1に、子ども見守り隊の校区別にどのくらいの方が活動されているのか。また、その活動について、町の評価、認識はどうお考えなのか。

第2は、子ども見守り隊が、一応社協の取りまとめから各校区に変わった点、これは最初に申し上げましたけれど、交代ではないかというお声を反映したものですが、町としてはどう受け止めているのか。

第3は、子供たちに安心感を与えるためにも、見守り隊のユニフォームなどを統一するための助成は検討できないのか。この3点についてお答えください。

○議長（高橋 直也） 柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） 松本議員の御質問、子ども見守り隊の活動の現状と課題について答弁いたしたいと思います。

まず、子ども見守り隊の皆様方には、日ごろより児童・生徒の見守り活動に御尽力いただきたいことに対しまして、教育長としてこの場を借りて感謝申し上げたいというふうに思います。本当にありがとうございます。

御質問の子ども見守り隊の校区別活動人員とその活動についての町の認識についてですが、校区別活動人員につきましては、それぞれ小学校区ごと大堰校区が22名、本郷校区が41名、大刀洗校区が33名、菊池校区が29名、合計125名の方が登録されているというふうにお伺い

しております。

また、その活動につきましては、先ほど議員からも説明がありましたように、本当に1年の中、暑い日、寒い日、また雨の中、雪の中、関係なく1年を通して交差点等に立ちながら、子供たちが安全に登校できるよう見守り活動を行っていただいております。本当に御尽力には感謝いたしているところです。そのほかにも、通学路の危険箇所の発見。そして、そのときにすぐにまた学校等に報告いただく。けがや体調不良の児童・生徒への対応、防犯対応など様々な見守り活動が行われており、そういうふうに私自身も認識しているところでございます。

次に、子ども見守り隊が社協取りまとめから、校区取りまとめに変わったことへの受け止めについてです。

これまで、子ども見守り隊は社協のボランティアセンターの組織に属し、大刀洗町全体を対象とした見守り活動が実施されていました。

今回、校区活動として、学校や校区と一緒にやっていきたいというような隊員の意見もあったというふうにお聞きします。そういう協議が行われ、今年度から校区別の活動に移行したというふうにお聞きしているところです。中には、独立して活動している校区や、あるいは校区センターの支援団体として活動しているところもあるとお聞きしているところです。

ただ、見守り活動は、これまでと同様、問題なく実施していただいているというふうに考えているところですけれども、本町としては、このように社協から校区に移ったということについては、自主的に校区活動へ移行したことについては、学校や校区センターのさらなる連携強化、また各校区のコミュニティの活性化、こういったものに非常につながるのではないか。そして、ますます校区の皆さん生きがいづくり等々にもつながるものではないかというふうに考えているところです。

次に、見守り隊のユニフォームなどの統一化のための助成についてですが、各校区の見守り隊には、社協からの助成金のほか、校区からの助成を受けているところもあるようです。

本町としましては、今後の見守り活動に対して、どのような支援が必要なのかを各校区代表の方に、まずはお聞きすることができればと考えているところです。

今後とも、見守り隊の皆様方や地域の方々に御協力いただきながら、大刀洗町の子供たちが安全に安心して成長していくよう、教育行政を推進してまいります。

以上、答弁を終わらせていただきます。

○議長（高橋 直也） 松本照行議員。

○議員（1番 松本 照行） 今、1点目でボランティアの数についてお答えいただきました。全体で125名が今現在いらっしゃるということです。

御承知かと思いますけれど、当初は、私のお聞きした当時、200名を超える方がおられたと

いうことをお聞きしています。現実的には、高齢化などで徐々に減少していくというか、少なくなってきてている。このままいくと、私自身やはり見守り隊の存続さえ危ぶまれていくんじゃないかというふうに感じているところです。

教育長の認識では、子供を見守ってもらい、本当に感謝しているということで、何度もおっしゃっていただいてもおりますけれど、やはりそういった様々な要因から、こういう大事な子供たちの、私、あえて言いますが、命を守るような公益活動、こういったことがなくなっていくことは本当に大変だし、本当に危惧しているわけです。

そこで質問ですけれど、高齢化が進んで、見守り隊が見守りの活動を継続することが難しいとの意見について、どのようにお考えなのかということと、一番大事なのは、また実際に見守りができないような状態に、継続ができなくなった場合、教育長として何かお考えあるのか。そういう問題は今考えておかないと、将来になくなつてからではちょっと遅いんじゃないかなと思っておりますので、その点についてお答えください。

○議長（高橋 直也） 柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） 議員からの御指摘、そして御意見を本当に感謝申し上げたいというふうに思っているところです。

私自身としても、このボランティア活動に対するあるいは見守り隊活動に対する高齢化等の問題で、そういうボランティア活動に対して、関わっていただける方々が年々少なくなっているという点については、非常に認識しているところです。

それぞれの団体でこの後にどういうふうに引き継いでいくのか。組織としてそういう御協力をいただいていく方を増やしていくのかということは、非常に御苦労をかけているのではないかなどというふうに思っているところです。

とにかく今、コミュニティ・スクール等を推進していきながら、ボランティア活動等も含めて学校教育への支援を様々な中身で教育活動をしていただいている。

とにかくボランティアの皆様ができるところから、できるときにできるところからやっていただいているということの認識を含めて、今後さらにボランティアの方をどのように教育委員会としてもこういったコミュニティ・スクールを通しながら呼びかけて、ますます増やしていくのか。そして含めて育成、今、若い方も含めてですが、ボランティア活動の育成、また教育活動についてもそういう内容を進めていますので、ボランティアの大切さといいますか、そういうものを教育活動として推進していきたいというふうに思っているところです。

以上です。

○議長（高橋 直也） 松本照行議員。

○議員（1番 松本 照行） 今おっしゃいましたけれど、やはり私自身もやっぱりお話を聞くと、

休みたくても休めない。やっぱりそこに、ボランティアを自分の都合のいい、自分の時間でという考えを超えた、子供たちの顔を見ないとという責務というか、そういったところで本当に御苦労されているという現実があると思っております。

あくまでも、学校、家庭、地域が取り組んでいくと言ってみても、やはり地域コミュニティのつながりが薄れている中で、もう一度、学校、家庭、保護者の責任を基本に地域がどう関わっていけばいいのか。みんなお任せじゃなくてどう関わっていくのか、本当に真の関係者がやっぱり取り組んでいく、そういうことがないと、具体的に検討することがないと、本当にあつという間にそういった何年かすればというふうな話にもなるかもしれませんので、ぜひ御検討いただきたいと思っております。

また、取りまとめの件については、先ほどおっしゃったように、私もその後、こういう後に聞いてみたんですけど、校区によっていろいろ違うんで、今、校区別になっても別段問題はないですよと。むしろ、なることで、よりなんといいますか自分たちの団体というか、自分たちの校区が一生懸命やらないとという機運にもなっているということをおっしゃってありました。しかし、私にとっては、この後に説明しますけど、やはりそういった支援とか、そういう助成とかいう場合には、やはり何らかのきっちとした定まりがないと、町としても大変だろうと思いながら、どういうふうな認識にあるのかというのをお尋ねしたところです。

3点目のユニフォームの統一化等についても、やはり無償無給の原則ということもありますけれど、普通に考えて、今、マラソンとかいろんな行事があるときには、大会を支えるボランティアには、スタッフジャンバーなど支給されております。だから、ましてや子供、日々子供たちの安全のために見守る、無償の活動に対して、ユニフォーム、防寒着、帽子などは、町が、あと、校区とかじやなくて、町が責任を持って、ぜひ取り組んでもらいたいと思っております。再度、お答えいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） 議員御質問の、見守り隊のユニフォームなどの統一化のための助成についてですけれども、先ほど私がお答えいたしましたように、どのような支援が必要なのかを、各代表の方々にお聞きすることから、考えていきたいというふうに思っているところです。

以上、答弁を終わらせていただきます。

○議長（高橋 直也） 松本照行議員。

○議員（1番 松本 照行） 今、ユニフォームなどの統一化については、ぜひ皆さんのお意見を聞きながら、申し上げたいのは、町がというところを、校区がとかじやなくて、町がやっぱり、そういった、町としてそういう子供たちを守っていくために必要なものとして、見守り活動の助成、支援、そういった仕組みづくりを、ぜひ検討していただきたいと再度お願いして、3番目の質問

に移ります。

3項目めは、前の質問と幾分か重複するかとも思いますけれど、総括的に大刀洗町のボランティアの活動の支援について質問してまいります。

そこで、第1点目は、町としてボランティア活動関連事業への支援、助成のための予算措置はどうなっているのか。

2点目は、町の事業に対するこのようなボランティア活動への謝礼、実費支給などについて、支給の根拠となる条例、規則などあるかどうか、お答えいただきたいと思います。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 松本議員の御質問にお答えをいたします。

ボランティア活動への町の予算措置や支給の根拠などについての御質問でございます。

まず、ボランティア活動への町の予算措置についてでございますが、社会福祉協議会運営補助金として、ボランティア連絡協議会への30万円の活動助成金を含むボランティアセンター事業費に363万7,000円を補助してございます。

次に、謝礼、実費支給などの支給根拠についてでございますが、町からはボランティア連絡協議会加盟の団体への個人活動への謝礼や実費の支給はございません。

○議長（高橋 直也） 松本照行議員。

○議員（1番 松本 照行） 今お答えいただきました。1点目のボランティア活動に対する町から社協への予算については、把握している分で言うと、今おっしゃったように、全体の運営補助金、保育園を除いて4,200万円余ということで、その中に367万円のボランティアセンター活動事業費補助金ということが含んでいるとなっております。

予算の大小、多い少ないについては、なかなか判断できませんけれど、幾分かの補助金が出ていることになります。

やはりそれは、社協として本当にそれを活用して地域のボランティアとか、そういったものにきっちり対応していただいていることと思っております。

また、2点目のボランティアの活動に対しての謝礼の基準ということについてでございますけれど、ちょっと町長の意見とは違うかもしれませんけれど、私自身ボランティアという言葉で、謝礼とか言うと、通常無償で行うということに直結というか一くくりで言われてしまって、有償無償の区分で困惑してしまうとか、そういう場面があります。

それは、あくまでもボランティアは無償の社会奉仕という考え方方が、前面に立ちすぎて、有償ボランティアはボランティアではないみたいな考えがあると、まだ日本ではあるんじゃないかなというふうに考えております。

私は災害という特別な場面、御承知のようにボランティア活動では自己完結、自己責任などの

原則は別として、現在ではむしろ一般的にはお茶とか弁当とか実費、要するに交通費とか支給される場合が一般的でございます。それが有償ボランティアと称するならば、今後のボランティアの在り方は有償、そういった意味での有償ということで、私自身は構わないというか、いいと思っております。

実際にえだまめ収穫祭、ドリームまつり、ひばりマラソン、これには交通安全協会の御協力を得て、駐車場案内等を行われているかと思いますし、また学校においても学校ボランティアということで、実際に謝礼が支払われています。

恐らく講座等の講師への謝礼については、町として基準が統一してあると思います。町で行われる講座等については。

しかしながら、ボランティア活動の謝礼等は様々なケースがございますので、基準化はなかなか難しいと思いますが、そこでやっぱりボランティア活動への謝礼を出すとしたときに、やはり一定の基準、そういったものが必要じゃないかというふうに考えております。

ボランティア同士の差をなくすというか、ボランティアとしての一般的な交通費とかそういうものを含めて、そういうことなので、恐らくないということで考えれば一定の基準を設けられてはいかがかと思いますけれど、御答弁をお願いします。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 松本議員の御質問にお答えします。

先ほどまず冒頭に私のほうから答弁させていただきましたのは、社会福祉協議会が支援してございますボランティア連絡協会加盟のそれぞれのボランティア団体が、それぞれの活動をするに当たっての個人活動に対する謝礼や実費はない、町からの支給はないということでお答えさせていただいたところでございます。

また、議員の御質問がございましたように、ボランティア活動については、従前は日本においては無償ボランティアというのが当然のように扱われている時代が長く続いてまいりましたけれども、現在においては有償ボランティアを含めてボランティア活動というふうに私どもも認識しております。

また、町の事業等に関連しまして、いろんな意味で御協力をいただいている団体や個人の方がいらっしゃいまして、それにつきましては有償ボランティア、無償ボランティア等ございます。

基準を有償ボランティアに対して支給する謝金等の基準を町のほうで定めるべきではないかというふうな御質問かと思いますけれども、これにつきましては、それぞれの担っていただいている活動内容であるとか、専門的な知識であるとか知見であるとかございますので、一律の基準というのは難しかろうかと思いますけれども、そこは今、各課のほうでそれぞれやっておりますので、現状把握も含めて、他の団体も含めて調査をしてまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 松本照行議員。

○議員（1番 松本 照行） 今、基準ということでお答えいただいたんです。やはり私自身も難しいというのはよく分かりますけれど、各課でばらばらだったらどうなのかというのも一つ問題じゃないかなと思います。

当然、先ほどおっしゃったように、有償というのもボランティアということでお考えいただいているということなんですねけれど、その考えに異論がある方もいらっしゃるかと思います、実際に。が、あのボランティア活動に、特に今、先ほど申しますように命を守るような公益活動への団体支援や個人は今後やはりきっと必要になってくるんじゃないかというふうなことを考えております。

そこで、最後の4項目めに入ります。以前いただいた人口ビジョンにおける将来人口の推計によると、2025年から人口が減少に転じると推計されています。実際来年ですけれど、そういう気配がまだ大刀洗町は、幸いなことにそうないかと思っておるんですけど、いずれにしても将来減少していくことは間違いないと思いますが、そのときの影響も地域コミュニティの機能経過、空き家の増加など何項目か指摘されております。当然、町の税収入の減少から行政サービスのやはり低下を招くのではないかと心配しております。

したがって、これから行政は、町民との協働をなくしては成り立たないというふうに考えているんですけど、町民との協働により、できるだけ少ない財政負担、支出で、そして町民は行政の一翼を担っているという、自負や喜びを持てる地域に根づいた事業展開が必要と考えております。

そのためには、町民の公益活動を推進する力強い後ろ盾が不可欠と考えてございます。

そこで質問です。第1点目は、町民の公益活動や行政への参画を推進するための条例などを制定することは考えられないか。併せて、その中に助成金を明確にうたうことは考えられないか。

次に2点目は、町として公益活動を支える担当がぜひ必要とも考えますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、松本議員の御質問にお答えをいたします。

町民のボランティア活動や公益活動を支える取組についての御質問でございます。

まず、町民の公益活動や行政への参加を推進するための条例についてでございますが、現在、町民の公益活動や行政への参加を推進するための条例制定の予定はございませんが、今後、他市町村の状況も調査してまいりたいと考えてございます。

次に、公益活動を支えるセクションの整備についてでございますが、ボランティア活動一般については、社会福祉協議会を所管する福祉課が所管をしてございます。

しかしながら、広い意味での公益活動一般についての所管については、未整備でございまして、

それぞれの公益活動に関連する各課で、それぞれ対応しているのが現状でございます。

今後、他の市町村の状況も調査をしてまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 松本照行議員。

○議員（1番 松本 照行） 今お答えいただきました条例、そういった住民参加を推進する条例、これは現実に他都市でも、他市町村においても制定されています。住みよいまちづくりをつくっていくためには、地域の課題を、住民の自主的自発的な公益活動を発展させて、総合的なまちづくりをしていこうということでございます。

本町においても、ぜひ検討していただきたいということで、今検討していきたいということもございましたけれど、ぜひお願いしたいと思います。

また、条例の中には公益活動に助成することができると明確化することも一つのポイントではないかと今後思っております。

そういう意味から、継続的にそういった活動を支援するために、公益活動基金、いわゆるボランティア基金の創設についてです。一般的には社協の取組として基金が創設されているところという方はたくさんございます。

最初は、やはり、こうボランティア、社協に一任していくというのも一つ大きな問題があると思いますので、できれば、例えばふるさと納税寄附金を活用して基金を創設してはどうかと思っていますけれど、そういった公益活動基金、その点について町長のお考えはいかがでしょうか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 松本議員の御質問にお答えをします。

ふるさと応援寄附金等を活用して、ボランティア基金を作つてはどうかという御趣旨の御質問でございます。

現時点において、今、議員から御紹介がありましたようなボランティア基金を創設する予定はございませんけれども、議員から先ほど来、お話が、御紹介があつておりますように、地域の皆さんとの、住民の皆様との協働というのは、行政との協働というのは、今後避けられないというか、最も大切にしてやっていくべき課題だと私自身も認識してございます。

そのためには、それはやはり行政任せにならず、あるいは地域任せにならず、一緒になって、地域の皆様、住民の皆様にも、町のこと、地域のことを自分事として考えていただけるかというのが大変重要ではないかと考えてございますので、今後とも、これまで進めてまいりました地域づくりも含めて、いろんな行政と、また地域、住民の皆様と協働について、住民の皆様にも、御理解をいただけるように、町としても取り組んでまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 松本照行議員。

○議員（1番 松本 照行） ふるさと納税寄附金、こう言っていいかどうかちょっとあれですか

ど、財政調整基金に持っていくというのは、そりや全然異存ありませんけれど、今後のそういう協働、おっしゃった協働というのは、なかなかやっぱり継続させるというのについては、やはり何らかの、先ほど言いましたように条例とか、そういうお金の問題もございますけど、そういうところもやはり十分考えていただきたいと思っております。

それから、2点目の町民活動に対しての支援の担当についてですけれど、11月8日に発行されましたけれど、ほかにもあるんですけど、このちょばらの中の一番後ろに、知っているか、大刀洗町のボランティアという記載があります。くくりがありますけれど、ボランティアセンター、ボランティア連絡協議会、そして社協の連携が示されております。

私自身、率直言って非常に残念です。何で行政が入っていないのか、こういう中に少しでもやっぱり入ってほしいというのが思います。

社協にボランティアの、先ほども言いましたけど、実務部分を任せる、これは別に問題ないしそれでいいと思います。

ただ、全く関与しないというのでは、地域と一体となった云々という常套句が必ず、いろんな場面でついてくるんですけど、公益活動という支える気持ちがあるのか、やはり少しこういったものを見れば疑問に思えるんです。

私個人としては、個人というか既存の組織でも結構です。お分かりいただけると思いますけど、町民の公益活動を支える担当をやっぱり早急に設置してもらいたいと要望しております。

私はこの質問を通して、これらの質問を通して、様々なボランティア活動、公益活動はもっともっと大切にされ、認められ、多くの人が参加する環境を整えた町になる。そのためには、町が制度や組織を整え、町民の公益活動、ましては命を守るような活動を、町の行政の施策の一つとして積極的に財政支援、人材支援をしていくことが重要と考えております。そのことが直面する、いろんな人口減少などに立ち向かう一つの手だてになるかもしれません。このことについて、最後に町長の御意見をお聞きしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 松本議員の御質問にお答えをいたします。

ボランティア活動は、議員の御指摘のように大変重要な活動であるというふうに私自身も認識してございます。

その中で、社会福祉協議会に任せきりということではなくて、社会福祉協議会の活動を支援することを通じて、町としても支援をしているところでございます。

また、それぞれ社協の加盟団体だけではなくて、それぞれの分野において、町民の皆様、地域の皆様のボランティア活動がございますので、そこは今、各課がそれぞれ並走しながらやっていいるところでございまして、議員のほうから御指摘があった点も踏まえまして、今後ともボランテ

イア活動、あるいは公益活動、地域との協働について取り組んでまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 松本照行議員。

○議員（1番 松本 照行） ありがとうございました。今後、大刀洗町がボランティア活動、公益活動の町として発展していくことの実現を願って、私の質問を終わります。ありがとうございました。

.....

○議長（高橋 直也） ここで暫時休憩をいたします。議場の時計で10時25分から再開いたします。

休憩 午前10時15分

.....

再開 午前10時25分

○議長（高橋 直也） それでは、休憩前に引き続き議事を再開いたします。

次に、2番、古賀世章議員、発言席からお願ひいたします。古賀議員。

## 2番 古賀 世章議員 質問事項

1. 町職員の出張宿泊証明書偽造事案に関する懲戒審査委員会の寛大な措置について問う。
2. 倒壊寸前の「特定空き家」のその後の対応について、改めて問う。
3. のりあい定額タクシー「ひばり号」の運行評価について問う。

○議員（2番 古賀 世章） 議席番号2番の古賀世章でございます。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして、住民主体の住みよい安全で安心なまちづくりを目指してという観点から、本日は以下3点につきまして質問を行います。どうぞよろしくお願いをいたします。

まず1点目は、令和5年2月に実施されました例月出納検査で御指摘がありました、令和5年1月の支出伝票に添付された不明確な書類についての確認と報告についてでございますが、これはその後の調査で、職責のある町職員が、出張・宿泊の根拠となるホテルの宿泊証明書を自らが作成し、偽造して、その作成した文書を支出伝票に添付して使用したというような事案でございます。

なお、今回、不祥事を起こした当人は、非常に寛大ではございますが、既に処分を受け、また本人も十分に反省していると聞き及んでおりますことから、今回は当人に対する直接の質問は割愛させていただきますが、本事案の性質上、懲戒審査委員会での非常に寛大とも思える答申と実際の措置につきましては、極めて懷疑的で、また納得しづらい面もございます。今回は、この点に的を絞りまして質問を行いたいというふうに考えます。

それから、2つ目は、前回の一般質問でもお尋ねをしておりました、私が住んでおります下高

橋の行政区で、倒壊寸前のまま放置されております特定空き家、これもその後の成り行きと今後の対応などについてお尋ねをいたします。

それから3つ目は、のりあい定額タクシー「ひばり号」についてでございますが、一昨年の7月から運行が開始されまして、今日に至っておるという状況でございます。町の前向きな努力もございまして、成果が上がっているものと判断をしております。町の公共交通計画の評価と進捗度について質問したいというふうに考えております。またその一方で、新たな試みといたしまして、今年の9月から11月末、先月末までございましたが、3か月間、夜間の実証運行が実践されております。これらの結果や今後の課題、そして予定などについてお尋ねをしてまいりたいというふうに考えております。どうぞよろしくお願ひします。なお、質問は小項目ごとに行いたいと思います。

それでは、まず1点目の質問でございます。今回の事案は、先ほども申しましたが、令和5年2月の例月出納検査で明らかになったと聞いておりますが、これは公務員による文書偽造と偽造した文書を使用した罪に当たる重大な非違行為事案ではなかつたかというふうに考えます。本事案は、当時の所管部署から懲戒審査委員会へ諮問され、決定された答申に沿つて処分が行われたと聞き及んでおります。本日は、その決定された寛大な答申の内容と、それを受けた甘いと思われます実際の処分について、改めて質問をいたします。

まず（1）でございますが、本件は懲戒事案に諮問するか否かを審議する際に、文書偽造に当たるということですが、本町では、その私文書偽造に係る処分規程がないというふうにされております。まず、その理由と根拠を御説明ください。

○議長（高橋 直也） 柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） それでは、古賀議員御質問の懲戒審査委員会の寛大な措置について答弁いたします。

私のほうが、その折の上司でもありましたし、懲戒審査委員会の委員でもありました。兼ねておりましたので、事情をちょっと説明させていただきたいというふうに思います。

まず1点目、私文書偽造に係る処分規程がないと判断した理由と根拠についての質問です。これにつきましては、以前、この件につきましては、議長よりお尋ねがありましたので説明させていただきましたが、十分な説明ができませんでした。議員各位に御心配いただいていることに大変申し訳なく思っているところです。事前に通告いただいていますので、御理解いただけるよう答弁させていただきます。

まず、先ほど議員のほうからも若干説明がありましたけれども、私のほうからも処分決定までの経緯について説明させていただきたいというふうに思います。

今回、御質問の職員の行為は、昨年2月の監査より明らかになったものです。職員が宿泊・出

張実績報告書の支出伝票に添付している根拠書類、これは宿泊証明書でございますけれども、に  
関して、担当課より確認・報告が私ほうに求められて、自作したということが当人にお聞きし  
まして明らかになったものでございます。

当時、私としては、この件については、たとえ宿泊した事実があったとしても、宿泊したとい  
う事実はあったということでございますが、公務員が宿泊証明書を自作した場合、これにつきま  
しては不正行為と見なされる可能性があると、私自身考え、大刀洗町職員分限懲戒審査委員会規  
程に基づいて、懲戒事案に該当するかどうか及び処分の種類、そして程度の内部調査等、適切な  
処分について懲戒委員会を開催し、審議するように求めたところです。

結果については、教育委員会での訓告相当処分の答申がなされましたので、教育委員会にて審  
議し、職員へ文書により訓告処分を行った上で、口頭で私ほうから厳重に注意し、指導を行つ  
たところです。その際、たとえ宿泊した事実があったとしても、公務員が宿泊証明書を自作した  
ということは不正行為であり、職員へ不正行為の重大さを認識させるために、私文書偽造に当た  
る可能性があるというふうに言及したものであります。

次に、私文書偽造に関する具体的な処分規程が存在しなかった理由についてですけれども、こ  
れについては、大刀洗町職員の懲戒処分に関する基準は、国的人事院作成の懲戒処分の指針に準  
じて作成しており、昨年3月時点での確認したところ、近隣の自治体においても私文書偽造に関す  
る懲戒処分の指針及び基準が定められていないというところでございます。教育委員会としま  
しては、職員の処分に関する手続に基づいて適切に行われたと理解しているところですが、今後の  
再発防止策や職員の教育・研修の強化や規定の見直し等については、議論の必要はあるかとい  
ふうに考えているところでございます。

以上、答弁を終わらせていただきます。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） 御説明、詳しく説明していただきましてありがとうございました。

が、ただいまの御答弁の中でちょっと2点ほど気になったものがあります。まず1点目は、懲戒  
処分委員会ですか、この委員会での答申に関しまして、理由の中で、先ほどのお話では訓告の処  
分が妥当であるというふうに御説明があったやに聞こえましたが、実際には戒告以上の処分には  
値しないというふうにされております。戒告以上と訓告というのは意味合いが違うと思うんです  
が、そこはどうでしょうか。そこをまずお答えください。

○議長（高橋 直也） 柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） 正式な答申をいただいておりまして、それについては、戒告以上に想定  
するとか、そういう部分はございません。最終的に訓告の処分に相当するという回答をいた  
いでいるところです。多分、議員御質問の意図につきましては、私が議長に説明した折に、メモ

等で、私の記憶で書いている文でございますので、そこが非常に誤解を招いている部分があるのではないかというふうに思っております。その部分に対して、冒頭申しましたように、申し訳なかつたというふうに思っているところでございます。正式には「訓告の相当処分」ということで答申をいただいているところでございます。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） 今の御答弁では、ちょっといまいち納得ができないんですけれども、先ほど教育長が説明された内容は、この中には載っていないんですよ。これは恐らく総務課が庶務として発行した書類だろうというふうに私は理解しているんですけども、もしそうならば、この書類に何でこういうことが書いてあるかということが疑問なんですね。そこはどうなんですか。総務課長。

○議長（高橋 直也） 柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） すみません、先ほど言いましたように、私の方々が議長よりお尋ねがありましたので、説明させていただきました。その折に、メモを私、記憶の中で、メモをいつもあの要するにこういったことがあるときには経過をちょっと文章をとめてメモをするときがあるんですけども、そういったところの記憶で、メモをした文書を議長にお渡した、そのメモを基に、ひょっとしたら御質問をされているのではないかというふうに思っているところです。先ほど言いましたように、調査委員会が私の方々に、こうやって答弁いたしましたよとか、そういう理由で説明していましたよということありますので、その調査委員会でいろいろと議論になったことを私の方々が記憶として書いているメモでございますので、総務課の方から出されたような資料ではございませんので、そこは誤解のないようにお願いをしておきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） 誤解なきようじやなくて、事実、ここに資料があるんですよ。この内容と教育長が御答弁いただいた内容が全く違うから確認をさせていただこうという意味合いで質問をしているわけです。だってこれは私があの庶務をやるのは総務課というふうに、ちゃんと規定があるわけですね。それから出されている資料だろうというふうに私は判断したんですけど、だから私は総務課長にお尋ねをしたところなんですね、いかがですか。総務課長。

○議長（高橋 直也） 平田総務課長。

○総務課長（平田 栄一） 古賀議員からの御質問につきましては、恐らく例月出納検査結果報告書、令和5年3月1日に関する指摘事項について、令和5年3月8日付の教育長による両面刷りのメモだというふうに思っております。これはあくまでも、教育長がこの事案について個人的に

記録した、議事録的な、本人のメモ的なものでございますので、これはあくまでも教育長の個人のメモでございますので、総務課のほうでこれを作った経緯は全くございません。あくまでも教育長が作ったメモでございますので、そこが公文書的に総務課が出したものではなかろうかというふうに思ってあるんですけれども、それではございませんで、あくまでも教育長御自身でのメモとなっておりますので、その分については御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） しかしながら、よくよく考えますと、このときの議事録というのがないのかなという気もしますけど、これは庶務は総務課がやるというふうにちゃんとルールではなっているんですよね。それは御存じだろうと思うんですが、その議事録すらないんですか。当時の総務課長はどなたか知りませんけど、町にルールがある以上は、そのとおりやっていただかないといかんのじゃないですか。それを御確認ください。

○議長（高橋 直也） 平田総務課長。

○総務課長（平田 栄一） この件につきまして、分限懲戒審査委員会における議事録につきましてはございません。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） 何かいよいよこれはおかしな話ですね。何で議事録もないんですか。こんな重大な、人がやったか、やつとらんのか、どうなのかということの懲戒審査をやっておるのに、その議事録すらないというのはおかしな話じゃないんですか。いかがですか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。重松副町長。

○副町長（重松 俊一） それでは、古賀議員の御質問にお答えいたします。

まず、分限懲戒審査委員会につきましては、一応、副町長が委員長をするということで規定で決まっています。確認したところ、この分限懲戒審査委員会の中で、条例にあります懲戒処分等に関する基準、これに基づいて本人から聞き取り調査をし、その後、委員の中で協議し、その結果を教育委員会のほうに答申という形で訓告が相当であるという形で答申したものでございます。議事録についてはないということです。メモというか、協議した中で訓告が相当であるという結果になったという経緯でございます。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） ですから、なかなか思い出すのも難しいお話かなというふうに、今、分かったんですが、そういうことが故に、議事録みたいなものはきちんと残しておかないと、後で何があるか分からぬわけです。今後どうされるつもりなんですか。今までどおり議事録は残

さんという方針でいかれるんですか。ルールはちゃんとあるんですよ。お願いします。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 古賀議員の御質問にお答えをいたします。

こういう懲戒処分等については、どういう経過があり、どういう審議内容があり、どういう結果になったかというのを残すというのは議員おっしゃるとおりだろうと思います。今回の事案におきましても、教育委員会のほうから諮問がございまして、どういう議論が行われてどうなったかという、簡単なメモはあるんですが、いわゆる議事録形式の、詳細な、どの委員がどう発言してという、そういう意味での議事録はこれまでも策定しておりませんでしたし、今回も策定をしていないところでございます。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） 言い方は悪いけど、かなりずさんな、ルーズな管理だなという気がしましたけれども、今後どうされるつもりですか。今後もこんな形でしかいかんということですか。そこをお答えください。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 古賀議員の御質問にお答えします。

全てにおいて、一言一句記録をした議会の議事録のような形で作ることが適當かどうかというのは、他の団体の事例も調査した上で判断してまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） ただいま町長より他の団体も見ながら、ある程度は、今よりはよくなるだろうという気はしていますけれども、それは若干期待を込めて分かりました。

それからもう一つ、2点目の先ほどの教育長のお話ですけれども、たしか説明では、戒告以上の処分には値しないと。だから本人の職責等を勘案し、教育委員会において訓告の処分が妥当であるというふうな説明があったやに記憶しております。何で戒告以上の処分には値しないというふうに判断されたのか。ここをもうちょっと詳しく御説明をお願いいたします。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 古賀議員の御質問にお答えをいたします。これは次の事項、小項目で御質問いただいている質問とも重なる部分がございますけれども、お答えをさせていただきます。

まず、訓告処分が妥当とした理由と根拠についてでございますが、この事案は、いわゆる以前、福岡県庁等でございました空出張のように、職員が虚偽の申請に基づき旅費を詐取したケースではございませんで、出張命令どおりの用務に従事した一方で、実際に宿泊したホテルとは別の宿泊施設の宿泊証明書を自作し、出張復命書に添付したものでございます。この点、当該職員には、過去に懲戒や非違行為での処分がなく、今回の事案を深く反省している一方で、部下職員を指導

すべき管理職が行った行為であることを踏まえ、職員分限懲戒審査委員会において訓告相当と判断したものと理解してございます。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） 訓告相当と判断された理由が、いまいち私は納得がいかんのです。

何で訓告相当かなというふうに考えてるわけですけれども、よくよく分限規程とか、あるいは懲戒処分等に関する基準というのが訓令でありますね。これを見ますと、少なくとも今回の事案は、最低でも戒告ないしは、その上の減給、これぐらいが妥当だろうというふうに判断されます。なぜかというと、この方は、町の中でも一般の職員の中で職員を監督する立場にある、職責のある方です。この方がこういった不祥事を起こした場合には、その罪の一番重いやつのもう一つ上を適用するというふうになっております。これは御存じでしょう。それで何でこんなゆるゆると言うと怒られるかもしれませんけど、生ぬるい対応になったのかなという判断を感じます。そこをもうちょっと詳しく説明してください。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 古賀議員の御質問にお答えします。

職員分限懲戒審査委員会の答申に際しましては、1つ目には非違行為の動機、様態及び結果はどのようなものであったか。2つ目には、故意または過失の度合いはどの程度であったか。3つ目に非違行為を行った職員の職責は、議員から御指摘がありましたように、どのようなものであったか。その職責は非違行為との関係でどのように評価すべきか。4番目として、他の職員及び社会に与える影響はどのようなものであるか。5番目として、過去に非違行為を行っているか。6番目として、日常の勤務態度や非違行為後の対応はどのようなものであったかについて、総合的に考慮をして、先ほども答弁いたしましたとおり、当該職員に過去に懲戒や非違行為での処分がなく、今回の事案を深く反省している一方で、議員のほうからも御指摘がございましたとおり、部下職員を指導すべき管理職が行った行為である、この点も踏まえまして、職員分限懲戒審査委員会において訓告相当と判断されたというふうに私自身は理解してございます。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） 何となく納得できない御答弁でございましたが、訓告相当というのは、懲戒処分には値しないんです。今、問題になっております鹿児島県警の中の新聞でも読むと分かりますけれども、県警の不祥事、いわゆる出直し鹿児島県警というのがずっと先月からレポートされているんですけども、これと全く同じような取扱いになるんじゃないかなと、私は新聞の記事を読んで、そう思いました。ただ、今、町長から御説明があったんですけども、全くルールどおりじゃないんじゃないかと。そこはどういう考え方なんですか。本当にこれでいいんですか。もう一度御答弁をお願いします。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 古賀議員の御質問にお答えをいたします。

重複した答弁になって恐縮なんですけれども、本事案につきましては、大刀洗町職員の懲戒処分に関する基準に基づき、職員分限懲戒審査委員会において慎重に審議をして判断された結果だと私自身は認識をしてございます。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） 慎重に検討されて判断されたというのが、いまいちよく見えないんですけど。これは当時これ余談じゃなくて大事なことなんですけれども、当時の懲戒審査委員会のメンバーが5人おられまして、御存じかと思いますけれども、委員長は前の副町長がされていたやに思います。それから、副委員長は先ほど御答弁された教育長。委員の方が3名おられまして、1人は前の総務課長、もう1人は前のこども課長、そしてもう1人が議会の事務局長というふうに聞いております。この方たちにお尋ねしたいと思うんですけども、ただいま町長が答弁されたような内容が、実際に、その懲戒審査委員会であったかどうか、その辺を簡単でよろしいんですけどお答えください。お願ひします。

○議長（高橋 直也） 平田総務課長。

○総務課長（平田 栄一） 私は、当時、こども課長でございまして、教育委員会の人事に関する分掌でございましたので、総務課のほうから委員会のほうに入ってくださいと言われましたので、入って、会議の中でいろいろ審議したものでございます。中身としましては、先ほどから上がっています大刀洗町職員の懲戒処分等に関する基準がございます。この中で、今回の行為につきまして、一般服務の関係でございまして、それに該当するものがないということでございます。ですので、これに該当しない関係で、懲戒処分には当たらない。ただし、懲戒処分には該当しないけれども、その中の措置としまして訓告、厳重注意、口頭注意というふうにあります。その中でやはり管理監督者であるため、その中の一番重い訓告処分が相当だろうという形でございますので、そういう形になった次第でございます。

当然、会議の中でございますけれども、やはり公文書というか、システムメディションに添付する書類であるので、やはり事案としては重要というか、重大なものではないだろうかという御意見があったことは確かに覚えておりますけれども、確かにこの中にありますとおり、この基準に該当しないというものがありましたので、訓告相当だということになった次第でございます。

私からは以上でございます。

○議員（2番 古賀 世章） ありがとうございました。よければ、当時の総務課長、御答弁をお願いしたいと思いますがいかがですか。

○議長（高橋 直也） 松元企画財政課長。

○企画財政課長（松元 治美） 私のほうも、当時、総務課長として、この委員会のほうに入りました、内容の説明を係の者から、そして5人での審議という形で、当時、今の平田総務課長が答弁したとおり、基準に基づいて、どの基準に当たるのかというところから議論をし、最終的には訓告処分相当という形の結論が出たと記憶しております。

以上です。

○議長（高橋 直也） 古賀議員。

○議員（2番 古賀 世章） ありがとうございました。もう事務局長、結構でございます。大体内容は分かりましたけれども、非常に判断が甘いと言っても、これは過言じゃないなという気がしました。と申しますのも、この処罰規定の中に、先ほど平田総務課長が述べられましたが、この規定の中に対応する項目がないというふうにおっしゃいました。対応する項目がない場合はどうすればいいかというのは御存じですか。そこをお答えください。

○議長（高橋 直也） 平田総務課長。

○総務課長（平田 栄一） 懲戒処分等に関する基準に該当しないものですので、そもそも懲戒処分には当たらないという判断しかできないものでございますけれども。簡単でございますが答弁を終わらせていただきます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） 該当しないからないというのは、ちょっとおかしな御答弁じゃないですか。もし該当しないなら、どうすればいいかというのは、懲戒処分等に関する基準の中に書いてありますよね。そこはお読みになったんですか。どうなんですか。もう一度御答弁をお願いします。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。平田総務課長。

○総務課長（平田 栄一） 大刀洗町職員の懲戒処分等に関する基準の第4条の懲戒処分の基準でございますけれども、その中に、「この場合において、別表に掲げられていない非違行為については、別表に掲げる類似の取扱いを参考に判断するもの」となっておりますので、それに対して、この一般服務事務の中での自作による宿泊証明書に該当する文言がないというもので判断しましたので、懲戒処分には当たっていないというふうに判断しているものでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） あくまでもないとおっしゃるなら、私はこの別表、これを見て2つほど引っかかるんじゃないかというふうな気がしましたので、あえて述べさせていただきます。まず、別表、第4条、第5条の関係でございますけれども、「一般服務関係」というのがござ

いまして、この中の上から1、2、3、4、5、6に「虚偽報告」というのがございます。これは「事実をねつ造して虚偽の報告を行った場合」、戒告か、もしくは減給か。この場合、もし職責がある方でしたら、その上ですから、停職になるんじゃないかというふうに私は思います。

それから、次のページ、もう1枚はぐっていただくと、上から2番目の「公文書の不適切な取扱い」ということで、途中から、「虚偽の公文書を作成し、又は公文書を毀棄した場合」というのは、もうこれは一発で免職ないしは停職というふうに書いてありますね。ここまでいくかどうかは知りませんが、こういった厳しい関連の規定があるということですけど、これは全然適用されんというのはおかしな話だなと思いますが、いかがですか。

○議長（高橋 直也） 重松副町長。

○副町長（重松 俊一） 古賀議員の御質問にお答えします。

まず、御質問の内容の虚偽報告に当たりはしないだろうかということです。この非違行為の種類の中の虚偽報告は、具体例として記載されているのは、事実を捏造して虚偽の報告を行った場合ということが明記されています。この虚偽報告は、まず捏造につきましては、実際になかったことを事実のようにでっち上げることという意味になっております。これに例えると、宿泊していないのに宿泊したことに対するのは捏造に該当しますけれども、今回は宿泊は間違いなくしております、ただ、ホテルの名前を違うホテルを書いて提出したということになりますので、これは虚偽報告には該当しないと判断をしております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） 今の御答弁、ちょっと分かりにくかったんですけど、虚偽報告には該当しないとはどういうことですか。具体的に、もう少しそこを御説明ください。

○議長（高橋 直也） 重松副町長。

○副町長（重松 俊一） これにつきましては、先日、顧問弁護士のほうに確認に行ったところ、虚偽というのは何らかの意図があつて作成者を偽って作成する証明書ということを言われました。今回、宿泊証明についてが焦点になっていると思いますけれども、その宿泊証明において、通常であれば宿泊証明は作成者の住所もしくは会社名等を記載し、もしくはそこに押印をして、誰々が何月何日に宿泊しましたというのが宿泊証明でございます。今回、本人が作成した宿泊証明は、ただ単にそういう作成者の住所・氏名等はなくて、誰が、いつ、どこどこに泊まったというだけの記載でありましたので、作成者を偽って書いてはいないので偽造には当たらないというのが弁護士の回答でしたので、それも含めて偽造の報告には当たらないと判断をしております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） 偽造には当たらないというふうな御説明でございましたが、実は私もいろいろ調べてみたんですが、発行者の住所とか氏名、これのない偽の証明書、これは文書偽造になるか、ならんかということが、今の話のポイントだろうと思います。しかしながら、内容によっては、文書偽造の罪によって処罰される可能性はあるということです。どこの弁護士さんか知りませんけど、私はそういうふうな意見も承っておりますので、これは実際に裁判をやってみらんと分からんというふうに判断をいたします。

それで、先ほどの文書の話なんですけど、この方は北九州に出張されていたわけです。何でホテルを、海峡を渡って、海の向こうのホテルに泊まる必要があったのかというのが、一つ、私は疑問があります。これはまた後でゆっくり、何でというのは問い合わせたいと思いますけどよろしくお願ひします。このような状況にある中で、本当に甘い、寛大な、ゆるゆるの答弁がされたということに対して、私は疑問を持っているということでございます。

そこで次の質問に行きたいんですけども、1つ飛ばしまして3番目です。ちょっと言いましたけど、宿泊は、ほかのホテルを利用した事実があり、実害や損害が生じたわけではないと。それはそうかもしれません。執行部の立場だったら、私もそういうふうに言うかもしれませんけれども、それはいかないと思います。これは非違行為者の不祥事をあたかも擁護するかのような答弁じゃないかというふうに私は判断をいたしました。懲戒処分の種類や量定の決定には、このような判断基準は見当たりませんが、この答申は一体何を意味されているのか。また、何をもってこのような答申がなされたのか。これについて御答弁をお願いいたします。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 古賀議員の御質問にお答えします。

冒頭の答弁と重なって恐縮なんですけれども、今回の事案は、いわゆる空出張のように職員が虚偽の申請に基づき旅費を詐取したケースではなく、出張命令どおりの用務に従事した一方で、実際に宿泊したホテルとは別の宿泊施設の宿泊証明書を自作し、出張復命書に添付したものでございます。

先ほどからお話をあってございます職員分限懲戒審査委員会の答申に際しましては、非違行為の動機、様態及び結果はどのようなものであったか、故意または過失の度合いはどの程度であったか、非違行為を行った職員の職責はどのようなものであったか、その職責は非違行為との関係でどのように評価すべきか、他の職員及び社会に与える影響はどのようなものであるか、過去に非違行為を行っているか、日常の勤務態度や非違行為後の対応はどのようなものであったかについて、総合的に考慮して、当該職員に過去の懲戒や非違行為での処分がなく、今回の事案を深く反省している一方、部下職員を指導すべき管理職が行った行為である点も踏まえ、職員分限懲戒審査委員会において訓告相当と判断したものと理解してございます。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） 繰り返しの御答弁みたいですけれども、何かそれより先の話というのはないんですか。全然全く進まないような御回答みたいでしたけれども。

とにかく先ほど私も申しましたが、宿泊したホテルは出張業務が北九州で行われておるんですけども、そこから大きく離れている本州サイド、いわゆる関門海峡を渡って向こう側に行かないかんやったという理由もよく分かりません。北九州にホテルが1軒もないというなら、それは分かります。むしろ本州サイドよりは北九州サイドのほうが宿泊するホテルは多いんじゃないかも。私も北九州には5年ほど住んでおりましたので、ある程度のところは理解できますけれども、こういったわざわざ海峡を越えてまでも、ほかの宿泊所へ行かねばいかんやったという理由は何ですか。そこまできちんと問い合わせてあるんですか。もし分かっているならば御答弁をお願いします。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。平田総務課長。

○総務課長（平田 栄一） なぜ会場が北九州で宿泊先が下関、本州側だったかということでございますけれども、この研修大会が九州大会であったということで、恐らく数千名の参加者があったということだと思っております。また、ホテルを予約する段階でございますけれども、予約の段階が遅かったため、会場周辺のホテルが全く取れなかつたということもございますので、致し方なく本州側のほうでの宿泊先となつた次第でございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） 本州側のホテルに宿泊したということは、これは紛れもない事実なんですけど、じゃあ何で宿泊を本州側にされたら、宿泊証明書、これをもらわんやつなんですか。常識的に、泊まれば、そこから証明書、いわゆるホテルの宿泊証明をもらうのは常識でしょう。子供でも分かると思うんですけど、いかがですか。

○議長（高橋 直也） 平田総務課長。

○総務課長（平田 栄一） 今回の九州大会におきましては、当初、福祉課の男性課長と当該課長のほうが出張する予定でございましたけれども、福祉課長のほうが急遽出席できないということになりましたので、担当の女性職員が出張するような形になりました。そこで、同一のホテルに、男性、女性がホテルに宿泊した場合において、あらぬ疑いをかけられてはいけないというふうに本人は判断した次第でございますので、今回、本人の宿泊証明につきましては自作した次第でございます。なお、一方の職員につきましては、当該ホテルのほうでの宿泊証明を添付しておるものでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） 今の御答弁で、大体納得はしつつあるんですが、わざわざ海を越えて、向こうまで行って泊まらないかんやったというのが……。ただいまの御答弁では、いまいちよく分かりません。別に同じホテルに泊まつても、同じ部屋に泊まるわけでもないし、何が問題があるんですかね。そこはどのようにお考えだったんですか。そこをもうちょっと詳しく教えてください。

○議長（高橋 直也） 平田総務課長。

○総務課長（平田 栄一） 先ほどの答弁と重複しますけれども、まず、会場周辺が取れなかつた関係で、近くの下関側で、車で10分、15分程度だというふうに聞いておりますけれども、そこでの宿泊になったということでございます。また、異性の職員であるために、同一ホテルに、当然、部屋は別でございますけれども、あらぬ疑いをかけられることが嫌だと、それは本人の考へでございますので、そこは私たち職員からしてみれば、異性の職員がホテルに泊まつたとしても、当然、別室でございますので、何も疑わないんですけども、本人がそう考えましたので、そういう自作の非違行為を行つたという次第でございますので、これ以上の答弁はできませんので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） 苦しい御答弁みたいでしたけれども、ありがとうございました。大体、何で海峡を越えて行かないといけなかったかというのは、いまだに分かりませんけど、そういう理由があったという、稚拙的な理由になろうけれども、それは何となく分からんわけでもないと。しかし、やっぱり、そこはもうちょっと自覚を持ってやらないといけなかったんじゃないかなというふうに考えます。分かりました。

時間も大分過ぎてまいりましたので、少し飛ばします。次は5番目です。続いて、（5）ですが、答申を受け、諮問した教育委員会では訓告処分が決定されたというふうに書いてあります。本人は、上司のほうから口頭による厳重注意があったというように聞いております。御承知でしょうけれども、懲戒処分に該当しない指導上の措置、これは指導上の措置になろうかと思いますが、町職員の懲戒処分等に関する基準の第3条2項によりますと、処分が重い順から、1番が訓告。これは任命権者が文書により行う戒め。2番目が厳重注意。これは任命権者が文書により行う指導上の注意。そして3番目が口頭注意ということで、これは任命権者が口頭による指導上の注意というふうに規定がされております。

先ほども申しましたように、「訓告は任命者が文書により行う戒め」というふうになっておりますが、実際には訓告処分とはいっても、口頭による厳重注意であったやに聞いております。こ

こでも緩く、甘い措置と受け取りますが、いかがでしょうか。御回答をお願いします。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 古賀議員の御質問にお答えをいたします。

訓告についての御質問でございます。今回の事案では、大刀洗町職員の懲戒処分等に関する基準に基づきまして、任命権者でございます教育委員から、議員から御紹介がありましたとおり、職員に対する戒めとして文書により訓告処分を行った上で、教育長から職員への不正行為に対する責任の確認・指導を行い、口頭で厳重に注意をしたものでございます。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） 御答弁ありがとうございました。町長が申したとおりで、私もそれは理解をしておったけれども、確認のために質問をさせていただいたことでございます。

それから、この質問の最後になりますが、最後に、再発防止を講じ周知するというふうにされておりますが、この再発防止はいつ頃されたのか。具体的にどうされたのか。それから、訓令とか規程などの改定・見直しは行われたのか。そして、コンプライアンスの研修あるいはガバナンスの強化、これはどうなのか。今後の予定も含めお答えをお願いいたします。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 古賀議員の御質問にお答えをいたします。

再発防止についての御質問でございます。当該職員に対しましては、先ほど来、答弁いたしておりますとおり、任命権者である教育委員会から、文書により戒告処分を行った上で、教育長から職員への不正行為に対する責任の確認・指導を行い、厳重に注意をしたところでございます。また、他の職員に対しましても、序議や朝礼等を通じまして、改めて信用失墜行為の禁止や法令等の遵守など、コンプライアンスの厳守や綱紀の厳正な保持について周知徹底をしてきたところであり、今後とも職員のコンプライアンス研修などを含め、職員の指導監督に努めてまいります。

○議長（高橋 直也） 柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） 御質問の意図が、任命権者である教育委員会の私の責任もありますので、御答弁させていただきたいというふうに思います。

再発防止に向けては、先ほど町長が答弁しました綱紀の厳正な保持や、あるいは出張等に関わる実績証明書の適切な処理について、先ほど言いましたように、序議や朝礼等を通じながら、周知徹底を図ってきたところでございます。もちろん、これについては、教職員も同様な措置を行っているところです。

そのほか具体的な対策を講じる必要性を感じています。1つ目は、全職員に対して定期的な倫理教育を実施しながら、コンプライアンス意識の向上を図ることが重要だと考えているところです。2つ目は、定期的な内部監査というのを実施し、不正行為の早期発見と未然防止を図ること

も重要ではないかというふうに考えているところです。3つ目は、業務の透明性を高めるための取組として、一番なのは、やはり職員間の信頼関係、こういったものを築くことが大変重要であるのではないかというふうに考えているところです。以上の取組を通しながら、全職員に周知徹底を図ることが必要だと考えているところです。これにより、不正行為が発覚した際の対応についても、迅速かつ適切に行われるようになると想っているところでございます。

以上、答弁を終わらせていただきます。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） 御答弁ありがとうございました。ぜひそのような形で進めていただきたい。ただ一つ確認したいんだけど、先ほど私が質問しました再発防止を周知するということでお尋ねしたやに思いますが、再発防止はいつされたんですか。そうすると、周知はどのような形でされたのか、これは町長にお尋ねしたいと思いますが、いかがですか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 古賀議員の御質問にお答えします。

他の職員に対しましては、先ほどの答弁と重複して恐縮でございますけれども、庁議や朝礼等を通じて、改めて信用失墜行為の禁止や法令等の遵守など、コンプライアンスの厳守や綱紀の厳正な保持について周知徹底をしてきたところでございます。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） ありがとうございます。このような周知徹底というのは、1回やればいいというものではありません。やはり定期的にやることが大事です。ぜひお願いをしたいと思います。

今回の事案は、監査委員の指摘により明らかになったわけでございますが、当初から、公務員による文書偽造と、偽造した文書を使用した罪に当たる重大な事案ではなかったかという懸念がございました。今回、実害や損害を与えていなかつたこと、それから自身の反省や事情などが勘案され、極めて甘々の寛大な措置となっております。しかしながら、業務を管理し、職員を監督する立場にいる者が、このようなことを行うことは、たとえどのような理由があっても、絶対にやってはならないことだと思います。本当に深く反省を求めます。

私は、大刀洗町役場の職員は、住みやすい町を目指して、町民のために日々の業務に努力をしていると思っております。また、町民も町政の全般にわたり、将来へ大きな期待を寄せております。いま一度、公務員に対する町民の信頼に応えられますよう、公務を遂行する上で、その使命と公正や厳しさをもって、自身の職務を振り返り、今まで以上に注意を払い、より一層、公務に励んでいただきたいと思います。

以上をもちまして、私の1点目の質問を終わります。大変申し訳ありませんけれども、1問目

でかなり時間を費やしまして、もう時間がなくなりましたので、2問目、3問目は次回に回させていただきます。申し訳ありませんが、よろしくお願ひいたします。以上で私の質問を終わります。

.....

○議長（高橋 直也） ここで暫時休憩をしたいと思います。議場の時計で13時5分から再開いたします。

休憩 午前11時23分

.....

再開 午後1時05分

○議長（高橋 直也） それでは、休憩前に引き続き議事を再開いたします。

次に、4番、平田康雄議員、発言席からお願ひいたします。平田議員。

**4番 平田 康雄議員 質問事項**

1. 若者の引きこもりの解消について
2. アライグマ対策について

○議員（4番 平田 康雄） 議席番号4番、平田康雄です。私は、若者のひきこもりの解消とアライグマ対策の2件について質問いたします。

まず最初に、若者のひきこもりの解消について質問します。

平成27年12月に内閣府が行った若者の生活に関する調査報告書によると、広義のひきこもりの状態にある方は、全国で54万1,000人と推計されているとのことであります。全国的に大きな問題となっております。

ひきこもりとは、厚生労働者の定義では、社会的参加を回避し、6ヶ月以上にわたって家に閉じ籠もり続けている状態を言うそうです。自分の部屋からほとんど出ない。部屋から出ても家の外には出ない。あるいは、自分に関心がある、用事があるときだけ出かける。そういういた様子が続いている状態のことだそうであります。

誰にとっても安心して過ごせる場所や、自らの役割を感じられる機会があることが、生きていくためにも基盤となりますので、より相談しやすい場所や体制を整備する必要があると思います。ひきこもりの状態にある方や、その御家庭にとっても、そうした場所や機会を得て、様々な経験を積み重ねることが、社会とのつながりを回復する道となるのではないでしょうか。

ひきこもりの状態にある方など、生きづらさを抱えている方々をしっかりと受け止め、そういう社会をつくっていかなければならぬと思います。まずは、より相談しやすい体制を整備するとともに、あらゆる方々が孤立することなく、役割を持ちながら、共に暮らすことができる、真に力強い地域共生社会の実現に向けて対応することが重要であると思います。

それでは質問します。まず最初に、本町における若者のひきこもりの現状や課題などについて、町のお考えをお聞かせください。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、平田議員御質問の若者のひきこもりの解消について答弁をいたします。

ひきこもりの現状や課題についての御質問でございます。

まず、若者のひきこもりの現状把握についてでございますが、ひきこもりとは、先ほど議員のほうから御紹介がありましたとおり、厚生労働省によれば、様々な要因の結果として、社会的参加を6か月以上避けて、おおむね家庭にとどまり続けている人とされてございまして、令和5年度の国の調査で、ひきこもり支援に関する実態調査が行われましたが、若者のひきこもり状態にある方の正確な数など、正確な現状把握は難しい状況とされてございます。

次に、ひきこもりに伴う課題についてでございますが、若者のひきこもり状態が長く続くと、将来的には8050問題へ続していく可能性も高くなり、早い段階でのひきこもり支援をしていくことが重要と考えてございます。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） 昨年度実施されたひきこもり支援に関する実態調査、これは具体的には、どのような内容の調査でしょうか。

○議長（高橋 直也） 弁田福祉課長。

○福祉課長（弁田 有紀） 平田議員の質問にお答えします。

調査内容は、ひきこもりに関する取組やひきこもり推進事業の実施状況、あるいはひきこもり相談窓口の明確化や周知の状況、相談実績となっております。

以上です。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） 実態調査の結果、ひきこもり状態の若者の把握は難しいということですけども、現状でひきこもり状態にある若者は増加傾向にあるのか、それとも減少傾向にあるのか、非常に難しいと思いますけども、この増減の傾向については、どのようにお考えでしょうか。

○議長（高橋 直也） 弁田福祉課長。

○福祉課長（弁田 有紀） 平田議員の質問にお答えいたします。

いろんな文献を探してみたんですけども、なかなか推計値として分かるものもなく、実態調査の結果で、若者のひきこもりの具体的な推計値というのは、なかなか不明で探すことができなかったんですけども、15歳から64歳の年齢のところの推計値を調べてみると、上限が

64歳になって、若者だけではなくなるんですけれども、平成27年度は115.4万人、2020年度内閣府の調査によると146万人と推計されており、この傾向から見ると、増加傾向にあるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） 次に、若者のひきこもり状態が続くと、将来的に8050問題、こうなってくると、その可能性が高くなるということでしたけども、その根拠は何でしょうか。

○議長（高橋 直也） 舛田福祉課長。

○福祉課長（舛田 有紀） 平田議員の質問にお答えいたします。

根拠となると、なかなか難しいんですけども、いろんな白書等を読みますと、やはり人とのつながりが非常に希薄になって、社会から孤立してしまうことや、就労がかなり困難になり、課題の解決等がどんどん難しくなっていくという状況が続きまして、8050問題へ発展する可能性が高くなる傾向があると考えております。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） なかなか年を取るごとに、だんだん8050への問題に近づいていくということですが、次の質問で、ひきこもりに伴う8050問題、これと問題解消に向けた施策などについて質問したいと思います。

8050問題とは、80代の親が50代の子供の生活を支えるために、経済的にも精神的にも強い負荷を負うという社会問題のことであると思います。これは子供が自立した生活が送れないために、親の年金を頼りに生活しているケースが非常に多いと。結果的に困窮した生活を送っている方が少なくないということあります。

ここで質問ですけども、8050問題について、町としてはどのようにお考えでしょうか。また、問題解消のために、これまでどのような施策や事業などに取り組まれてこられましたか。

以上です。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平田議員の御質問にお答えをいたします。

ひきこもりに伴う8050問題と問題解消に向けた施策についての御質問でございます。

まず、8050問題についての町の考え方についてでございますが、議員から御紹介がございましたとおり、8050問題とは、80歳代の親と自立できない事情を抱える50歳代の子供からなる世帯をいい、課題は様々で複雑で多様でございますが、親子が社会から孤立をしたり、生活が困窮するにつれ、親の年金に依存する傾向にございまして、早期からのひきこもり解消が重要と考えてございます。

次に、問題解決のため、これまで取り組んできた施策や事業についてでございますが、当事者の年齢や家族構成、置かれていらっしゃいます環境によって支援が複雑でございまして、必要に応じて関係機関と連携し、個別対応をしてきているところでございます。

この点、18歳までは、教育委員会において、本年度、こども自立サポートセンターを開設しましたように、不登校状態や家庭や学校に居場所のない児童・生徒への自立に向けた支援を行ってございます。

また、障害者には、障害者福祉法に基づき、例えば、だんだん等の居場所づくりの支援や、高齢者には、老人福祉法や介護保険法に基づく各種支援を実施しておりますが、制度間のはざま、各個別法の対象となっていない方々への支援については、これまで実態把握も含め、十分に対応ができない状況にございます。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） それでは、再質問いたします。

町として、不登校の解消に向けて努力されていると、これは私も承知しておりますけども、非常にまたありがたいと思っています。ただ、私は、その後の対応、つまり卒業後の対応も非常に重要だというふうに考えています。

国では、平成29年度にひきこもり対策推進事業が創設されて以来、25年度と30年度に事業を拡充するなど、長期にわたって、ひきこもり問題の解消に向けた取組が進められてきました。

また、令和3年度から重層的支援体制整備事業が開設されましたが、この事業は、これまでの福祉制度や政策と人々の生活そのものや生活を送る中で直面する困難、生きづらさの多様性、複雑性から現れる支援ニーズと、その間にギャップが生じてきたと、そういうことから創設された事業のようございます。

例えば、社会的孤立をはじめとして、生きる上での困難や生きづらさはあるけども、既存の制度の対象にはなりにくいケース、いわゆる8050問題です。こういった問題の解消に向けた取組などがあるようです。

そこで質問いたしますけども、8050問題の解消については、先ほど、必要に応じて個別対応しているとのことでございますけども、本町においては、令和3年度から重層的支援体制整備事業に取り組まれております。この事業に取り組まれて4年目になりますけども、本町では若者のひきこもりの解消のために、具体的にはどのようなことに取り組まれてこられたんでしょうか。

○議長（高橋 直也） 舛田福祉課長。

○福祉課長（舛田 有紀） 平田議員の質問にお答えいたします。

重層的支援体制整備事業におきましては、関係機関とともに現在、月1回の協議を重ね、体制の整備を努めているところでございます。

しかしながら、この若い方のひきこもり、つまりはざまの方への支援というのがなかなか難しく、今、具体的に取り組んでいる内容としましては、やはり課題が複雑多様でございますので、いろんな関係機関と協議をしながら、社会とのつながりが薄い方が少しでも社会とのつながりが持てるように、あるいは就労が何かできないかという、そういう部分も状況を見ながら活動しているところでございます。

なお、やはり十分とは言えませんが、個別対応で、今、課題解決に向けて、関係機関と連携しながら対応しているところでございます。

以上です。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） 次に、ぬくもりの館内に設置されているフリースペース「だんだん」についてであります。

先ほど「だんだん」という言葉が出てきましたけども、このだんだんとは、地域や社会とのつながりの薄い方の居場所的な空間を目指されているというふうにお聞きしていますが、若者のひきこもりの解消のための対応もされているというふうに聞いております。具体的にはどのような活動をされているんでしょうか。

○議長（高橋 直也） 舛田福祉課長。

○福祉課長（舛田 有紀） 平田議員の質問にお答えいたします。

まず、だんだんに関してですけれども、名称の「だんだん」とは、温かいイメージで少しずつ前に進もうという意味を込めて名づけられたものです。

だんだんは、自立支援協議会から平成27年に発足したものであります、だんだんの場所は主に障害者のための居場所として発足しましたけれども、最近、個別の課題をいろいろ対応するうちに、ひきこもり状態にある方もこのだんだんを利用されるように、少しではありますけれども、なってきております。

このだんだんに関しては、役場の福祉課と社会福祉協議会が様々な相談に応じるなどの対応を現在しております。

活動としてはフリーでございます。週1回、木曜日に実施されておりまして、外になかなか出たくないという方が、だんだんなら行ってみようかなと思っていただいて、家から出る一歩になっていたいているのではないかと思います。

また、連続して来られることで、現在、第4木曜日にはコミュニティセンターのほうへワンコインのお仕事をするようになったり、少し発展して活動できる方も、僅かな人数ですけれども、できるようになっております。

だんだんに関しては以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） だんだんが障害者のための居場所であって、ひきこもり状態にある方も利用できるようになっているということでございますけども、やはりそういう方が外に出る第一歩になるということは非常に期待したいなと思います。

それでは、次の質間に移ります。3つ目の質問は、ひきこもりの解消に向けて、今後取り組むべき施策などについてであります。

若者のひきこもりを解消するのは非常に難しい問題だと思いますけども、やはり町の重点課題として捉えて、様々な施策や事業などを実施することによって、早急に解決を図る必要があると思っています。

そこで質問ですけども、若者のひきこもりの解消に向けて、町としては今後、どのような施策や事業などに取り組まれるお考えでしょうか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平田議員の御質問にお答えをいたします。

ひきこもりの解消に向け、今後取り組むべき施策についての御質問でございます。町としましては、若者のひきこもりの解消に向け、自立支援協議会にも意見をお諮りしながら、居場所の整備など重層支援体制の整備に取り組んでまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） 町においては、不登校児の居場所とか障害者の居場所、こういったのは整備されているようでございますけども、ひきこもりの状態のある方やその関係者、その居場所というのは、今のところ、だんだんには一部あるようですけども、設置されていないというようでございます。

先ほど、ひきこもりの解消に向けて、居場所の整備など重層的支援体制の整備ですか、取り組むとのことでしたけども、これは具体的にはどういうことでしょうか。例えば、ひきこもり状態の方や関係者の居場所として、例えば子ども自立サポートセンター、こういった施設は整備されるお考えでしょうか。

○議長（高橋 直也） 弁田福祉課長。

○福祉課長（弁田 有紀） 平田議員の質問にお答えいたします。

重層的支援体制の整備に現在取り組んでいるところですけれども、やはり制度のはざまにある方への対応がとても大事な部分だと考えております。

今、議員さんがおっしゃられたようなこどもサポートセンターというものがでておりますので、そこを卒業した方が次にどこに行くのかというのは非常に大事なことであると、重層体制の中で毎月協議を重ねる中で話し合っているところです。

横の連携を大事にしながら、だんだんという居場所は週に1回ですので、もっと自分が行きたかったいと思ったときに行けるような場所の整備というのは大事であると考えております。

そういう視点も含めて、重層整備体制といいうものの整備はとても大事なものですが、課題がとても複雑多様でございますので、今後もやはり障害等を得意とします自立支援協議会の意見をしっかり聞きながら取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） ひきこもりの解消に向けた居場所、これはぜひ設置していただきたいと思いますけども、もう一つ、ひきこもり相談窓口設置、これも必要じゃないかと私は思っております。

役場内に関係者でいつでも相談できるような窓口を設置してはどうかと思いますけども、どうでしょう。ひきこもり相談窓口の設置は検討できないでしょうか。

○議長（高橋 直也） 夔田福祉課長。

○福祉課長（舛田 有紀） 平田議員の質問にお答えいたします。

ひきこもり防止のための相談窓口は必要だとは考えております。地域社会とのつながりの薄い方などの相談を現在、福祉課や社協、あるいはこども課等で担っていただいているけれども、なかなか相談窓口をもしつくったとしても、その相談を十分に受け切れる専門的な経験のある者がなかなかいないとなると、窓口を設置しただけでは厳しいかなというのを感じているところでございます。

その点も含みまして、今後、重層等や関係機関にも意見をお諮りしながら、相談窓口の設置に関しては協議をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） 私は、若者のひきこもりの問題を早期に解消することは、8050問題を解消するために非常に重要であると考えております。

特に最近、新聞やテレビなどでは、不登校問題が大きくクローズアップされていますけども、この若者のひきこもり問題というのは、それ以上に大きな問題だと思います。

ひきこもりの問題を解消すべく、国においては長期にわたって様々な施策や事業を実施されてきましたけども、依然としてひきこもり状態の方が減少しないというのは現状のようでございます。

先ほども申しましたが、若者のひきこもりの延長として8050問題が発生する可能性が高くなりますので、ぜひ国の事業を活用するとか、あるいは町単独で新たな施策を講じて、課題

の早期解消に努めていただくよう要請いたします。

最後になりましたが、若者のひきこもりを防止するためには、不登校問題の解消が重要ですが、この件については、こども自立サポートセンターを新たに開設し、2名の指導員により学習支援などを行うなどの対策を講じていただきました。感謝申し上げます。

以上で1問目を終わりまして、2問目のアライグマ対策について質問します。

アライグマは、平成30年11月に初めて本郷校区で目撃された後、町全域で目撃されるようになったそうですが、最近では町内のあらゆる場所でアライグマによる被害が報告されるようになりました。

議会報告会においても、数名の方からアライグマに関する意見が出されています。アライグマが多くて困っているとか、段ボールコンポストが小動物に荒らされるようになった。あるいは、アライグマが出没しているが、鳥獣対策の予算が少ないといった意見であります。また、スイカやトウモロコシが荒らされたとか、アライグマが天井から落ちてきたが、その後の対応が大変だったといった事例もあるようです。

アライグマの防除については、令和6年3月に、福岡県アライグマ防除対策実施計画が策定されています。同計画によると、県内の28市町村が重点対策地域となっており、17市町が警戒対策地域とされています。本町は警戒対策地域ですけども、周辺市町村は全て重点対策地域となっていますので、本町が重点対策地域となるのは時間の問題だと思います。

警戒対策地域で推奨される取組としては、被害地や生息地での捕獲、捕獲体制の整備、それからパンフレットの配布などの普及啓発の実施とされております。

そのような中で、先日、近所の方から捕獲したアライグマの処分について相談がありました。アライグマがわなにかかったので処分したいが、処分の方法が分からないと、いい方法はないかとのことでした。

このアライグマの処分については、以前、町のほうから県に引き取ってもらうようにしたいと、そういう説明があつておりましたので、住民課に問い合わせたところ、県にお願いしているが、いまだに回答がないので、引き取ることができない。捕獲した方が処分してもらいたいとのことでした。

住民からは、町はわなを貸すだけで、あとは住民任せというのはいかがなものでしょうかと。県が引き取らないのであれば、町で専門業者にお願いして引き取ってもらうような方法を考えるべきではないでしょうかと、そういう意見がありました。

そこで質問ですけども、まず、アライグマによる被害状況の把握などについてであります。アライグマを捕獲するためのわなを町民に貸し出されていることは私も承知しておりますけども、これは町内において、アライグマによる農作物の被害が多発しているからだろうと思います。

令和3年に策定された大刀洗町アライグマ防除実施計画書では、ブドウやスイカ、トウモロコシなどに被害があったとされていますけども、生活被害も含めて、本町における現在の被害の状況はいかがでしょうか。

次に、わなの貸出しやアライグマの捕獲状況などについてであります。大刀洗町アライグマ防除実施計画書においては、使用するわなは箱わなを用い、アライグマの生息や被害の確認、あるいは推定された地点周辺で設置を行うとされています。わなは6個あるとお聞きしていますが、実際、今までにどの程度のわなの貸出しをされたのか。

また、計画書によると、令和3年の計画策定時までに15匹のアライグマが捕獲されているとありますが、その後、何匹ぐらい捕獲されたんでしょうか。

以上です。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、平田議員御質問のアライグマ対策について答弁をいたします。

アライグマによる被害状況についての御質問でございます。

まず、本町における現在の被害の状況についてでございますが、農作物に関しては、農家からの聞き取りや農業共済組合への照会などを行ったところ、トウモロコシやブドウなどに被害があり、昨年度、令和5年度の被害金額は約70万円と推計してございます。

次に、わなの貸出しや捕獲の状況についてでございますが、議員御紹介のとおり、町では6基の箱わなを保有してございまして、現在までに延べ26件を貸し出し、現在までに24頭を捕獲した旨の報告を受けてございます。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） アライグマの被害で70万円程度ということですけども、以前は被害というのは家庭菜園が主となっていたようですが、最近は家庭菜園以外でも被害が出ていると、それは70万円ということだろうと思います。

そのほかに農作物以外にも被害がっているようです。アライグマが天井から落ちてきたけども、その後の家屋の消毒費として15万円ぐらいかかったと、そういった事例もお聞きしております。

このアライグマというのは、狂犬病とかツツガムシ病などの感染症を媒介しますので、非常に危険であります。早急な駆除が必要だと思います。

そこで質問ですけども、アライグマの被害があったということですけども、作物被害です。どのあたりで何件ぐらいあったんでしょうか。

○議長（高橋 直也） 矢永農政課長。

○農政課長（矢永 孝治） お答えいたします。

被害につきましては、農政課で把握しておる分につきましては、大体町内全域から被害の報告があつておりまして、はつきりと件数はちょっと分かりませんが、大体30件以上の相談が役場のほうにあつております。

主な地域としましては、大堰校区の小石原左岸側、あと上高橋区、今区、甲条区が主な相談があつた場所となっております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） 私、本郷で発見されたと、最初に。だから、本郷あたりがひどいのかなと思っておりましたけども、そうではないようです。

それから、私の集落では屋根裏にすみついたアライグマです。これが天井から落ちてきたそうでして、これ感染症を起こす病原菌を保菌しているということで、家全体を消毒したということでございました。

農作物の被害は調査されているというようですが、このアライグマが住宅の屋根にすみついて困っているとか、そういう生活被害です。そういうのは調査されていないようです。生活被害の状況の調査、これを行う考えはありませんか。

○議長（高橋 直也） 矢野住民課長。

○住民課長（矢野 智行） 御質問にお答えいたします。

今のところは考えておらないところでございます。

以上です。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） 考えていないということですけども、しっかりと情報収集を行って、必要に応じて検討していただきたいと思います。

次の質間に移ります。次の質問は、捕獲したアライグマの処分方法についてであります。

アライグマを捕獲した場合、処分は捕獲者が行っていただきたいということですけども、アライグマというのは非常に凶暴でありまして、住民が直接処分するのは非常に難しいと私は思っております。

これはネットで調べたんですけども、処分の方法としては、4つの方法があるそうです。1つは獣医師などの専門技術者による処分。2つ目は都道府県の施設で処分。3つ目は地方公共団体の職員や捕獲従事者が自ら処分すると。4つ目は捕獲から殺処分までを委託された業者が行う。そういう4つの方法があるそうです。

このうち、住民が直接殺処分をする方法としては3つ目です。捕獲従事者が自ら処分する方法だと思いますけども、これは先ほども言いますように、アライグマが凶暴であるということとか、

病原菌を保菌しているということから、非常に難しい面があると思います。

町では2つ目の方法、つまり県の施設での処分を検討されているようですが、現在のところ、県からは回答がないようなので取り組めないということで、とすれば4つ目の捕獲から殺処分までの委託された業者が行う方法というのが考えられるんじゃないかと思っております。

そこで質問ですけども、アライグマを町民が直接処分するのはかなり無理があるよう思います。町ではどのような方法で処分すべきとお考えでしょうか。

次に、捕獲したアライグマを県に引き取ってもらえないのであれば、町のほうで専門業者に委託して引き取ってもらうことはできないでしょうか。例えば、獣友会とか、町が鳥獣被害の処理を委託している筑紫野市にある動物環境センター、こういうところに処分を委託してはどうでしょうか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平田議員の御質問にお答えをいたします。

捕獲したアライグマの処分の方法についての御質問でございます。まず、処分についての町の考え方についてでございますが、原則として、鳥獣保護管理法や外来生物法に基づいた捕獲許可を受けた者が、アライグマを捕獲処分できることとされてございまして、大刀洗町では、外来生物法に基づく大刀洗町アライグマ防除実施計画を策定し、計画に基づき必要な講習を実施した上で許可を出して、箱わなを貸出しをしているところでございます。

その際、アライグマを捕獲した場合には、捕獲した方に殺処分及び死骸の処理をしていただくようお願いをしてきたところでございます。

次に、議員のほうから御紹介がございました、動物環境センターなどの専門業者への処分の委託についてでございますが、動物環境センターでは、死亡したアライグマの個体の処分は実施しておりますが、同センターでの殺処分は実施をしていないというふうにお聞きをしてございます。

この点、このたび捕獲したアライグマの個体を処分することが可能な施設、殺処分も含めて可能な施設が設置されたとの情報がございますので、今後、殺処分を含め、個体の処分を委託できるのかについて検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） 今までなかなか処分場がないということで、捕まえた方が処分してくださいということでしたけども、そういう県のほうに捕獲したアライグマの処分施設が設置されたと、これは非常にいいことだと思いますけども、これはいつどこに設置されたんでしょうか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平田議員の御質問にお答えをいたします。

県のほうからは、11月21日から受入れを開始する旨の連絡があつてございますが、施設の名称、所在地については、現時点では非公開でお願いしたいということで連絡があつてございますので、ここでの答弁は差し控えさせていただきます。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） 先ほど言いましたように、アライグマを処分できる施設が設置されたと、非常にいいことだと思っておりますが、住民にわなを貸し出し捕獲しても、アライグマの繁殖力というのは非常に旺盛だそうでございます。そういうことで、住民が何匹ずつか捕まえても、今後とも増え続けるということは、被害がだんだん増えてくると思っております。

将来は農作物に甚大な被害をもたらしたり、生活被害が出てくるんじゃないかと思います。この際、思い切って、町内全域を対象として、捕獲から殺処分までを専門業者に委託すると、こういうことはできないでしょうか。

○議長（高橋 直也） 矢野住民課長。

○住民課長（矢野 智行） 平田議員の質問にお答えいたします。

アライグマの捕獲から殺処分までということでございます。専門業者に委託することは、現状においてはかなり難しいとは思いますけれども、今後の検討課題かとは思っておるところでございます。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） 確かに大刀洗町だけで業者に委託とやっても、これは県全域の問題なんで、なかなか難しい面はあると思いますけど、ただ被害を野放しにするというのはどうかなと思っております。

次の質間に移ります。次の質問は、アライグマの担当窓口についてであります。

福岡県アライグマ防除実施計画では、本町のアライグマ対策の窓口は住民課とされていますが、現状では住民課と農政課にそれぞれ窓口が設けられているようです。

住民の方がアライグマの処理について、町に電話した際、アライグマはどこで捕獲されましたかと言われたので、畠ですと。実際は家庭菜園ですけど。そう答えたところ、畠で捕獲したんであれば、窓口は農政課になるちゅうことで、電話を農政に回されたということだそうです。

住居などにアライグマがすみついた場合は住民課が対応して、農作物に被害があった場合は農政課が窓口になるだろうと思いますけども、住民からするとそのようなことは分からぬわけでございまして、結局たらい回しにされたと感じるのではないかと思います。

そこで質問ですけど、アライグマを畠で捕まえようと、ほかの土地で捕まえようと、住民からすると同じことだと思います。アライグマの担当窓口は一本化すべきじゃないですか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平田議員の御質問にお答えをいたします。

アライグマの担当窓口についての御質問でございます。

現在のところ、議員から御紹介がありましたとおり、農作物の被害であれば農政課、宅地や住居関係の問題であれば、住民課が対応してございます。

アライグマについて窓口を一本化することも、議員から御紹介がありましたとおり、一つの考え方かとは思いますが、被害の内容や種類に応じて、きめ細やかな対応をする必要があることや、現時点では大きな支障も生じていないことから、今のところ、今後も引き続き、2課で連携して対応してまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） 確かに対応としては、2課に分かれて専門的に対応したほうがいいと思いますけども、住民に対しては、やはり一本化すべきじゃないかと思っております。

今、現時点では大きな支障もないということですけども、現に町民が電話して、たらい回しされているような意識を持たれている面もありますので、やはり担当窓口を一本化して、そして受付した後に、具体的な対応をどうするかということになった後、内部で打合せをすると。そういうふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平田議員の御質問にお答えします。

議員の御質問の趣旨はよく分かるんですけれども、今、被害のあっている場所なり、対象が農作物なのか住居等なのかで、今、課が、所管が分かれてございます。

ただどちらかに決めて一本化したとしても、同じような問題が、アライグマだけではなくて、いろんな、例えばイタチであったり猫であったり、いろんな分で発見、生じてまいりまして、個体に焦点を当てて、担当窓口を決めたほうがいいのか、被害があった場所に、場所というか、被害内容に焦点を当てて、窓口を決めたほうがいいのかということになりますので、それを全て含めて、1か所にすれば、それはそういうやり方もあるのではないかというふうに考えてございますけれども、なかなか被害状況に応じて、農作物の被害と住居等の被害を同じ窓口で対応するというのは、現実問題としては難しかろうというふうに考えてございまして、アライグマだけ、単体だけを取り上げれば、議員御指摘のような窓口の決め方もあるんではないかと思ってございますけれども、現在のところ、それぞれ住民課と農政課のほうで対応したほうが、そちらのほうが分かりやすいのではないかというふうに、こちらのほうとしては思ってございまして、その辺は、ほかの団体もどうされているのかというのは、ちょっと調べてまいりたいと思います。

○議長（高橋 直也） 平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） 今、町長が言われる趣旨はよく分かりますけど、住民課が、電話して、受付したらすぐ、それはあっちですと言われると、非常に感情がよろしくないということで、対応を、今言わされたような内容できちんと説明して電話を回すなり、対応してもらえばいいのかなというふうに思います。

最後になりましたけど、アライグマによる被害は県全体に広がっております、県において福岡県アライグマ防除対策計画が策定されましたし、本町においても大刀洗町アライグマ防除計画書が策定されております。

計画では、アライグマの防除対策について、県や市町村の役割というのが示されておりますけども、まだまだ具体的な対応は進んでいないようあります。先ほどアライグマを処理する施設が設置されたということですから、これはもう一步前進かなと思っているところでございます。

本町においては、わなの貸出しが行われていますけども、アライグマちゅうのは非常に、先ほど言いましたように、見かけによらず凶暴であります。狂犬病の病原菌を保菌しているため非常に危険なので、ぜひ専門業者に駆除していかないと対応は難しいと思いますので、これはぜひ県全体に関わる問題でございますので、県と連携して、計画に基づく具体的な対応策を推進していただきたいと思います。

以上をもって質問を終わります。

.....

○議長（高橋 直也） ここで暫時休憩を挟みます。議場の時計で14時より再開いたします。

休憩 午後1時51分

.....

再開 午後2時00分

○議長（高橋 直也） それでは、休憩前に引き続き議事を再開いたします。

次に、5番、實藤量徳議員、発言席からお願ひいたします。實藤議員。

#### 5番 實藤 量徳議員 質問事項

1. 公用車について

2. 小・中学校の防犯について

○議員（5番 實藤 量徳） 議員番号5番、實藤量徳です。議長の許可を得ましたので、ただいまより、公用車についてと小・中学校の防犯についての2点について質問させていただきます。近頃、いろいろな自治体において公用車の自動車検査証が切れた状態で走行する事案が相次いで発覚しております。この2か月でも10月10日、大阪府寝屋川市、同じく30日には鹿児島県南九州市、近郊では11月8日にうきは市でも発覚しております。

大刀洗町においての公用車の管理などについては、どのようにになっているか。また、台数、そ

これから貸出車両の台数と管理、それと公用車の保険はどのようにになっているかを御質問いたします。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、實藤議員御質問の公用車について御答弁をいたします。

公用車の台数と管理についての御質問でございます。

まず、貸出車両の数とその管理についてでございますが、大刀洗校区が実施されております巡回バスとしてハイエースが2台、小学校PTAや自主防災組織等で使用する青パトが3台、小・中学校が備品等の運搬の際に貸し出している軽トラックが2台、行政区等が環境整備等の際に貸し出している2トンダンプの計8台について貸出しの実績がございまして、車両の管理は、車検等を含め、町で管理をしているところでございます。

次に、公用車の保険についてでございますが、町が保有する車両については、町村会の全国自治協会災害共済保険に加入してございます。この保険は、職員等が運転することが想定されてございまして、運転者に対する人身傷害がついていないこともあります。民間の同種の保険と比べ掛金が格安となってございます。

なお、運転者に人身傷害が発生した場合は、別途加入する地方公務災害補償基金及び非常勤職員公務災害補償保険から給付をされることとなってございます。

○議長（高橋 直也） 實藤量徳議員。

○議員（5番 實藤 量徳） 保険はそれですが、車検などの管理のほうはどうになっておりますでしょうか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。松元企画財政課長。

○企画財政課長（松元 治美） 公用車の車検等につきましては、リース以外の分については、企画財政課のほうの財政係のほうで管理しております。

以上で終わります。

○議長（高橋 直也） 實藤量徳議員。

○議員（5番 實藤 量徳） それでは、大刀洗町においては無保険の状態、車検が切れたような状態でないということで分かりました。しっかりやってください。

次が青パトの現状について質問いたします。

青パト、先ほど3台ということでしたが、その利用法というか、どのような形での貸出しになっているか。それと、先ほど町長のほうから保険がありました。ちょっと保険が違うような気がしますので、その保険についての説明もよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 直也） 柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） それでは、實藤議員御質問の青パトの現状について答弁いたします。

まず、台数と貸出しの現状についてです。まずは自主防犯活動として青色パトロール車による見守りをしていただいている保護者、そして地域の方々に対しまして、この場を借りて感謝申し上げたいというふうに思います。

さて、御質問の本町における青色パトロール車の台数と貸出しの現状についてですが、先ほど町長の答弁にありましたように、登録台数は3台となっています。貸出しについては、大堰校区に週1回程度、本郷、菊池校区に週2回程度の貸出しを行っています。

次に、車両の保険についてですが、公用車の保険と同じ保険に加入しています。この保険は、先ほど説明のあったとおり、運転手だけが等は補償の対象外となっていますので、本年12月に青色パトロール時の事故に対応できるよう、運転手だけが等に対応した総合生活保険に現在加入了したところです。

以上で、實藤議員の質問に対する答弁を終わらせていただきます。

○議長（高橋 直也） 實藤量徳議員。

○議員（5番 實藤 量徳） 分かりましたが、12月に入られたということですが、それまでは今までのよう運転者には保険がついてないという状態で貸し出していたということですね。

まず、青色パトロール車の貸出しについて、私がちょっと質問したときに、これは各小学校とかPTAとかから貸してくれと言われたんで、車体だけを貸したと。だから補償についてはきちんと言ってないみたいな言い方だったんです。

御本人たちも保険がないということを知らずに乗っていて、それで巡回していて、今年になってそれが分かったから、うちはやめようかという校区も出ているそうです。何でこんなずさんな貸出しの方法を取られたんですか。

○議長（高橋 直也） 早川こども課長。

○こども課長（早川 正一） 御質問にお答えしたいと思います。

このPTAまたは自主防災組織での青色パトロール車の活動につきましては、随分前から実施をしていただいていたものと思っております。当時の部分につきましては確認、どういうふうなきさつで貸し出してあるのか。公用車を青色パトロールとして登録し、皆様に提供する。

この自主パトロールにつきましては、それぞれの例えれば自治会であったり、そういうところではそれぞれの車両を使ったり、または個人的な車を使ってパトロールをしているところもございます。

今回、先ほど御指摘があったように、こちらも車両の部分について保険が適用できていないという部分、またPTA等については、PTAでの保険の適用範囲外であったという部分がございましたので、今後の青色パトロールについては、今後とも引き続きお願いしたいという形で、今回、町のほうで保険のほうに加入したものでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 實藤量徳議員。

○議員（5番 實藤 量徳） 新しく入られた保険というのが、ボランティア保険という名前の保険ですか。

○議長（高橋 直也） 早川こども課長。

○こども課長（早川 正一） お答えいたします。

今回入りました保険は総合生活保険でございまして、その中の青色パトロール車を使った場合での運転手への事故に対する保険というところで限定されたものでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 實藤量徳議員。

○議員（5番 實藤 量徳） その保険料というのは、役場が支払う、貸出しのところの団体が払うんじやなくて、車を貸したときに保険もついていますよという形で貸し出されるんですか。

○議長（高橋 直也） 早川こども課長。

○こども課長（早川 正一） お答えいたします。

先ほど答弁いたしましたとおり、3つの校区で青色パトロール車を使用されております。ですので、それぞれで保険にかかりますと、それぞれで保険料を負担していただくようになりますので、今後、町のほうで青色パトロールの運転される方、これはその方に限定されますが、その校区の方どなたでも青色パトロールで運転されている方については、保険の対象になるというものでございます。

○議長（高橋 直也） 實藤量徳議員。

○議員（5番 實藤 量徳） ありがとうございます。そうしていただけると各校区の青色パトロールを使っていらっしゃる方も、安心して巡回ができると思います。

先日の総理大臣の所信表明においても、治安対策において青色パトロールが、活動制度を国としても支援し、町ぐるみの防犯対策をさらに推進するというお言葉もありましたように、青パトと重要性というのがすごく皆さん、認知されていると思いますので、それだけはしっかりとお願いいたします。

続きまして、小学校の防犯についてお伺いいたします。

平成13年6月8日、大阪教育大附属池田高校の事件が皆さんにも御記憶にあると思いますが、大刀洗町は平和な町と思っておりますが、いつ何どき、このような悲惨な事件が起こらないとも限りません。

大刀洗町の小学校の防犯について、教育長のお考えと具体的な対策についてお伺いいたします。

○議長（高橋 直也） 柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） 事前に議員のほうから通告をいただいている、各校の防犯の指導を問うということで、来校者への対応は、来校者の記帳を行っているか、記帳があれば保存期間はということで伺っておりますので、それに基づいて答弁させていただきたいと思います。

それでは、實藤議員の質問の小・中学校の防犯について答弁いたします。

まず、各校への防犯の指導についてです。まず、来校者への対応についてですが、現在、大堰小学校では正面玄関は施錠しており、来校者にはインターホンを押してもらい、職員がドアを開けるようにしているところです。

そのほかの学校では、来校者に事務室や職員室での職員に声をかけていただいて対応をさせていただいているところです。

次に、来校者への記帳、以前も来校者の記帳というのは行わさせていただいている。現在、本郷小学校を除いて記帳をきちんと今も実施しているというところです。

また、記帳の保存期間については、大堰小学校と大刀洗小学校は1年間、菊池小学校は特に定めておりません。大刀洗中学校は3年間を保存とするように期間として定めているのが現在の現状でございます。

以上、答弁終わらせていただきます。

○議長（高橋 直也） 實藤量徳議員。

○議員（5番 實藤 量徳） どのような指導を行っているかというのに対してですが、対応というのはほとんどどこもされていないんです。私、5校回らせていただきましたけど、人が誰も出てこないんです、私が入っていっても、もう開け放して。ということは、どんな不審者が入っていても入っていけると。そこでは受付があって、誰か御用ですかって言うんだったら分かるんですけど、ずっと入っていって、そのまま教室行こうと思えば行けるんです。

だから、そういうところの防犯については、開かれた学校という形を取っていらっしゃるのかもしれません、幾ら平和な大刀洗でも、いつ何どき、そのような不審者といいますか、危ない方が何か凶器を持って入っていかれるとも分からないので、そういう防犯については、どのように指導されているのでしょうか。

○議長（高橋 直也） 柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） 議員の御指摘は、本当に感謝申し上げたいというふうに思います。通告にありました状況から、それぞれの学校において、現状を把握させていただいて、今し方、報告させていただいたような現状が、いわゆる不十分な点があるというところです。

議員も御理解いただいているように、開かれた学校とこの防犯を両方併せ持つてやっていくというところには、非常に課題もあったり、問題点もあったりしているというのが現状なところでございます。

しかし、平成13年でしたか、池田小の事件のときには、この防犯についてはかなり国あるいは県からも各学校、市町村に指導されてきたところではございますので、もう一度、その防犯体制については、各学校振り返って指導、先ほど言いましたような来校者への記帳、あるいは正面玄関等の開閉等についても、どのように今後行つたらいいのか、各学校に指導あるいは助言、あるいは検討していただくように、こちらのほうからまた指導をしていきたいというふうに考えているところです。

以上で、答弁終わらせていただきたいと思います。

○議長（高橋 直也） 實藤量徳議員。

○議員（5番 實藤 量徳） まず、一番簡単な施錠という考えはないですか。正面玄関だけでも施錠して、それで大堰小学校みたいにインターホン対応とか、そういう、まずここで入れませんよという形を取る。開けずに、今オープンですよね、正面のドアが。だから、それを閉めて、施錠して、御用のある方は連絡ください、対応しますという形にはできないんですか。

○議長（高橋 直也） 柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） 御質問に答弁させていただきたいと思います。

現在、大堰小学校で正面玄関を施錠し、来校者にはインターホンを押してもらって、そして職員が、職員室に待機している職員が開けるようになっております。

そのことについて、またこれも効果とか、そしてあるいは不便な点とか、いろいろと御意見を聞きながら、各学校へ指導をしてまいりたいというふうに思っているところです。

以上で、答弁終わらせていただきます。

○議長（高橋 直也） 實藤量徳議員。

○議員（5番 實藤 量徳） 何かすごく消極的なお答えみたいな感じ。私は、教育長は行かれるときに、こそっと行かれたことがありますか、隠密に。今日行くよじやなくて。そしたら、何も言わずに行かれたときに感じませんか。何でこんなに開かれ過ぎているんだろうって。

○議長（高橋 直也） 柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） 事前にお尋ねしていく場合もありますし、それから議員おっしゃられるように、突然訪問するというのは、これはしょっちゅうあります。

確かに議員御指摘のように、最近、大堰小学校でそういうふうなシステムというか、対応を取られるようになりましたので、これはまた一つの大事にしていかなければならない点かなというふうに、私自身も感じておりますので、それぞれの学校において、まだインターホンがついていないというのは現状でございますから、大堰小学校の校長先生方お訪ねしながら、またそういった、先ほど言いましたように、効果等々も含めて、こういうものは大事なことだというようなことは、必要であれば、また指導して、消極的ではなくて、非常にある意味積極的に、私としては

考えているところでございますから。

以上で、答弁終わらせていただきたいと思います。

○議長（高橋 直也） 實藤量徳議員。

○議員（5番 實藤 量徳） 教育委員会のほうから閉めなさい、安全を守りなさいという指導は、まだしないということですね。大堰小学校の結果を見ながら、順次提案していくという感じですね。

○議長（高橋 直也） 柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） そう理解していただいてよろしいと思います。

○議長（高橋 直也） 實藤量徳議員。

○議員（5番 實藤 量徳） 危なくないですか。怖くないですか。私はすごい怖いと思うんです。実際自分が行ってみて、学校に入って、何も言われない。誰からも、どんなところでも、何か御用ですかとかって、病院でも言われますよね。入院患者とかいなくて、普通の人が入らないようなとこに入つていったら。

だけど、学校っていうのは何でか、父兄もそれはいらっしゃるかも分かんないですけど、何も問われないんです。だから、そういう環境に慣れてしまっているのかなと思うんです。

だけど、やっぱりどう考へても早急にしてほしいなと思うんですけど、いかがなもんでしょうか。

○議長（高橋 直也） 柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） 最終的には、管理責任は市町村の教育委員会にありますので、その必要性、もちろん先ほど言いましたように必要性がありましたら、各学校にそのことの指導をしてまいりたいと思います。

現在は、校長に管理責任、施設の管理責任は委任して、委託している部分がございますので、今議員がおっしゃった等の御意見も踏まえながら、校長と意見交換をしながら、積極的に進めていきたいというふうに思つてゐるところです。

以上です。

○議長（高橋 直也） 實藤量徳議員。

○議員（5番 實藤 量徳） 現場は閉めたいということです。できるなら安全を確保したいというのもあるそうです。だけど、うちだけが閉めるのはという方もいらっしゃいます。だから、現場とやっぱり、開かれたっていう、そういうパフォーマンスみたいになつていうのは、ちょっとかけ離れているんじゃないかなと私は感じております。

それと、もし誰かが入ってきた場合の防犯訓練についてお伺いいたします。侵入者の対策についてです。

その中で、さすまたなどの防犯用具は十分足りているか、防犯訓練の回数、学校敷地への侵入対策はという3点について、お答えをお願いいたします。

○議長（高橋 直也） 柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） それでは、實藤議員質問の侵入者の対策について答弁いたします。

まず、さすまたの防犯用具の数についてですが、各小学校には3本から6本のさすまたが準備されているところです。中学校は1本しかなく、十分ではない状況となっています。

また、設置場所は職員室や教室、各階に設置をしています。不足している学校は、追加発注や購入の検討をしているところです。

次に、防犯訓練の回数についてですが、2校、大刀洗小学校と菊池小学校では、年に1回、防犯訓練を行っているところです。そのほかの学校においては、危機管理対応マニュアルを基に校内研修を実施し、不審者等への対応について共通理解を図っています。また、防犯訓練の検討を行っている学校もあります。

次に、学校敷地への侵入対策についてですが、大刀洗小学校は正門、裏門を閉めて侵入対策を行っています。他の学校では、保護者の送迎や業者の出入りがあるため、門扉を閉めるような対策は行っていませんけども、管理職による校内巡回や、日頃から不審者侵入を想定するよう指導が行われているところです。

また、小学校においては、校門に防犯カメラを設置して、来校者等の映像記録を残しているところです。

以上で、答弁を終わらせていただきます。

○議長（高橋 直也） 實藤量徳議員。

○議員（5番 實藤 量徳） さすまたなどの防犯用具は1本から3本あるということですが、ただいまのお答えには、職員室と各教室にも置いている、各教室というか、教室の中にも置いているというお答えでしたが、ほとんどがみんな各階には置いていなくて、職員室だけみたいです。

不審者が来たらどうするのと言ったら、職員室から持っていきますということでした。できるなら、一本一本が高いということは聞きますから、教育委員会のほうで少しそろえて、各階に置けるぐらいの本数を、1本でいいですからそろえていただきたいとは思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 直也） 早川こども課長。

○こども課長（早川 正一） それでは、さすまたの本数についてお答えをいたします。

大堰小学校につきましては3本ございまして、全て職員室にある、保管をしているそうです。今後追加で3本から4本購入し、各階の壁に設置を予定をしているというものです。

本郷小学校につきましては、1階に3本、2階、3階の教室です、各教室でありませんが、

1本ずつ、教室のほうに置いておりまして、現在足りていないという状況でございます。

また、大刀洗小学校につきましては、全部で6本ございまして、職員室に1本、1階の教室に4本、2階の教室に1本、置いております。

菊池小学校では現在3本ございますが、9本を注文済みということで、近日中には12本になるというものでございます。

中学校につきましては、現在職員室に1本ということで、十分ではないという状況になっているところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 實藤量徳議員。

○議員（5番 實藤 量徳） せっかくそのように早急にそろえていただくということでしたら、できるならそれに合わせて使い方、正しい使い方を指導なり、小郡警察署に頼んで、警察署のほうから来ていただいて、指導していただくようにしていただきたいものです。

それと防犯訓練につきましても、平成13年の後はいろいろやったけど、だんだんとテキストだけの勉強が多くなったということで聞いております。だけど、テキストだけするのと、実際に物を使って実地訓練するのとは全然違います。やはり自分で体験しないと分からぬものというのがあると思います。

子供を守るのは大人の役目ですので、先生方にもそれをきちんと使えるように、飾ってあっても何の意味もありませんから、指導して、また訓練も年に1回ぐらいはやっていただきたいと思います。

大刀洗町というのは、全体に平和な町でございますが、やっぱりだんだんとよそからの、よそって言ったらおかしいですけど、知らない方も増えております。だから、いつまでも平和という観点に立つんじゃなくて、いつ何どき、身の危険が迫っているというふうに、子供たちにも少し教えていただきたいと思います。

今日は一応これで終わらせていただきます。ありがとうございました。

————— • —————

○議長（高橋 直也） 以上で、本日の議事は全部終了しました。

本日は、これで散会します。お疲れさまでした。

散会 午後2時29分

---

令和6年 第7回 大刀洗町議会定例会会議録(第3日)  
令和6年12月11日(水曜日)

---

議事日程(第3号)

令和6年12月11日 午前9時30分開議

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

出席議員（11名）

1番	松本 照行	2番	古賀 世章
3番	中村 龍博	4番	平田 康雄
5番	實藤 量徳	6番	安丸眞一郎
7番	平山 賢治	8番	河野 政之
9番	大石 純	10番	白根 美穂
12番	高橋 直也		

---

欠席議員（1名）

11番 野瀬 繁隆

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 佐田 裕子

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	中山 哲志	副町長	重松 俊一
教育長	柴田 晃次	総務課長	平田 栄一
企画財政課長	松元 治美	税務課長	棚町 瑞樹
福祉課長	舛田 有紀	地域振興課長	村田 まみ
農政課長	矢永 孝治	建設課長	佐々木大輔
こども課長	早川 正一	健康課長	田中 豊和
生涯学習課長	案納 明枝	住民課長	矢野 智行
会計課長	山田 恭恵	財政係長	福岡 信義

---

開議 午前9時30分

○議長（高橋 直也） 皆さん、おはようございます。町民の皆様には、早朝より傍聴にお越しいただきましてありがとうございます。

現在の出席議員は11人です。

ただいまから、令和6年第7回大刀洗町議会定例会を再開いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。議事日程により議事を進めますので、御協力のほどよろしくお願ひいたします。

---

### 日程第1. 一般質問

○議長（高橋 直也） 日程第1、これから一般質問を行います。

通告を受けております7番、平山賢治議員、発言席からお願ひいたします。

7番 平山 賢治議員 質問事項

1. 町政運営の問題と町長の責任について

2. 職員の不正行為について

○議員（7番 平山 賢治） おはようございます。7番、平山です。通告に従って、質問させていただきます。

議員生活26年目になりますが、朝一の登壇は初めてかもしれません。今回は、行政運営の問題に限って質問します。本来はもっと建設的な政策提案などを行いたいところですが、政策実施の前提としては、行政組織が適正に機能していることが大前提であり、特にこの一、二年の町行政を見る限り、どう見ても正常に機能していないため、残念ではありますが、今回はこの点に絞って問うものであります。

先に申し上げますが、今回は1問目、2問目、合わせて一本の流れとなっています。問題の原因があり、結果が生じて対策が必要になっている。その大きな流れをお汲み取りいただければと思います。

まず前提として、ほとんどの職員の方々は、憲法、その他の法令に基づいて、住民福祉の向上のために誠実に職務を執行なさっているものと認識しております。ただ、そうした大多数の職員の方々が誠実に職務ができないような職場環境、誠実でない方の影響力が大きく、不正常が幅を利かせているのではないかでしょうか。

それから数値や文書等の誤りについても、人間である以上誤りをゼロにすることはできないと思いますし、誤りそのものの不可というつもりもございません。しかし、その誤りに至った原因がやむを得ないものなのか、それとも防げたものなのか、また誤り発覚後の対応が妥当なのか、

その点は厳しく検証されなければなりません。

これらの諸問題については、私1人が申し上げているわけではなく、毎年のように予算決算委員会から全議員の総意として指摘していることありますし、先日10月31日には議会運営委員会の協議に基づき、議長名で行政の正常化を町長に申し入れました。しかし、その都度、町長は経過や原因を反省し改善に生かしてきたでしょうか。むしろ放置したり、問題言動を擁護することによって、事態がより悪化していないでしょうか。そこで、まずお尋ねします。

1、10月31日付の議会からの申入れ及び予算・決算委員会からの再三の指摘をどう受け止めいらっしゃるでしょうか。

2、申入れに基づき、何らかの対応は行われましたでしょうか。

3、問題があったとすれば、その原因は何でしょうか。特に9月定例会での下水道事業会計当初予算及び補正予算の誤りと、その後の一連の対応について。

4点目、一般会計補正予算（3号）における答弁の不安定性についてお尋ねします。特に1つは、佐々木家住宅利活用プロジェクトについて、町長答弁の変遷と、2つ目は職員採用委託料について、補正予算で新規計上しながらその会期内に執行不能を答弁することは、行政運営に鑑みて妥当でしょうか。

5点目、7月の人事異動で何割の課長職を移動させたでしょうか。また、その意図は何でしょうか。そのような状態で適切な行政運営や議会対応は可能でありますか。

6点目、全般にわたって組織的な対応ができておらず、管理職間の連携も図られていないようにお見受けします。町長の運営責任は重いと考えますが、いかがでしょうか。

以上、6点お願いしますが、椅子がない。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、平山議員御質問の町政運営の問題と町長の責任について答弁をいたします。

まず、議会からの申入れや指摘についての受け止めとその対応についてですが、議会からの申入れや予算決算特別委員会をはじめ、議会からの意見については府内で情報共有するとともに、例えば法制事務の強化のための行政係の設置や議会へ上程する議案は、担当課と町長、副町長、総務課長、行政係長で事前に読み合わせの上、内容を再確認するなど、組織的な対応に努めるなど、議会からの意見も踏まえ、行政運営を行っているところでございます。

今後とも、二元代表制の趣旨を踏まえ、議会からの意見には真摯に対応するとともに、よりよい町政運営に努めてまいりたいと考えてございます。

次に、問題の原因についてでございますが、下水道事業会計当初予算及び9月議会での補正予算の誤りにつきましては、9月議会でも答弁させていただきましたとおり、下水道会計が公会計

から事業会計に移行した際に、移行に際しましては外部からの助言や伴走支援をいただきながら移行をしたところでございますが、事業会計に対する専門的な知識を有する職員が少ない中で、外部からの伴走支援を打ち切った後で誤りが生じ、総務課や企画財政課できちんとチェックできる体制になっていなかったことが一番の問題でございまして、その際、担当課長が体調を崩したり、あるいは出張があつたりと複合的な要因が重なりまして、速やかな対応ができなかつたものと考えてございます。

次に、一般会計補正予算（第3号）における答弁についてでございますが、9月議会の初日に平山議員から住宅の建築調査業務委託料と当初予算での建築物に対する活用の計画と策定委託料の関係について御質問があり、当初予算で計上されていた諸経費については、佐々木家住宅を買収した後に保存、利活用するために必要な経費であり、町での保有が3月議会で減額されておりますので、いずれかの段階で減額補正をさせていただく旨、答弁をさせていただきました。

その後、9月議会の最終日に、平山議員から「なぜ9月補正で減額しなかったのか」という御趣旨の御質問をいただきましたので、計上しております必要がなくなったものにつきましては、すぐに落とす場合と12月あるいは3月補正で落としている場合があり、これは可能性としてですが、調査をする中で早い段階で文化財的価値が明らかになり、それが議会のほうの御理解を得られるようなことがもし仮にあったとすれば、利活用についても今年度中に執行する可能性が出てくる場合もあり得ることから、9月補正では落としていない旨を答弁したものでございまして、改めて今回の12月補正で減額補正をお願いしているところでございます。

また、文化財専門職員の採用試験につきましては、担当課のほうから急遽相談がございまして、私としましては職員採用の必要性を認め、試験実施の実務上の手続については、総務課とよく協議するよう指示をしたところですが、その後、競争試験の実施に際して、福岡県市町村職員研修所を通じて試験問題等を取り寄せて実施をしているところですが、既に通常の申込時期が経過していたことや、その後の衆議院議員総選挙あるいは総務課の職員体制上の課題もございまして、本年度の採用試験の実施は難しい旨、答弁したものでございます。

結果としまして、予算計上をしたもののが執行できなくなったことについては、大変申し訳なく思ってございます。

次に、7月の人事異動についてでございますが、まず、今回の機構改革は、総務課、地域振興課、産業課の所掌事務の範囲が広く、事務の内容も多岐にわたり、かつ分かりづらい面もございましたので、1つには、産業課の業務のうち農業以外の分野をほかの課に移管し、農業の振興と商工業の振興を図るとともに、2つ目としまして、行政におけるDXの比重がますます大きくなっていますことから、企画と財政とDXの一体的な推進、3つ目として、町民の皆様との対話を大切にした行政を進めていくという観点から、総務課、地域振興課、産業課を再編し、新たに

総務課、企画財政課、地域振興課、農政課に再編したものでございまして、この機構改革に併せ人事異動を行ったものでございます。

結果として、教育委員会、議会事務局を含め、課長、局長13名のうち、適材適所の人事配置を念頭に、9名の課長級職員が異動したところでございますが、適切な行政運営や議会対応は可能と考えてございます。

次に、町長の運営責任についてでございますが、これまで議会からの御指摘も踏まえ、組織的な対応や管理職間の連携に努めてきたところでございますが、今後とも町民福祉の向上を目指して、執行体制の発効をはじめ、職員の人材育成と能力開発、風通しのよい職場環境づくりに取り組んでまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） では、順次再質問させていただきます。

まず、10月31日付で申し上げた内容というのは4点ですよね。組織的に対応することとか、町長責任者として迅速に対応すること、議会への説明、課長以上を伴うなど、いずれも他の行政組織では当たり前のことしか書いていないと思うんですよ。すなわち議会の総意としては、大刀洗町の行政は当たり前のことができていないじゃないかという指摘なんです。それに対する反省とか思いはございませんか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えいたします。

確かに、これまでのやり方が他の自治体と比べまして、大刀洗町におきましては小規模団体ということもあって、議員の皆様方も含めて、職員みんな、みんな顔見知りというか全て知っているということもございまして、人間関係に頼ったような行政が従前からやられてきたのではないかなというふうに考えてございます。

ただ、先ほども答弁いたしましたとおり、議会からの御指摘も踏まえまして、そこら辺のチェック体制であるとか、組織的対応について、一つ一つではございますが改善をしていくように努力をしているところでございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 対応については、少なくとも例えば管理職等による会議を開き、対応を組織的に検討したりというのをございましたでしょうか。それに基づき、何か方針が決定したりとか、そういうことはいかがですか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

先ほどの答弁と重複して恐縮でございますけれども、この申入れに対しては、すぐに朝礼等で

各課長に配付して、各課で周知をしていただくとともに、先ほども申し上げましたとおり、例えば議会に提案する議案でありますとかにつきましては、担当課だけではなくて三役、総務課長、行政係長も同席の上、読み合わせをしたり内容を再確認するなど、組織的な対応に努めてきていくところでございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 機構改革はいいんだけど、総務課が、やっぱりこの結論を申し上げるとすれば、総務部局の強化が必要だと思うんですけど、逆に、今、総務部局のほうが手薄になっているような感じがして、逆にそこにまた穴が開いているんじゃないかと思うんで、現場に聞いても本当にこれが真剣に受け止められているのか、当たり前のことを議会から言われて恥ずかしくないんだろうかという議員もたくさんおります。現場に聞いても、また議会から何か言われちゃったみたいな受け止めで、余り深刻に受け止められていないようにもお見受けします。ここでも、やはり誠実に職務を執行している方は、深刻に受け止めている。しかし、誠実と言えない方々、故意に問題を起こすような方には、当然ながら響いていないと、そこをどう正すかなんですよ。規則化など強制力の実施を含めて、よく考えていただきたいと思います。少なくとも、管理職による対応会議や明確な方針等が必要だと思います。

それともう一つ申し上げたいのは、指導や改善に関して、指導や周知の方法がきちんと、大刀洗町特有の課題、当たり前のことができていないという原因や理由が示せられているものかどうか。例えば、議会からわーわー言われるからちゃんとやれとか言っていませんか。そうじゃないですよね。議会から言われるからちゃんとやれじゃなくて、ここがこうおかしいからちゃんとやれという、きちんと理詰めで説明しないと、何か議会を悪者にするような感じで、迷惑者扱いするような感じでやっても、それは本質的なものじゃないと思うんですけど、その辺の実施状況どうですか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

議員の御質問の趣旨とはちょっと違うかもしれませんけれども、当然、行政である以上、法に基づいて行政執行しておりますし、そういう誤りのないように業務を遂行していくというのは当然のことです。それが、これまでどうしても職員数が少ない、小規模団体ということをございまして、職員の個人的な経験であったり、指揮だったりもついて、それぞれの課任せになっていたような部分があるのではないかということで、そこをもう少しダブルチェックができる体制なり、そこをきちんとする必要があるんだということを、私の方からもお伝えをしているところでございます。

ただ、なかなかダブルチェックする側も、先ほど議員のほうから総務課の体制について御指摘

がございましたが、まだまだ十分な体制が取れていない面がございます。これは外部からの支援もいただきながら、そういうところは対応していきたいと考えてございます。

ただ、議会からの御指摘という点については、これはやはり二元代表制の下、議会からの御意見については真摯に受け止めて対応すべきものと考えてございますので、それはその旨、職員にも徹底をしているところでございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） きちんとなぜこれがいけないのか、正さないといけないのか、理詰めで教えてあげてください。もちろん我々を悪者にするのも結構かもしれないけれど、それじゃあ議会に突っ込まれんようにちゃんとやれが先に来るようでは、まるで隣のおじさんに叱られるから静かにしなさいと言っている間違った子育てと同じになりますよね。だから、残念だけどそんなレベルから私は指摘を申し上げないといけないぐらい、ちょっと深刻だらうと思っています。よろしくお願ひします。

それから職員が足りないというのあります。同規模の自治体と比べると、極めて本庁の職員数は少ないと。なぜ、これが少ないので、それも原因からきちんと反省をしていただきたいと思います。

3点目行きます。誤りができない。誤りの原因はおっしゃられました。経過の原因もおっしゃられましたが、当然、担当課長がいないのであれば、その1級上の管理職者に報告して対応を検討すべきだし、それは町長が責任者として答弁、指摘があった事項については責任をもって追跡しないといけない。そこはできていないんですよね。

全国の町村議長会からも、なぜ御庁の行政はこんなに対応が遅いんですかとあきれられています。全国のお墨つきであります。そもそも、町長は県職員の出身であって、議会対応については頭に叩き込まれていると思うんですが、それが全く機能していないように思えるんですけど、何でなんでしょうか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

9月議会の下水道事業の一連の対応につきましては、今、議員御指摘がありましたように、課長が不在であった期間があった。その際、当然本来であれば係長のほうから総務課長なりに連絡がありまして、対応をもっと早くすべきであったというのはそのとおりであろうと思っておりますので、そういう場合については、担当課長が不在の場合は直接総務課長なりに連絡をするよう、指示を徹底したところでございます。

また、県議会との対応の違いというのが御指摘がございました。これは確かに対応が全く違います。ただ、県の場合かなり職員規模も多くございまして、全然、行政の進め方、例えば議案

1つについても全く違う中でやっているところでございますので、全てが全て県議会との対応のようにというのは、小規模団体においては、それは非常に難しい点があろうかと思ってございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） であればこそ、小規模団体においては町長のアンテナの立て方が非常に重要になってくる。町長と副町長ですよね。そこはきちんと答弁について責任を持たんといかん。逆にいえば、小規模だからそこはアンテナ立てられるわけですよ。そこが機能していないんじゃないのかと申し上げているんです。

議会で答弁を保留した項目については、当然、町長なり、命を受けた副町長が、その追跡を責任をもってやるべきだ。この件に関しては、係長は当日に誤りに気がついているわけだから、それから1週間も対応が遅くなる。それから発言の撤回もぎりぎりになる。全てにおいて、やっぱり機能がしていない。そこは重々申し上げたいと思います。

それから4点目です。先ほどありました、私としてはこれ御趣旨が全然違うことが訂正もなしに発言なされたと思っているんです。それから、これに限らず課長職でも、例えば全員協議会での説明と本会議での説明がいきなり違ったり、先週もありました、早速ね。極めて重要な部分で、こうした適切な発言を見て取れます。そして、訂正やおわびの一言もない。こんなことが日常茶飯時にこの行政において発生している。こういう公式な発言での責任感のなさ、引いては議会軽視の態度も、前町政から続く負の遺産ではないでしょうか。こういうものをまず一掃していただきたいと思いますが、どうですか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

重複になる答弁になる点もあるかと思います。恐縮でございますが、まず9月議会の際に、私のほうから申し上げたのは、いずれかの段階で減額補正をさせていただくんだということを申し上げてございます。それは最終日の答弁でございます。同じ日です。ただ、議員のほうから何で9月議会で減額しなかったのかという違う観点から御質問がありましたので、いずれ減額をさせていただきますけれども、9月補正で落とさなかつたのは、こういう可能性もあるので、今回は落とさず12月議会で減額補正をしたところでございます。

また議員のほうから、議会における私も含めてでしょうけれども、職員の答弁が変遷しているではないかというふうな御指摘がございました。これも大変申し訳ないとは思っておるんですけども、これがどうしても執行部側からそれぞれの職員が、議員の皆様一人一人にお伝えしたこと、お伝えしたことと、議員の皆様が受け取ったことが、どうも伝えたかったことと伝わったことが、何かギャップがあるような点もございます。どうしても人間でございますので、全

て完璧に一言一句同じような発言はできませんけれども、そこは発言を変えているということではなく、質問の趣旨に真摯に答えようとして、その際質問の仕方が違ったり、あるいは議会のほうで前提となるような思いが執行部側と違ったりして、どうしても受け止め方に、伝えたいと思っている伝え方と受け止め方にも違ったりとか、あるいはすぐに返答を求められて、その際にきちんと実績等に当たって、答えるいとまがなかつたりとかしたこともあるのかもしれません。そういう点については、大変申し訳ないと思ってございますが、そこは言を翻すようなことをしているわけではなくて、真摯に対応しようとしている結果だというふうに私自身認識しておりますし、そういうことについては、職員に対しても徹底をしてまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 町長の答弁は分かりました。ただ、全体として客観的な事実に関する部分も違っている。それを訂正するのはいいんだけど、訂正を言わずにいきなり違うことが発言されている。そういうのが日常茶飯事に起こっています。これも他の行政や組織では考えられないことだと思います。当然、先日申し上げた数字が間違っていた。それが我々の賛否の判断にも左右するような重大なことなんですよ。それを平気で前回の説明と違うことを言うと。そして訂正も謝罪もないと。これは極めて異常な、こういうものが蔓延しているというのが現在の行政組織であるし、それを町長はやっぱり一つ一つ正していかないと、そんなものでいいんだというのが管理職間に蔓延しているんじゃないですかね。

それと意思の確認をするに当たっても、先日の申入れで言ったとおり、管理職を含め2名以上の職員で対応するように、これが誤解や事実をしっかりなくして確認するという意図です。ところが、先週の件に関しては課長が1人でやってきました。それで結局間違っていたという話なんですよ。だから、2人以上で来なさいと言っているんです。そこら辺はしっかり我々の意見をちゃんと受け止めてください。

それから次、5点目。7割ですよね、異動はね。組織改編があったとしてもね。普通、管理職5割を異動させるだけでも大混乱で業務に支障が出ると言われています。まして7割というのは、適材適所を理由にするには、余り乱暴な政策じゃないでしょうか。実際に決算審査でも円滑な答弁ができなかつたり、今まで一度も経験したことのない部署への配置などで混乱している現状もお見受けします。

このような一斉に大量の移動についても、行政が円滑に機能せずにかえって混乱の一要因となっていることは指摘しなければいけないと思います。併せて、メンタルによる病気、休職者の割合も高いのじゃないでしょうか。その原因として、異動によるものも多くはないですか。当町のメンタルによる病休の人数と、職員に占める割合はいかがでしょうか。

○議長（高橋 直也） 平田総務課長。

○総務課長（平田 栄一） 現在の病気休暇、メンタル部分に対する休んでいる職員につきましては、現在3名ですね。正規職員の職員数につきましては、96名となっているものでございます。以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 今年度でいうと、一番同時期で同時に休職していた方の数で、一番多かった時期というのはどうなんでしょうか。

○議長（高橋 直也） 平田総務課長。

○総務課長（平田 栄一） 一番多いときですけども、11月末現在で5名となっております。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 割合で言いますと、例えば、今、報道でされているのはパワハラによるメンタルの病気の多発と報道されている大野城市が、5年間で延べ60名で、単純に考えて1年で12名とすれば、大野市の職員が430名ありますから、大野市の職員の割合からすると、病休が2.7%、一方は大刀洗町は5%あります。職員数に占める割合としては、大野城市よりもメンタルの病気率が高い、極めて異常事態だと思います。

この原因の一つに、職員が誠実に職務を執行できず、風通しも悪く、公平な管理も感じられない。こうした様々な理由が、不正常や病気を多発させている原因ではないでしょうか。対策としてはいかがでしょうか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えをいたします。

いろいろメンタル面で病気休職をする職員、この理由は様々ございます。新しい業務に変わったとか、あるいは家庭の事情であったり、いろいろな面がございます。そういうところについては、やはりきちんとその原因を究明して、何が問題でこうなっているのか、そういうのをきちんと究明していく必要があろうかと考えてございます。そういうのも含めて、今後とも対応してまいりたいと考えてございます。

それから人事異動について御指摘ございました。人事異動につきましては、職員一人一人の能力開発やキャリア形成、やりがいにつなげる人材育成の観点と職場の執行体制の確保の観点の両面から、総合的に勘案をしながら実施をいたしているところでございます。

この点、課長級の職員については、行政経験も長くございますので、ある程度異動しても対応はできるものと考えてございます。議員、課長職に占める割合を言われたんですけれども、それぞれの課長にとってみれば、自分が変わることはほかの課長が変わるかどうかではなくて、そこは一人一人の課長にとって1人の異動であっても、そこは人事異動で大変な面というのは変わり

ません。それがたまたま同時になっているところだけだというふうに認識をしてございます。

どちらかというと、課長級職員よりも議員のほうからも御指摘がございましたけれども、係長級以下の職員の人事異動のほうが、大刀洗町のように職員数が少ない、しかも係の係員数が少ない中で、1人がいろんな法律、所掌事務を持っていて、広く浅く事務分掌をしておりますので、そういう中で新しい業務に従事するということで、そこがきちんとフォローをする体制を取らないと、厳しい面があるというのが事実だろうと思っておりますし、その点については十分対応してまいりたいと考えてございます。

ただ、なかなかどうしても執行体制のことだけを考えれば、もう人事異動をしないほうが、それは当然執行体制が確保できるんですが、先ほど申し上げましたように、職員一人一人の能力開発やキャリア形成と人材育成の観点も踏まえて、人事異動をこれまでもしてきたところでございます。なるべく病休者等を出さないような職場環境を整えてまいりたいと思いますし、職員採用についても、その点も加味した上で、採用する等を考えてまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） おっしゃったように、係長の専門職への負荷が大きいと、そうなると同時に大量の課長職の異動ということが、さらに現場の係長職の負荷を増やしているんじゃないですかね。それが休職とも連動していませんかね。そこをよくお考えいただきたいと思います。

町長は頭のいい方だと思うんですけど、議会対応も含めてここまで不作為というか、放置する、かばう、その結果どんどん問題が生じて、悪循環なので、多分、先ほど申し上げた文化財職員の件も職員不足を補おうと思ったけど、職員を採用する部署も職員不足であるので、採用試験ができなかつたという悪循環ですよね。絵に書いてあるような悪循環ですよね。そこをどこから断ち切るか、その辺は町長の英断が求められていると思います。大刀洗町議会はよその議会と違って、職員を増やせという提言をずっとしているわけですよ。非常に珍しい議会だと思います。このことも重く受け止めていただきたいと思います。1問目は、以上で終わります。

第2問目です。こうした流れの中で、極めて問題と思われる事態が発生しています。昨日、他の議員も指摘しておりましたが、1、各種の資料によれば、町職員による文書偽造があったとされます。偽造は故意犯であり極めて悪質と考えますが、当局の見解はいかがでしょうか。処分の程度は妥当でしょうか。

2、当局が事実と認定した職員の行為は、刑事法上どのような罪を構成するとお考えでしょうか。

3、当該出張において県外に宿泊し、それを故意に隠蔽し文書を偽造した理由は何でしょうか。

4、当該人物が関与した他の文書に関しても、当然ながら過去に遡って偽造や改ざんの有無を調査すべきと考えますが、いかがでしょうか。

5、そもそも職員の参加が必要な会議だったでしょうか。出張の根拠と事業効果はいかがでしょうか。

6、今回の事案を踏まえ、現在の出張処理はいかがでしょうか。公金の支出は厳正に管理されていますでしょうか。

7、全体として、一部職員のおごりや不見識、不適切対応など、その都度たださず、議会の指摘に真摯に対応せず放置した結果が不正や度重なる問題を生み、機能不全な行政組織となっているのではないでしょうか。この件についても、管理者及び任命者の責任をどう考えますか。

8、第1項目と併せ、当町行政の正常化のためには、組織内外、特に内部からの批判を徹底的に聞き取って問題を明らかにすることも急務と思うがいかがでしょうか。併せて、当町行政における公益通報制度の運用について伺います。

以上、よろしくお願いします。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、平山議員御質問の職員の不正行為について答弁をいたします。

まず、順番が異なりますが、刑法上の見解についてでございますが、この件につきましては、後日、刑法上の見解について顧問弁護士に確認したところ、今回のケースは私文書偽造を含め、犯罪の公正要件に該当せず、刑法上の罪には該当しないとの回答を得てございます。

次に、現在の出張処理についてでございますが、現在、出張処理及び公金支出は、厳正かつ適正に行われているものと理解してございます。

次に、任命者責任についてでございますが、このたびこのような事態を招き、町長としての責任を痛感しております。これまで職員に対して、信用失墜行為の禁止や法令等の遵守など、コンプライアンスの厳守や工期の厳正な保持について、周知徹底してきたところでございますが、今後とも職員に必要な研修の実施を含め、職員の指導監督に務めてまいります。

次に、行政の正常化への取組と公益通報制度の運用についてでございますが、大刀洗町ではこれまで職員の職務に対し、役場内外を問わず、改善の提案やクレーム、投書などがあった場合には、総務課において対応をしてきたところでございます。このため現時点では、公益通報の処理に関する規定や通報窓口は未整理でございますが、今後、近隣自治体の状況も含め、調査、検討をしてまいりたいと考えてございます。

残りの質問につきましては、教育長から答弁をいただきます。

○議長（高橋 直也） 柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） それでは、平山議員御質問の職員の不正行為について答弁いたします。

この件については、昨日、古賀議員からも御質問がありました。本当に御心配いただいていますことに、申し訳なく思っているところです。

それでは、まず当局の見解についてですが、今回、御質問の職員の処分は、昨年2月の監査により明らかになったものです。職員が宿泊出張実績報告の支出伝票に添付している根拠書類、宿泊証明ですが、これに関して担当課より確認が求められ、自作したことが明らかになったものです。当時、私としてはこの件については、たとえ宿泊した事実があったとしても、公務員が宿泊証明書を自作した場合、不正行為とみなされる可能性があると考え、大刀洗町職員分限懲戒審査委員会規程に基づき、懲戒事案に該当するかどうか及び処分の種類、程度の内部調査と適切な処分について懲戒審査委員会を開催し、審議をするようお願いを申し上げたところでございます。

結果については、昨日、古賀議員の質問でも答弁しましたように、教育委員会での訓告相当の答申がなされましたので、教育委員会にて審議し、職員へ文書による厳重注意を行い、反省等再発防止の訓告を行ったところです。

処分の種類や程度についての御質問ですが、教育委員会としては職員の処分に関する内部の規定や手続に基づいて行われ、適切だったというふうに考えているところです。また、委員会の答申は、私自身は尊重しているところでございます。しかし、今後の再発防止策や職員の教育研修の強化、あるいは規定の見直し等については、議論の必要性があると考えているところでございます。

次に、偽装した理由についてです。職員からの聞き取りでは、まず県外出張というところになっているところですけれども、参加した研修は北九州でございましたけれども、宿泊が下関となった理由については、昨日、総務課長が答弁しましたように、市内のホテルが予約できなかつたためということです。

また当初は、他の男性課長と出張予定でしたが、急遽、男性課長が出張できなくなり、女性部下職員が行くこととなり、同じホテルに宿泊することになったため、あらぬ誤解を招かないようとの配慮から、他のホテルで添付書類を作成したということです。

次に、さらなる過去の調査についてですが、当該職員が関与した他の文書及び過去の文書に関しましては、偽造、改ざんはなかったと理解しているところです。

次に、出張の根拠と事業の効果についてです。職員の出張業務は、北九州で開催されました部落解放・人権確立全九州研究集会です。今回の出張業務についての根拠ですが、これにつきましては同話問題をはじめ、人権に関する研修や会議への参加は、職員の人権意識の向上と地域社会における差別解消の取組を推進するために重要なものだと考えているところです。

具体的な根拠としては、憲法あるいは部落差別解消推進法、その他人権関連法等の法的な根拠、また町の基本計画にもあらゆる差別や偏見のない人権尊重の社会の実現を目指しています。このため行政職員が、同話問題や人権に関する最新の知識や事例を学ぶことが、行政施策を推進していく上でも重要な役割の一環だと考えているところです。

次に、今回の出張による効果についてなんですが、出張に参加した職員は同話問題をはじめ、人権に関する最新の情報や事例を学び、職務における人権意識の向上、日常業務においても人権尊重の視点を持った対応が期待されるというふうに考えています。

そのほか人権啓発活動やあるいは教育プログラムの充実等々を図りながら、より効果的な人権教育に関する施策を策定、実施することが可能となり、町全体としては施策を一層充実し、差別のない社会の実現に寄与できるというふうに考えているところです。

次に、任命権者の責任についてですが、今回の事案については、本当に任命権者としての責任を痛感しております。職員の服務を管理監督する立場として、職員の業務遂行における適切な監督が行き届いていなかったことが、今回の不正行為の一因であると認識しております。今後は、職員の業務内容や行動については、適切な指導を行うことを徹底いたします。

また、職員に対する倫理教育やコンプライアンス研修が十分でなかったことも、今回の不正行為の一因であるというふうに考えているところです。今後は職員教育を強化しながら、倫理観の向上を図ることが重要だと考えているところです。

以上の問い合わせについて、深く反省しながら、再発防止に努めてまいりたいというふうに思っているところです。

以上、平山議員の質問に対する答弁を終わらせていただきます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） では、順次再質問させていただきます。

まず、最初にありました2点目ですね。刑法上の罪、該当しないという顧問弁護士さんからのお答えがあった。この事案が発覚したのは去年の3月ですよね。懲戒審査委員会の立ち上げは3月24日だから、1年半たっています。町が顧問弁護士さんなどの専門職に、法的な見解をお聞きになったのはいつですか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えをいたします。

正確な日時はちょっと確認をしておりませんけれども、これは今回の一般質問の通告を受けて、質問の中で刑法上の見解を問われておりますので、それは専門の法律職というか、顧問弁護士に確認をさせていただいたところでございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 1年半たって、この質問通告があつて、初めて弁護士にこの内容が法的にどうなのか確認したということですよね。余りにも適當じゃないですかね。なぜ事案発生時点で、顧問弁護士さんがいらっしゃる、専門家に法律的な助言を求めなかつたのですか。そうしますと、最初から何か方向性が間違つていません。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えをいたします。

今回の事案につきましては、昨日から答弁をしておりますとおり、副町長、教育長、総務課長、こども課長、議会事務局長で構成をされます大刀洗町職員分限懲戒審査委員会において、審議をして答申を出したものでございます。

確かに法律的な部分があるので、その部分を顧問弁護士に、その際相談すればよかったですのではないか、それは後から考えれば、確かにそのとおりだろうという、私どもも認識をしているところでございます。

今回についてというか、通常こういうこれ余りケースがないんですが、いろんなケースについては、それぞれ法律の逐条解説等を参照しながら、行政内部で検討して、私文書偽造の恐れもあるのではないかということを踏まえて、今回のような答申が出たというふうに認識をしてございます。

当初から顧問弁護士に法律的な分野について確認すればよかったですのではないかと言われれば、そのとおりではないかと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 結局、先週やっと1年半たってお聞きになった結果、私文書偽造には該当しないよというお答えがあつたんだけど、もともとこの立ち上げのときでも、多分専門家に相談しないまま、これは私文書偽造だろうという疑いを持って調査を始めたわけですよ。だから初動が間違っているわけですよね。結局、その私文書偽造には該当しないというのは、先週出てきたと。本当に、一体この組織は何をやっていらっしゃるのかとしか、残念な気持ちでいっぱいです。

昨日も副町長答弁で、弁護士に相談したら私文書偽造に該当しないから処分しないという御趣旨の発言があったと思うんですけど、時系列おかしいと思うんですよね。これちょっと虚偽答弁じゃないでしょうか、御確認ください。

それで、私も別の弁護士さんに都度照会しまして、法的な解釈をお聞きしているんですが、仮に町がおっしゃるように、この書面自体は私文書偽造の罪には該当しなくても、こうした虚偽の書面を行使して、行政から公金を交付せしめた行為は、その時点で別の犯罪が成立すると思いますが、その点についてはいかがですか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えをいたします。

重複した答弁になって恐縮なんですけれども、刑法上の見解について顧問弁護士に確認したところ、今回のケースは私文書偽造を含め、犯罪の構成要件に該当せず、刑法上の罪には該当しな

い旨の回答を得たところでございます。

今回のケースは昨日も答弁させていただきましたが、いわゆる空出張のように、出張事実を偽って、出張していないのに宿泊したように見せかけて、公金を詐取したというようなケースではなくて、実際に出張命令どおりの用務に従事して、宿泊もしているんですが、その宿泊場所が実際に泊まった場所と違う場所を職員のほうが自作をして書類に添付したと、それが会計課からの確認を求められて自作したということが明らかになったので、改めて実際に泊まったホテルの宿泊証明書を取り直して添付をして、支出行為が行われているというふうに認識してございまして、いわゆる空出張のような公金を詐取する行為ではないというふうに私どもは理解してございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） おっしゃいますけど、実害がなかった結果であってね、この現時点の行為を見ると、偽の書面を根拠に公金が決済されたわけですよね。その時点で、宿泊費が支出されたわけでしょう。偽の書面を根拠に。

その時点で、詐欺罪の結果としてどこか泊まったんだけど、この時点で詐欺罪の既成が成立するのではないか。その点をもう1回御確認いただきたいと思います。

それから、そういうふうに私が御相談している日本を代表する行政訴訟に関する弁護士さん、そういうふうにおっしゃっています。それからその弁護士さんがおっしゃっていました。この行政組織は眞面目に仕事をする気はないんじゃないかなという、あきれておっしゃっていました。そこも申し添えたいと思います。

それから、昨日の別の議員の質問にもありました。虚偽の書面によって、これが私文書偽造に当たらない書面だったとしても、虚偽の書面によって公金をせしめた件は、別の懲戒事由に該当するんじやありませんか。当法の弁護士さんも、文書偽造は要素の一つに過ぎないのであって、行政にとって問題の本質は、虚偽の報告にあると申しております。いかがですか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えをいたします。

今回の答申に当たって、昨日もそうですが、お答えしましたとおり、副町長、教育長、総務課長、こども課長、議会事務局長で構成されております大刀洗町職員分限懲戒審査委員会において、審議をして答申したものでございます。この中に、確かに刑法等の専門的な知見を有する外部有識者等は入っておりませんので、全ての可能性をその時点でチェックをできたかというと、それはできてないんだろうというふうに思います。

審議の過程では、もっぱら公文書偽造に当たらないのかというところが、検討されたというふうにお聞きしておりますし、昨日も答弁させていただきましたとおり、今回の事案については過去にそういう……。過去において、当該職員に懲戒や非違行為での処分がなく、今回の事案を深

く反省している一方で、部下職員を指導すべき管理職が行った行為であるという点も踏まえて、総合的に考慮した上で、訓告相当というふうに答申がなされたというふうに理解してございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） だから、その初動が多分間違っていると思うんです。

それと、ちょっと質問を変えます。逆に言えば、こういう文書偽造にも当たらないようなはずそんな書面を根拠にして、公金を支出したわけですよ、町は。したでしよう。この偽書類を元に。そうするとね、町の責任ですよ、これはね。この町の公金管理体制について、町長の責任が重いと思います。こんな、だから文書偽造にも該当しないようなはずそんな書類ということですね、逆に言えばね。そんなもので宿泊費が精算される。この管理体制が、町長にあると思いますが。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

添付書類が、不備があったまま旅費が支出されたということについては、チェック体制も含めて、これは町の責任だと考えてございます。そういう意味も含めまして、公金の支出に当たっては、チェック体制の整備であったり、そういうことを今後とも、職員に対して指導をしてまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） じゃあ、ちょっと先に行きます。

6です。その関係にして6です。現在の出張処理ですね。公金の支出は管理、適切になっていいるか。当然、厳しくなっていると思って関係文書を調べてみましたが、町の規定を見る限り、なぜかこの偽造事件と時期を同じくして、添付書類に関する規定は逆に緩くなっているようにお受けするんですけど、なぜでしょうか。

この偽宿泊証明書の発行日は、令和4年の12月30日、ところがほぼ同時期の12月に出張旅費計算等に関わる留意点の宿泊費に関する部分が改定されています。それまでは宿泊証明書を添付してくださいだったのが、改定により宿泊者が分かる書類（例、見積書、請求書、工程表、復命書に宿泊場所記載、宿泊証明書）を添付してくださいと文面が変更されています。文面をそのまま解釈しますと、これまで宿泊証明書が厳格に必要だったものが、この偽造とほぼ同時期に宿泊証明書ではなくても、宿泊は証明できないものでも添付してよいというふうに解釈できますが、この改定が行われた意図は何でしょうか。

○議長（高橋 直也） 平田総務課長。

○総務課長（平田 栄一） 議員がおっしゃるのは、恐らく出張旅費計算等に係る留意点に基づくものだというふうに思っております。それにつきましては、当然、先ほど言わわれたとおり、パック商品によらない場合につきましては、精算時に当時は宿泊証明書を添付するようになっており

ましたけども、令和4年12月のほうですけれども、恐らく町議の段階でそういう職員からの意見等が出たもので、そこで見積書や請求書につきましては、こちらとしましては出張に行く前の旅費を受け取る場合につきましては、見積書や請求書をつけての概算払請求をもらうときの添付書類として、見積書や請求書等の添付をこちらとしては考えているもので、そういうものを上げておりました。

当然、その後の出張に行った後の旅費を精算する段階につきましては、今までどおりの宿泊証明書を添付するような形になっておりましたけれども、その表現の仕方が余りにも、今回、中身につきましては曖昧な部分が拡大解釈と取られるような部分があったものでございますので、この件につきましては、先般の町議におきまして私のほうから提案しまして、もう少しきっちりとすべきだという形で概算払請求のときは何を添付すべきで、精算なり確定払いのときには、宿泊証明書なり領収書をきちんと添付するように改正しましょうという形で申し上げておりますので、再度、この件につきましては、官職を含めまして今までよりもきちんと判断できやすいものを留意点を改定していくように、今現在進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 今週ですかね。今週それを改定を行う。だから、そこまでこの偽証明書と時期を同じくして、町議においてこういうふうに実質証拠書類を緩和するような改定を行なわれた。その少し、今後もなぜこういうものが行われたのか。もしかして、ここにこの偽書類を作成したもののが移行が絡んでいるとしたら大変なことですよね。こういう偽書類を作るものがもっと緩くしろなどというところが、もし影響していないかどうか、非常に疑わしいです。よく確認してください。

それと、今は監査委員の指摘によって宿泊証明書をつけているわけですよね。ただ、これつけていなくてもいいように見えるから、宿泊証明書をつけないような精算払い等も、今、発生しているんじゃないでしょうか。だから、おっしゃるような改定によって、正常な方向に戻していただきたい。そこについても、町長のこんな緩和させた責任は重いと思います。よくお考えください。

ちょっと戻ります。検証です。先ほど、教育長から改ざん、ほかになかったものと理解しているとおっしゃっていますが、調査もなしにその答弁の理由は何でしょうかが、一つね。

それから、こういう役場の内部では、このような訓告で済むのかもしれません、一般社会においては一度でも故意に書類を偽造して公金をせしめるような人物は、特に公務においては全く信用のかけない人物と見なされるのが、世間一般の常識ではないでしょうか。大刀洗町の行政の常識は違うかもしれません。

住民や議会から見ても、文書を偽造するような人間の言うことや書類が信用できるか、あなたじや話にならんから上司を連れて来いと、そういう反応があつて当然だと思います。これを打破するためには、普通は当人をまず職務から外し、当人が関わった書類を全て遡って精査し、前科のないことを徹底的に確認した上で、行政側から余罪もないでどうかこの人物を課長として職務を継続させていただきたいと、そのように根拠を示すことは当然だと思いますが、どうですか。

本当は言いたいのは、この管理職がこんなことをやっているから、その課の書類も全部精査するべきで、私はそこまで言いたい。少なくとも本人が関わった書類、同様の書類については記録のある限り調査をしないと、我々からは全く信用できない。あなたの言うことなんか信用できないんだ、どうですか。

○議長（高橋 直也） 柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） 先ほど答弁いたしました議員の過去の調査について、私は当該職員の関与した他の文書及び過去の文書に関して、偽造改ざんはなかったと理解しているところですということについてでございます。

先ほど、町長も答弁しておりましたけれども、私自身としては先ほどから説明していますように、この事案が起きたときに不正行為に当たる可能性があるのではないかなどということで、委員会のほうに諮問して、そして答申を得たところです。

私としては、その答申の委員会を出る中で、その理由も含めてですけれども、一つに当該職員に過去に懲戒や類似問題がなかったこと、そういうことも含めて委員会のほうで先ほど言ったような他の文書及び過去の文書につきましても、調査のものが行われているというふうに私自身は考えましたので、そのような答弁をさせていただいたところです。

議員御指摘のように、委員会の中でそれをきちんと内部で、やはり監査、点検をしていくべきではないかという御指摘については、今後真摯に受け止めながら取り組んでまいりたいというふうに思っているところでございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 本人の信頼回復のためにも、組織として徹底した調査をして、潔白を証明することが必ず今後にとて必要だと思います。その辺をお含みおきください。

もう一つやっぱり懸念は、このような人物が懲戒も降格もないまま平然と課長職を続けさせていると、そのことによってさらに町行政の常識が壊れていく、すなわち直接の部下や若い職員がこの課長のように偽造してもいいのだと、公金の取扱いはこれくらい適当にやっても構わないのだと、こうした誤った雰囲気が組織全体に醸成される、これが怖い。

既に前町政時代から16年間で、こうした誤った感覚が組織全体に根を下ろしていて、今回の偽造もまた表面化したその一つにすぎないのではないか、そう見ます。普通は。（発言する

者あり）何か言っているよ。

○議長（高橋 直也） 静粛にお願いします。

○議員（7番 平山 賢治） その点も徹底調査と申し入れているのです。

最後行きます。最後ですね、こうした不正常な行政を徹底して洗い出すためには、内部の意見の徹底した聞き取りと反映だと思います。先ほど公益通報についてはいろいろ制度を考えたと言いましたが、まずはアンケートや聞き取り、匿名によるものがまず考えられると思います。だから、それぐらい徹底して庁舎内の意見を集約して、そこから一から出直すぐらいの覚悟でないと、前町政から続いた不正常は正せないと思うんです。

さらに、それにそのためには、発言者が徹底的に守られなければならない。そこで公益通報者制度に基づく制度はと言いますと、当町ではどうかというと、5年度の資料では、全国の市町村で見ると内部職員からの通報の窓口は7割で設置されています。しかし、当町では設置されていません。この早期の設置、それから職員などへの周知、研修が、ぜひとも必要だと思います。この点については、総務部門の強化と併せて、直ちに取り組んでいただきたいと思います。

最後になります。先ほどの9月議会の討論でも述べさせていただいたとおりです。今、職員からも何とか綱渡りで職務をやっているから、いつか重大なことをやらかしやしないかと心配する声が上がっています。多くの職員は、毎日不安を抱えながらどうにか職務をこなしています。これ以上の不正常が広がらないよう、また住民福祉に反する反社会的行為が起きずに済むよう、直ちに組織の再建に取り組んでください。

町長以下全職員が憲法以下の諸法令を守り、一部の奉仕者ではなく、全体の奉仕者として住民福祉の向上のため、誠実に職務が遂行できる組織となることを心から願い、今回の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

.....

○議長（高橋 直也） ここで暫時休憩をします。議場の時計で10時45分から再開します。

休憩 午前10時31分

.....

再開 午前10時45分

○議長（高橋 直也） それでは、休憩前に引き続き議事を再開いたします。

次に、6番、安丸眞一郎議員、発言席からお願ひいたします。

なお、安丸議員より資料の配付の申出がありましたので、許可します。

しばらくお待ちください。

[資料配付]

○議長（高橋 直也） 配付が終わりましたので、6番、安丸眞一郎議員、お願ひいたします。

## 6番 安丸眞一郎議員 質問事項

1. 児童・生徒数の現状と課題、対応・対策について
2. 通行量増加に伴う安全対策について
3. 食料品などの高騰に対する町の支援策について

○議員（6番 安丸眞一郎） ただいま、議長の許可を得ましたので、通告のとおり、3点について質問を行っていきたいと思います。6番の安丸眞一郎です。

まず1点目は、児童・生徒数の現状と課題、対応・対策について。次に、通行量増加に伴う安全対策について。3点目が、食料品などの高騰に対する町の支援策について。以上3点について、それぞれ小項目ごとに質問を行ってまいりたいと思います。

まず大項目1点目は、児童・生徒数の現状と課題、対応・対策について問うものであります。配付の資料は、担当課でありますこども課のほうより出していただいている、町内の小・中学校の児童・生徒数の推移と、特別支援学級の児童・生徒数の推移であります。表のほうが平成10年から令和6年、これについては実数の児童・生徒数になりますが、令和7年度以降は裏面の令和6年1月1日現在の、未就学児童数を加えた令和12年までの推移予測となっております。

全国的に少子高齢化による人口減少が課題となる中、大刀洗町においても例外ではなく、平成10年から年々減少傾向にありましたが、前教育長や柴田教育長をはじめ、学校現場の先生方が一丸となって学力は元より、心や体のそれぞれの成長の上に、調和の取れた自立できる子供を育てるという目標を掲げて、チルドレンファーストを合い言葉に、ゼロ歳から15歳までの児童・生徒を効果的、継続的に支援をしていただいております。

また、教育環境の面では、平成23年には学校の耐震化100%達成によって、児童・生徒が安全で快適な学校生活が送れる、学校施設の整備充実など、安心して学べる学校づくりの推進の結果、平成25年から町内の小・中学校の児童・生徒数が微増傾向となってきたことは、大刀洗町の子育て支援や学校教育が評価を頂いて、選ばれる町の要因の一つになっているのではないかと思っているところです。

しかしながら資料を見ていただくと分かりますように、学校間で児童数にかなりの差が生じている現状があります。児童数が多い学校と少ない学校で、それぞれの問題点や課題もあるのではないかと思っているところであります。そこで、町内の小学校の児童数の現状を踏まえて、小項目1点目の質問になりますけれども、小学校の児童数による問題点や課題について、まずお尋ねをしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。

柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） それでは、安丸議員御質問の児童・生徒数の現状と課題、対応・対策について答弁いたします。

まず小項目1点目の、小学校の児童数による問題点や課題についての御質問です。

表を見ていただいてますが、先ほど議員からのお話にもありましたように、地方において少子化がいわゆる課題として上げられている中、本町では児童数が増加してきております。この児童数の増加は、いわゆる地域の活力を示す喜ばしい状況ではないかというふうに考えています。

しかし一方で、未来を担う子供たちのために適切な、そのために教育環境を提供することが重要なことだというふうに考えているところです。議員御心配していただいているように、問題点も考えられます。この児童数の増加により、教室の不足やあるいは現在問題になっています教員の確保、こういったものができないといった教育環境や施設の整備等の問題が生じる可能性が考えられます。

また、児童数の減少による問題点についてですが、小規模校での不足しがちな、いわゆる社会性を関与する機会や多様な意見に触れる機会、例えばクラス替え、あるいはクラス替えができなかつたり、クラス同士の切磋琢磨する態度を養う体験や教育活動が十分できないなどの、学級数が少ないとによる教育活動推進上の課題や、また教職員、経験年数や男女比のバランスの取れた教職員の配置など、また教職員の1人当たりの公務負担が重くなるなどの、教職員体制の整備等の課題も生じる可能性も心配されます。そういう問題も踏まえながら、対応していくことが大事になってくるんじゃないかなというふうに考えているところです。

以上、安丸議員の質問に対する答弁を終わります。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） ただいま教育長の答弁の中にありましたけれども、一般的には標準校と言われる町内では、菊池が一番標準校というふうにクラス数的には思うんですが、そこで今言いましたように教員不足、あるいは教室不足、そういうことも考えられるということですけれども、現在、町内の小学校における教員不足はあるんでしょうか。現状として十分足りているのでしょうか。そこら辺りをまずお尋ねします。

○議長（高橋 直也） 柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） 現在、これも以前の質問でありましたけれども、年度当初において不足しているというような現状はございません。ただ、病気休暇や、あるいは育児休暇、年度途中に休職等が出るときもありますので、そういうときにすぐ講師が配置されるというような状況が、そういう課題があつたりするときもありますけれども、できる限りそういうことは県教委にもお願いしながら、即座に配置していただくようにお願いしていますし、現状は今のところ不足しているというような状況はありません。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） 年度当初は問題なく、年度途中からいろんな諸事情によって不足する場合があるけれども、その際は子供のほうに影響ないような対応をしていると。具体的に言いますと、教務主任であったりとか教頭であったり、いわゆる先生方全員でそこら辺の不足する部分は補っているという理解でよろしいんでしょうか。

○議長（高橋 直也） 柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） 議員お察しのとおりの対応も含めて、させていただいているところでございます。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） もう1点は、教室不足の件が懸念されるということを答弁がございましたけども、現在、例えば菊池小学校で不足しているとか、ほかの学校で教室が不足しているというふうな実態がありますか。

○議長（高橋 直也） 柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） 現在、教室不足が生じているというような状況がある学校は町内ではありませんので、そのように御理解いただきたいというふうに思っているところです。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） 現状としては分かりました。一方、小規模校といわれる、児童・生徒数の推移の表から見ますと、具体的には大堰小学校が現在103名の児童、それから大刀洗小学校は162名ということで、いわゆる文科省的に言う小規模校に該当するのかなというふうに思いますけれども、そういった学校での問題点とか課題というのは、具体的にどういったものが考えられますでしょうか。

○議長（高橋 直也） 柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） 先ほど答弁いたしました内容にちょっと重複するかもしれませんけれども、小規模校で不足しがちな社会性を関与する機会や、多様な意見に触れる機会等々がなかなかできにくいという部分はあるかというふうに思いますけれども、そういった体験活動等については、地域の皆様の御協力を頂きながら、あるいは交流をよその学校とするとか、そういった取組を進めながらさせていただいているところです。教室不足とか、あるいは教員の不足というのは、先ほどの答弁と重なりますけれども、現状、小規模校でのそういう状況はないというところで答弁させていただきたいと思います。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） 1点目の現状等についての児童数による問題点、課題については、十分把握、理解できました。

次に、小項目 2 点目の関連になるんですけれども、やはり児童数が減少している小学校への町としての対応・対策についてお尋ねするのですが、近隣の自治体の学校運営に関して見てみると、最近では児童数の減少によって統廃合の動きもあるというふうに、お隣久留米市、あるいはみやま市では、かなりの数の小学校の統廃合も検討されているようでございます。

当町において今児童数の推移から見ますと、やはり大堰小がかなり今後も児童数が減っていく状況に見受けられますし、現状としてそういう心配があるのではないかなど。大堰校区内の高食、あるいは床島、それぞれの住民なり行政区長さんから話を聞くと、今現在、高食が確か小学生が 3 人ほど、床島にあっては中学生が 1 名、鳥飼についても恐らく 3 名ぐらいというふうな、正確な数字ではございませんけども、そういうふうに子供たちが減ってきてている現状があります。当然、転出者も多くなっているので、空き家が増えているとか、そういった問題、地域の課題もございます。

そこで、児童数が減少している学校、あるいは今後の町の対策として具体的にどう考えてあるのか。私としては、町内 4 小学校、やはり小学校がなくなると、小学校を核とした地域力が薄れてくるのではないかと。いわゆる統廃合は基本的に反対でございますから、そこら辺りの教育長のお考えを、まずお尋ねをしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） それでは小項目 2 点目の御質問、児童数が減少しているいわゆる小学校、小規模校のことだと思います。町としての対応・対策について答弁いたしたいと思います。

議員御質問の統廃合についてでございますけれども、小規模校のある本町における学校の統廃合について、これについては現時点では、私自身は考えておりません。そういう意味では、教育委員会としては子供たちが安心して学べる教育環境を提供し、小規模校のメリットを生かして、教育の質を確保するための施策は重要だと考えているところです、そのために。

これまでの対応・対策について、幾つか紹介したいと思います。これまで、先ほども議員御説明の中でもありましたけれども、一つは校舎改修、あるいはエアコンの設置、やはりこの快適な学習環境の提供に努めてきたというふうに考えているところです。また、1 人 1 台タブレットや電子黒板などの I C T 機器の導入や、オンラインを活用した交流学習等々の充実、挑戦ですね、チャレンジですけども、そういったものを取り組みながら、児童数の減少に対応した教育環境を整えさせていただいているところです。

二つ目に、教職員のスキルアップを図るための研修も、充実させることが大事だというふうに思っています。特に学校教育推進事業、これについては第 6 期ということで、継続させていただいているところです。指導法の研修を強化しながら、少人数を生かした指導の充実に努め、学力向上に努めているところでございます。

三つ目に、特別支援教育の充実を図り、児童・生徒のニーズに応じた適切な教育を受けられるよう、各学校に支援員を配置させていただいている。

四つ目に、コミュニティ・スクールを推進し、地域住民の方や保護者の方との定期的な意見交換会を開催しながら、地域全体で子供たちを支える体制を進めさせていただいているところです。また各学校においては、地域資源を活用した教育活動が推進されるよう、学習ボランティアを募り、そのための予算を教育委員会のほうで計上させていただきながら、特色ある教育活動を推進し、子供たちの学びを豊かにすることを取り組みさせていただいているところです。

今後も児童数が減少している小学校においては質においても、質の高い教育環境を維持できるよう、子供たちが安心して学べる環境を提供してまいりたいと考えているところです。

以上、答弁を終わらせていただきたいと思います。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） ただいま教育長の答弁にありましたように、やはり児童数が少ない学校の特色を生かした学校運営なり、教育に取り組んであるというのは十分理解できました。やはり所管する教育委員会のほうで児童数を増やすということは、手だてとしてはできないかと思います。こうなると、町のほうで具体的に人口を増やす取組が、自然的に必要になってくるのではないかかなというふうに思うわけです。やはりそこら辺りで、町としての対策なり、対応なり、何かお考えがあればぜひお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 安丸議員の御質問にお答えをいたします。その前に、先ほど小学校の統合のお話が、教育長に御質問がありましたので、その件について私からも町の考え方について、改めて御説明をさせていただきたいと思ってございます。小規模校については、教育長のほうからも答弁がございましたとおり、いろんな学習上の課題があるものと認識してございますが、ただ議員からも御指摘がございましたように、やはり各小学校というのはそれぞれの地域において非常に、教育環境もそうなんですけれども、地域の方々にとって大切なのだというふうに、私自身は認識しております。

このため、統合しなくて済むように、どうすればいいのかというのを、現在も町の地方創生総合戦略でございます大刀洗町よかまち創生プロジェクト、これも各地域に各校区に小学校をそれぞれ残すために、何をすればいいのかというところから逆算して、今それぞれの施策に当たっているところでございまして、現時点においては、統合等は一切考えていないところでございます。

また、人口についての御質問がございました。これにつきましては、本当に今、日本全体が少子化が急速に進んでございます。この点、大刀洗町だけ少子化や人口減少が避けられるかという、それはやっぱり非常に厳しいものがございます。中長期的な人口のトレンドで見ると、必ず大刀

洗町も人口が減少に転じ、子供の数が相対としても減少する時期がまいります。これは今的人口の動態を見ても、大刀洗町の場合、近隣の市町村からの子育て世代の転入が多くございますので、近隣の自治体自体が、その世代がこれからどんどん減ってきますので、どうしても人口減少はいずれ避けられないものと考えてございます。

そのような中で、人口減少している、特に大堰校区等についてどう考えているかというふうな御質問ではないかと考えてございます。大刀洗町におきましても、先ほど議員のほうからの御指摘がありましたし、資料でもありますように、人口も子供の数も一貫して減少傾向にございましたが、近年は少子化対策であるとか子育て支援、あるいは教育環境の充実により微増傾向に変わってきているところでございます。

しかしながら、資料にありますとおり、校区間の地域差が生じているのが現状でございます。この点、近年の民間のアパート建設、あるいは分譲住宅の分譲状況を見てみると、どうしてもハザードマップ上で見たときに、浸水想定区域の浸水想定水深が深い区域については、なかなか建設が進んでいないというのが現状でございまして、これについては国、県とともに河川の整備など、水害対策の強化が必要と考えてございます。

また住環境の整備の面では、空き家の利活用も含めて、定住促進住宅の建設というのも一つの手法と考えてございます。加えまして、農業の後継者確保対策も、大きな課題だというふうに認識をしてございます。いずれにしましても、現在の町の人口ビジョンでありますとか、地方創生総合戦略である大刀洗よかまち創生プロジェクトを地域差も踏まえて、戦略に反映させていくことを検討しているところでございまして、そういう、これから作る戦略等も踏まえながら、今後対応してまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） ただいま教育長と町長のほうから、統廃合はしないというふうなことを明言していただきましたので、まずそちらあたりはほっとしているところです。じゃあ少なくなっている小学校、児童数が少ない学校をどう手だてをしていくか。いろんな方法があろうと思います。当然、今答弁の中にありましたように、小石原左岸の水害の問題、床島地区においては排水ポンプの設置等も、今事業として進められておりますけども、やはり安心して住める環境づくりに、町としてしっかりと力を入れていただきたいと思います。

やはり校区全体で、大堰で言えばどうしても小石原川からの右岸方面になろうかと思いますけども、やはりまずは校区全体で人口を増やす取組も必要になってくるんじゃないかなと。先ほど答弁の中にありましたけども、定住促進住宅の取組も一つあろうかと思いますし、民間のアパート建設も一つの手だてであると思いますから、ぜひそちらあたりは積極的に、将来を見据えて取り組んでいただきたいと思います。実際、大刀洗校区ずっと1クラスだったのが、定住促進住

宅を建設したときの平成30年でしたか、1年生が2クラスになったというふうな状況も生まれておりますから、やはり選ばれる大刀洗町を目指して、まちづくりにしっかりと取り組んでもらいたいということを申し上げておきたいと思います。

次に、小項目3点目のほうに移ります。菊池校区では、アパート建設や宅地分譲などで住宅が多くなってきております。そういうこともあって、保育園や小学校の児童数もこれまで以上に増加すると考えられますが、町としての対応・対策についてお尋ねをするところです。御案内とのおり、町長もお住まいになっています菊池校区では、かなり周辺のアパート建設、住宅メーカーが校区のナンバーワンになったと発表したこと也有り、そのメーカーのアパートがかなり建っているなというのを実感しておりますし、私の地元山隈でも周辺がかなり賃貸住宅の建設、あるいは分譲地の建設が進められております。

そういうことで、先ほど申し上げましたように、増加傾向にある現状を踏まえて町としての対応・対策、具体的に申しますと、保育園の受入れ体制の問題、あるいは小学校の受入れの問題、これについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） それでは安丸議員の御質問、菊池校区での対応・対策についての御質問に答弁させていただきたいと思います。先ほど答弁しましたように、児童数の増加により教室の不足や教員や、あるいは保育士の確保といった問題点、課題が生じることは先ほど説明いたしました。それに対しまして、現在、既存の保育園や学童保育所、あるいは小学校の施設を拡充しながら、教室や保育スペースの増設、保育士や支援員の確保を支援してきているところです。また放課後や延長保育の充実を図り、働く保護者の支援を進めさせていただいているところです。

特に、菊池校区においては、企業型保育園とおおぞら保育園の誘致を進め、待機児童解消に努めてまいりました。小学校では、今後の児童数増加による教室不足を解消するために、昨年度ですが、教室の増築工事を行い、新たに6教室を新設させていただいている。現在4教室は5、6年生が使用しており、残り2教室は、資料にもありますけれども、今後の児童数増加への対応等として使用する予定とさせていただいているところです。

今後も児童数が増加している保育園、小学校においても、質の高い教育環境、あるいは保育環境が維持できるよう、子供たちが安心して学び、成長できる環境を整えられるよう、努めてまいりたいというふうに思っているところです。

以上で、答弁を終わらせていただきます。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） 確かに、教室の6教室増築とかで、今、菊池小学校は児童数増に対しての対応をされているというふうに思っております。教育委員会からいただいた保育園の未就

学児童の増減をちょっと見てみると、今年の5月1日現在で655名、そして半年後の11月を見ますと、これが691名ということで、ここ半年で未就学児童が37名、町全体で増えているということで、非常に喜ばしいことだというふうに理解をしております。

それぞれ今町内6つの保育園、分園を含めますと7つの保育園と企業型保育園が1つありますけれども、どこも定員を約1割ほどオーバーする受入れ体制をしていただいているかと思います。これは、定員は2割までが一応許容範囲というふうに理解しておりますけども、これが2年、確かに連続すると定数を見直すということもあるうかと思いますけど、どんなでしょうか、そこら辺りは。現状と定数の関係ですけども。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 安丸議員の御質問にお答えします。正確な答弁にならないかもしれませんけれども、恐らく基準日時点でどれだけの定数を守らないといけないかというのと、基準日を超えた後に何割まで定数を超えてもいいのかというのがあったんじゃないかと思ってございます。正確にそれが2割だったのかどうなのか。それと何年長過をしていいのかというところですけれども、これもすみません。正確に今御答弁できる資料を用意しておりませんけれども、かつては、すみません、正確じゃないかもしれません、3年なり5年なり経過を続けると、保育所に支払う措置費というか保育単価が下げられることがありますし、何年も定数を上回って入所をさせていると、要は定員を増やしてくださいねという指導が、県のほうからまいったと考えてございます。

一時的な定員を超える保育園への入所というのはあるところですけれども、それが恒常に何年も続いてというのは、できないと思ってございます。あとは定員と、保育所の入所の最低基準という考え方方がございますので、定員は超えたとしても、最低基準は恐らく守らないといけないのだろうと思ってございます。保育している園児1人当たりの面積であるとか、あるいは年齢に応じた、例えばゼロ歳児であれば3人に1人保育士がいるとか、1歳児であれば5人に1人保育士がいるとか、そういうところの最低基準はございますので、それは入所定員と別にして守らないといけないものだというふうに認識しています。

ちょっと正確な答弁になっていないかもしれませんけれども、それまた後日正確に確認した上で、議会のほうにもお示しさせていただければと思います。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） 保育園の定員の関係については、後日回答いただければ結構かと思います。私のほうで理解しているのは、確かに2割までの許容範囲で、2年連続をしないようにということで、定数改善等が求められるんじゃないかなというふうに理解しておりますので、そこら辺りはぜひ後日で結構でございます。

いずれにしても、増えることによっての悩ましさもございます。児童数が少なくなることによっての検討、対策を必要とすることもございますけれども、やはり町全体で子供たちが増えしていくということは、本当に喜ばしいことだと。にぎわいが出てきますので、とてもいいことだと思います。そういうことで、今後もしっかりと児童・生徒数の増加に対しては、町としても対応をしていただきたいというふうに思っているところです。

それでは、小項目4点目のほうに入らせていただきます。現在、小学校は段階的に35人学級となっております。令和7年度に、6年生まで含めた35人学級というふうになるかと思います。中学校も35人学級にする考えはないかということについてお尋ねするものです。なぜこういうのを申し上げたかと言いますと、やはり中学生になりますと、成長段階によってかなり体格的にも大きくなりますし、現在40名の定員であります。ほかの自治体では、県内にもありますけれども、中3まで35人学級を取り入れているところもございますし、やはり小学校は35人ですから、中学校に上がるときの、いわゆる中1ギャップを解消するために、中学1年生のところだけ35人学級を取っている自治体もあるようです。

そこで4点目は、中学校も35人以下学級をする町としての考えはないかということで、答弁を求めたいと思います。

○議長（高橋 直也） 柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） それでは、安丸議員御質問の、中学校での35人学級について、町独自にすることができないかということの御質問です。

35人学級については、自分に合った授業や指導が受けやすくなり、学力向上が見込まれるとともに、教職員は担当する児童・生徒数が減るということで負担が減る。そして児童・生徒に寄り添った、きめ細かな指導ができるなどのメリットがあります。改正義務教育の標準法では、小学校において35人学級が段階的に進められているということは、先ほど御答弁にありましたとおり、御存じのとおりです。中学校においても同様の取組が求められているということは、理解しているところです。

現状、国、県においても中学校は現在、検討段階にあるところです。現時点では、本町独自に中学校の35人学級を導入するところの考えは、今のところ私としてはありません。まず国の施策、そして小学校での35人学級の効果等を含めて調査があると思います。そういったことも踏まえながら、国がこれからどのような方針を立てていくかということがあると思いますので、それを受け、考えていくべき施策ではないかなというふうに考えているところです。

以上、答弁を終わらせていただきます。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） ただいま教育長から考え方について答弁いただきましたが、先ほど

申し上げましたように、やはり中学生になると体格的にもかなり大きくなりますし、教室は現在ICT教育の推進によって、1人1台のタブレットであったり電子黒板、あるいは関連するデジタル機器等の増配備がかなり進んでおります。そういうこともあって、かなり教室が狭いのではないかというふうに思っておりますけども、現在の教室の面積は、中学校の場合は何平米になっていますでしょうか。

○議長（高橋 直也） 早川こども課長。

○こども課長（早川 正一） 御質問にお答えしたいと思います。

中学校の教室につきましては、68.08平方メートルというところになっております。御参考にですが、公立小学校の教室の平均的な広さというのが、文部科学省の調査のほうからございまして、平均で64平方メートル程度ということになっております。また町内の小学校の教室につきましては、64.8から66.2平方メートルの間の面積というふうになってございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） 今、課長から答弁がありましたけども、公立小・中学校の平均は64平米ということを理解しております。これはどうも調べてみると、昭和25年の校舎の大量整備のために示されたモデルで、奥行きが7メーター、それから間口が9メーターというのが、どうも基準になっているようです。しかしながら、文科省から出ております国庫補助基準面積から見ますと、これは昭和48年以降ということで出ておりますが、これ74平米になっております。

これは文科省も、先ほどの35入学級の検討も現在されておりますけども、やはり財政当局とのいろんな壁があるようで、なかなか実現しないというのが現状というふうに認識しているところですが、そういう中にあっても、自治体によっては単費を活用しながら、35入学級を構成しているのもありますから、先ほど申し上げましたように、やはり小学校から中学校のクラス人数が違う、いわゆる大人数のところに入っていくときに、やはり中1ギャップと言われるところの少人数になれば、そういったところが事前に解消できるのではないかというふうに捉えております。

そのことによって、不登校児童・生徒が減少する取組の一つになれば、先手、先手の取組になるのではないかというふうに私は思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（高橋 直也） 柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） 引き続き35入学級の導入についての御質問です。これについて、今議員がおっしゃりましたように、中1ギャップの解消、あるいは不登校の解消、そういったものにつながる。また教室環境が、当時とはかなり狭くなっているというような状況も踏まえると、や

はり35人学級等で進めていくことについては、私としてはそういうふうに國の方針として進められることは、非常に今後も求めていきたいというふうに思っているところです。

議員がおっしゃられるように、町独自にということで、町村で進められているというふうな部分もあるかというふうに思いますけども、先ほど言いましたように、國の政策と進められているところではございますので、この國の方針等が、また併せての整合性とかいうこともあるというふうに思いますから、國の支援や指導を受けながら、県の教育委員会も含めて、計画的に進めることが重要ではないかなというふうに思っているところです。

以上、答弁を終わらせていただきます。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） 考え方については分かりました。ぜひ教育長会議等の場で現場の声なり、そういうものを出していただきたいなというふうに思っておりますし、議会のほうにも、現場の先生方の組合のほうから毎年請願も出ております。そういうこともありますし、現場の声を、私が言えるのは教育長しかございませんので、ぜひ教育長会議等の中で出していただきたいと思います。そういうことで、今後改善されることを願って、次の質問に移っていきたいと思います。

大項目2点目に移らせていただきます。2点目は、通行量増加に伴う安全対策について問うものでございます。

県道久留米筑紫野線、いわゆる県道53号と町道松崎山隈線、これは上高橋の線の途中から県道53号線と交差する町道でございます。途中に、高樋西部工業団地があるところでございますけれども、御存じのように、近隣の運送会社等からの大型車の通行も多く、右折レーンや信号機が現在も未設置でございます。そういうこともありますし、かなり朝夕の通勤時間帯等についても渋滞が発生しております。交通事故防止、あるいは渋滞解消の観点から、右折レーンや信号機の設置など、早急な対策が必要と考えております。この件について、いかがでしょうか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、安丸議員御質問の通行量増加に伴う安全対策について答弁をいたします。

御質問がございました交差点につきましては、小郡市側の開発量協議に伴い、警察との信号設置協議が実施されており、令和4年に町から警察に協議結果を確認したところ、交通量調査の結果、県道松崎山隈線から県道久留米筑紫野線へ進入する通行量が夕方で134台、1分間で2台でございまして、右折・左折までの平均値が10秒と、それほど渋滞が発生していないことや、信号機を設置した場合、設置間隔が300メーターから500メーターと狭くなり、逆に県道側で渋滞が発生し、事故を誘発する恐れがあることなどから、現時点での信号機の設置は困難とお

聞きしてございます。

また、右折レーンにつきましては、将来の右折レーンの設置も想定をしまして、用地買収をしているところでございますが、信号を未設置のまま右折レーンを設置した場合に、交差点付近の町道に2台車両が停車した場合、左右の見通しが悪くなりまして、それによって事故を誘発する恐れもございますので、信号機の設置に合わせて整備をしてまいりたいと考えてございます。議員御指摘のように、あそこは私もよく利用するんですけども、信号機があったほうがいいなどというのは思っておりますし、警察にも要望しておりますけども、今の交通量ではなかなか難しいというのが公安委員会のほうの御意見でございます。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） 現状の考え方については、分かりました。町としては、一応右折レーンの設置に向けて検討はしたということですか。今の答弁の中でちょっと理解しますと、県道の拡幅と同時にいくのか、あるいは町道に関しては右折レーンを設置する考えで、一応用地交渉なりを進めているのか、まずそこをお尋ねをします。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 安丸議員の御質問にお答えをします。

現地を見ていただければ分かるんですが、既に右折レーンの部分も含めて道路にしておりまして、今右折レーンに相当する箇所にゼブラが入っているんじゃないかなと思います。なので、そこは信号機が設置されれば、ゼブラの部分を右折レーンにすることは可能だというふうに考えてございます。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） 現状を見たときに、右折レーン部分も含まれての新設されたということですけれども、かなりそうなると幅員が狭いのかなというふうに、私感じたところです。いずれにしても県道の拡幅なり、信号機設置等との絡みがあろうかと思いますけれども、これについては2点目との絡みもございます。現状として、やはり信号機等がない等もあって、かなり出るときに左右の確認に時間を要している。それと併せて路側帯のところにかなり草等が繁茂して、なかなか整備が進んでいないんですけども、これは情報的に私も写真を撮りながら、それぞれ担当課のほうに情報提供はしておりますけれども、一向に進まないようですけど、ここらあたりはどんなでしょうか。

○議長（高橋 直也） 佐々木建設課長。

○建設課長（佐々木大輔） 安丸議員の御質問にお答えします。

県道における除草作業、除草工事の実施状況についての御質問だと思います。この件、10月に安丸議員から御指摘を受けまして、担当しております久留米県道整備事務所のほうに確認をい

たしました。確認をしたところ、工事の予定は今年度をしているので、実施予定であるという回答でありまして、上野交差点から南側については、先月末頃に実施をされているところでございます。それから、上野交差点から北側については、この一般質問の箇所も含めて、かなり雑草が生い茂っております。これについて追加で確認をしましたところ、既に工事を発注しており、1月中に実施予定であるということでございました。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） 1月中には工事をすると。結果的には事故が起きる前だったら、いつでもいいんですけども、やはりこういうのは、そういうことは言つたらいけませんけれども、やはり事故が起こらないような手立てを、早急に所管する県道整備事務所には、担当課として、ぜひ何度も要請をしていただきたいと思っております。

それでは関連して次に行きますが、小項目2点目です。県道久留米筑紫野線の大刀洗町内区間の4車線化への、町としての県への対応状況についてお尋ねをします。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 県道久留米筑紫野線の4車線化についての御質問でございます。

主要地方道久留米筑紫野線につきましては、この道路建設促進規制会、これを周辺の市町村とともに結成してございまして、通常総会時、あるいは要望会を通じて、県に対して4車線化を要望しているところでございます。また先月も町村会理事と県知事、県幹部の意見交換会がございまして、その際にも書面で要望しているほか、その前に町村会の理事と県土整備部長以下、県土整備部幹部との意見交換会がございますけれども、その際にも私のほうからも特にこの久留米筑紫野線の、暫定2車線供用区間の4車線化に向けた整備促進を要望しているところでございます。また日頃から、久留米県土整備事務所には機会を捉えて、都度、都度要望しているところでございます。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） 規制会等を通じて、検討も含めて要望されているのは十分承知しております。この件については8年前、平成28年6月の一般質問の中でも取り上げておりますけれども、やはり県の管轄でありますけれども、全然工事が進まない。特に上野交差点部分から北側、高速をくぐったところまで、コストコのところ辺りまでは、両サイドは4車線化になっております。悲しいかな、この区間だけが全然進んでおりません。この8年、全然進まないわけですね。

一番のネックは、やはり500号と53号の立体交差化も、求める必要があるのかなというふうには思いますけれども、ぜひ今後、声を大きくしていただいて、県のほうに4車線化を早期に

求めていただきたい。そのことによって、先ほど申し上げました町道松崎山隈線の問題も、同時に解決してくるのではないかというふうに思っておりますので、ぜひともよろしくお願ひしておきたいと思います。

それでは3点目の質問に移らせていただきます。御承知のように、今年に入り多くの食品の値上げが続いております。10月には今年最も多く、約3,000品目の食品や飲み物などの値上げがあつておるようです。また来年には、さらに値上げが進むと言われております。そこで、食料品などの高騰に対する町の支援策について問うものであります。まず1点目は支援の状況についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、安丸議員御質問の、食料品などの高騰に対する町の支援策について答弁をいたします。

町としての支援の状況についての御質問でございます。物価高騰対策、物価高騰への支援としては、これまでクーポン券事業や商工会の商品券事業の拡充に加え、小・中学校の給食費、保育園での副食費への補助拡大や、配食サービスの単価引上げ等を実施してきたところでございます。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） ちょうど今答弁がありましたクーポン券事業。これは町単独でコロナ禍にあつての経済効果を出すために、町民1人当たり5,000円のクーポン券が配布されたわけですけど、かなり町民の方から5,000円分のクーポンを頂けるということで、しかも第4弾まであったかなというふうに理解しております。こういった、いろんな物価高騰に対する町として、住民福祉の観点から、その時々に応じた対応をぜひしていただきたいと思います。

そういうことによって、やはり合併しなくてよかったというのが、みんなが実感できるまちづくりにもつながるし、やはり小回りのきく町にもなってくるだろうというふうに思います。やはり住民が主体となるような支援を、今後もぜひお願ひしたいと思います。

そこで、小項目2点目の関連になりますが、住民への生活支援として、また町の基幹産業である農業を守るためにも、米の消費拡大の取組の一つとして、米を町民に配布する考えはないのかについてお尋ねするものです。これは10月19日に新聞に掲載されておりますけれども、お隣筑前町が全町民に5キロの新米を配布するというのが掲載されました。すばらしい取組だなというふうに実感して、先にやられたなという、ちょっと表現が不適切かもしれませんけれども、住民のことを思って決断されたんだろうというふうに思います。そういうことで、最近、米が高止まりしております。それと町内産の米の消費拡大、そういったことで考えないかということについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 安丸議員の御質問にお答えをいたします。

町民へのお米の配布についての御質問でございます。議員のほうから御紹介がありましたとおり、先日、筑前町のほうで、物価高騰対策と地産地消の推進のために、これは合併20周年を迎える記念として、全町民の方に対して米5キロを配布するという事業が実施されるというふうな報道があつてございます。筑前町に確認したところ、この事業のために1億1,900万円ほどの費用を要してございまして、大刀洗町で同様の事業を実施した場合、約6,200万円程度の費用が見込まれるところでございます。

また、議員御承知のとおり、大刀洗町には米作の農家も一定数いらっしゃいますことから、住民の皆様への生活支援の物価高騰対策の観点からは、お米の原物配布よりも、先ほど来お話がありましたクーポン券ですね、住民の皆様がお一人お一人一番必要なものを購入することを支援する、クーポン券事業のほうが望ましいのではないかと、私自身は考えてございます。このため、今後、先月、政府のほうで閣議決定をされました物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の活用も含めて、町の支援策について検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） クーポン券事業の検討がなされているということでございます。具体的に私のほうが米というふうに提案したのは、先ほどから言っていますように、やはり大刀洗町の基幹産業である農業の育成と、あるいは最近は米の消費が1人当たり55キロというような状況も聞いております。それからすると、5キロに換算すれば、約1か月分の個人の米の消費量になっておりますので、そういったことも含めて、具体的に米というふうな提案をしたわけですけども。先ほど言わされましたように、物価高騰対策臨時交付金を活用してクーポン券事業が検討されているということでございますけども、これは具体的に年度内の検討にあるのか、来年度になるのか、そこら辺りをまずお尋ねをしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 安丸議員の御質問にお答えします。

これは先月、政府のほうで物価高騰の対策等を含めて、補正予算案が閣議決定をされたところでございまして、国会においてまだ補正予算案が通ってございませんので、それが通った後に、議会のほうにもお諮りをして、補正予算案のほうを対応してまいりたいと考えてございます。

ただ、どうしても時期的なものがございますので、恐らく繰越し事業になるのではないかと考えてございますが、ここは政府の補正予算案が正式に通りましたら、そのほかの対策も含めて、町のほうで検討した上で、また議会のほうに補正予算案ということでお諮りをしたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 安丸眞一郎議員。

○議員（6番 安丸眞一郎） ありがとうございました。先ほどの答弁の中で、筑前町は合併20年の記念として、全町民に配布されたということです。大刀洗町は、来年が町制施行70周年でございます。ぜひそこら辺りを捉えて、町民が本当に喜んでいただけるようなクーポン券事業であったりとか、米の消費拡大に向けた具体的な取組を進めていただきたいということを最後に申し上げて、本日の私の一般質問を終わっていきたいと思います。

○議長（高橋 直也） これで、安丸眞一郎議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（高橋 直也） ここでお昼の休憩をしたいと思います。議場の時計で、13時10分から再開いたします。

休憩 午前11時42分

.....

再開 午後 1時10分

○議長（高橋 直也） 休憩前に引き続き会議を再開します。

午前中の安丸眞一郎議員の一般質問において、後ほど回答する旨の答弁がありましたが、担当課長より発言の申し込みがありましたので、許可をします。早川こども課長。

○こども課長（早川 正一） 安丸議員の御質問にお答えしたいと思います。

御質問は、保育園での定員を超えた園児の受け入れについてどのような指導等があるかということでした。

議員がおっしゃいましたように、定員の120%以上を超えて、それが2年間続いた場合、指導が行われるようになっております。さらにその状態が5年を超えると、受け入れの人数によりますが、委託料が減額されるという措置があるというふうに聞いています。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 次に、9番、大石純議員、発言席からお願ひいたします。

なお、大石議員より資料の配付の申出がありましたので、許可します。しばらくお待ちください。

[資料配付]

○議長（高橋 直也） 配付が終わりましたので、9番、大石淳議員、お願ひいたします。

9番 大石 純議員 質問事項

1. 財務規則について
2. ごみ問題について
3. 道の駅について

○議員（9番 大石 純） 議員番号9番、大石純でございます。議長より許可を得ましたので、一般質問に入れさせていただきたいと思います。

まず今日、3点質問させていただきます。1番目に、財務規則について。当町の決済期日。2番目に、ごみ問題。めぐるステーションの実証検証と今後の進め方。3番目に、道の駅について。道の駅、大規模町営直売所の検討状況を問う。ということで質問させていただきます。

まず1番目でございます。財務規則について。当町の支払期日、いわゆる支払いのサイトについて質問させていただきます。

備品の納入や工事検査終了後に、実際、町からの支払いが現状では1か月もしくは40日程度となっていると聞きます。近隣の市町村や福岡県は、2週間以内に業者に振り込まれていると聞きますが、できれば近隣の市町村・県並みの2週間以内に短縮できないかということについてお尋ねいたします。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、大石議員御質問の当町の決済期日について答弁いたします。

備品納入や工事検査終了後に、実際に町から支払いが現在の40日から2週間程度に短縮できないかとの質問でございます。

財務規則の改正については、現在のところ予定はしておりませんが、支払いにつきましては、これまでも早期に支払うよう、各課を指導しているところでございまして、今後とも早期に支払うよう指導してまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 大石純議員。

○議員（9番 大石 純） はい、ありがとうございました。支払いの早さは、納入業者の負担にも軽減させますし、町の大きな信用につながると思います。町の財政力がいい大刀洗ですので、支払いが遅いとマイナスイメージしかないと思いますので、できる限り早く支払う努力を促したいと思います。

次に2番目、ごみ問題について質問に移らせていただきます。

ごみ削減方法は、リユース・リデュース・リサイクルと3段階うたわれております。その昔、ペットボトルやプラスチックトレイが出現する以前は、一生瓶やビール瓶、ジュースなど、瓶とはデポジットでリユース、また、紙やある程度の焼却できるごみは、家の庭に設置されている小型の焼却炉や庭先の焚火等で燃やし、生ごみは庭の片隅や畑に埋めて処分してきました。ペットボトルやプラスチックトレイが出現して、ごみが非常に爆発的に増えてきたという感がございます。これは、便利だから、安いから、軽いから、取扱いがいいから、輸送に有利という一方的なメーカー側の理由によるものでございます。

さて、日本のプラスチックリサイクル率は世界一とうたわれております。例えば、西欧では日

本より非常に早い段階でリサイクル問題を取り組んでおり、それでもリサイクル率は、西欧諸国的一般的なものは40%程度に対し、日本は86%と直近では言われております。

しかし、これはからくりがありまして、本来は回収したプラスチックをそのまま採用するマテリアルリサイクル、あるいは廃プラスチックを原料または中間原料まで戻すケミカルリサイクルというのが本来のリサイクルであると思います。

ところが、日本は回収した率そのものをリサイクル率とうたい、西欧とは全く異なっております。回収したペットボトルやプラスチックトレイは焼却しても、いわゆるサーマルリサイクルとうたってリサイクル率に含めている。非常に高いリサイクルはそのためであると思われます。焼却することで熱を回収してリサイクルしているというロジックですが、本来、リサイクルには回してはならない数字だと思います。欧米型に修正すれば、後にも申し上げますが、実際は10%下っているということになります。結果、日本は世界でも非常に低いリサイクル率であると思います。

現在、ごみ削減施策の一環として、各校区センターにめぐるステーションを設置されていますが、ここで分別され回収されたプラスチックごみは、そのままリサイクルして新たなプラスチック品に返し、めぐらせ、最終的にはごみ削減につなげていくというのがロジックだと思います。

ここで質問です。1番、めぐるステーションで回収したプラスチックごみはどこが回収しているのか。

2番、めぐるステーションで回収したプラスチックごみは、焼却する以外に実際のリサイクル率は何%か。

3番、町民の利用率目標は10%と言われていますが、直近の実質的な利用率は何%か。

4番、3年間をめどとした実証実験と言われておりましたが、この少ない利用率や、新たに北鶴木公民館に新たに設置したことですが、実証実験との整合性を問いたいと思います。

5番目、全国様々な自治体で各家庭への導入が続いている環境配慮型生ごみ処理機「キエ一口」の助成金の検討はということで、以上5点質問させていただきます。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、大石議員御質問のごみ問題について答弁いたします。

まず、プラスチックごみ等の回収についてでございますが、アルミ缶は資源回収業の小池商店が有価で回収しており、それ以外については、三輪産業が一旦回収し、選別した上でリサイクルに回しているところでございます。

次に、プラスチックごみのリサイクル率についてでございますが、めぐるステーションで分別したプラスチックごみにつきましては、汚れのひどいものは焼却、サーマルリサイクルとなりますが、汚れのひどいものを除き、リサイクル率はほぼ100%となってございます。これは、議

員御紹介がございましたマテリアルリサイクルとしてリサイクルしてございます。

次に、直近の実質利用率についてでございますが、本年3月末の時点で利用登録をした利用者数は1,474人でございまして、町民に占める割合は約9%となってございます。

次に、北鵜木公民館への設置との関係についてでございますが、4校区で設置してございますめぐるステーションの資源回収ボックスは、本年度から本格的に運用を開始し、利用も順調に推移しているところでございます。

議員御質問の北鵜木公民館につきましては、地域からの要望を踏まえ設置したものでございますが、校区センターとは異なりまして、通常は資源ごみの出し方等を指導する方がいない場所で、不法投擲の問題等、回収が支障なく円滑に進むのかというところを、その部分について様子を見守る必要がございますので、期間を定め試験運用を開始したものでございます。

次に、キエーロに対する助成についてでございますが、大刀洗町では、生ごみ削減のため、これまでダンボールコンポストをはじめ、プラスチックコンポスト、バック型コンポスト、電動の生ごみ処理機など、家庭用生ごみ処理機の購入に対する補助を行ってきたところでございまして、キエーロへの助成につきましても、今後、検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 大石純議員。

○議員（9番 大石 純） ありがとうございます。アルミ以外のプラスチックごみは三輪産業さんが持っているかかれているということですが、そういうことになりますと、今、実際、アミダさんがやっているめぐるステーションは、ほとんど本郷のふれあいセンターの生ごみ処理機の使用代ということになります。

本来、生ごみは、その昔は先ほど申し上げたように、庭や畑に穴を掘って、土壌菌により完全に分解させるという自然に優しい方法をとっていたと思うんですが、それをこのような機械に入れて複雑な工程で加工しても、その際に臭いも発生するため、ふれあいセンター周辺の住民の方々からも、一部クレームが来ていると思います。コンポストも同じで、やはり虫や臭いが発生します。その点について、町はどうのようにお考えられているか、お伺いしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 大石議員の御質問にお答えをいたします。

先ほどの答弁のほうが、うまく伝わっていなかつたかもしれないんですけども、アルミ缶については、小池商店が有価で回収しているのですけれども、それ以外のペットボトルであつたりトレイであつたりいろいろなものについては、一旦、三輪産業が回収した上で、その後、それぞれのリサイクル事業者のほうにお渡しをしているということでございます。

今、議員のほうから御質問がございました、本郷のほうに設置をしている生ごみ処理機の件についてでございますが、議員のほうからも御紹介がありましたように、小規模な装置の中で、生

ごみを微生物を使って発酵分解させているということで、その部分で少し臭いが出たり、あるいはうまく十分に想定していた状況が保てていないような状況もございますので、そういう点も踏まえて、今回の実証実験の結果については、今年度中にどうするかという判断をしてまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 大石純議員。

○議員（9番 大石 純） ありがとうございます。今年度中にということですので、ぜひそういった形で実証実験を終わっていただきたいなと思います。

また、非常にちょっと疑問に私は思っているのが、ごみ捨てに来られた方が触れ合う場所というもの、そのロジックとしては無理があり、こじつけのような感がします。そもそも、校区センターや公民館の入り口にごみ捨場を設けるという、そういう発想というのがなかなか理解できません。自分の玄関先にごみ捨場を作るということは普通しないと思います。美的感覚からしてもいかがなものかと思いますので、この点は十分それを考慮に入れて、結果を出していただきたいなと思います。

それと2番目の、めぐるステーションに集められたプラスチックごみについてですが、100%リサイクルということで、マテリアルリサイクルをされていると。そのマテリアルリサイクルは具体的にどういうふうにされているかというのをお尋ねしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 大石議員の御質問にお答えをいたします。

今、御質問があった件を回答させていただく前に、先ほどの答弁についてもう少しお話をさせていただきますと、本郷に設置している生ごみ処理機については、これについてはいろいろな課題がございますので、それを継続するかやめるかを含めて、それは今年度中に判断をしたいと考えてございます。

一方で、4校区に設置をしております、それ以外の資源回収ボックスにつきましては、これは一定程度定着してきてございますし、利用者の方も残してほしいという声が多くございますので、それについては残すということで、本年度から本格的に運用をしているという理解でございますので、その部分は、ボックスを来年度からやめますよということではないということの説明でございますので、十分お伝えできていなかったかもしれません、そういうことでございます。

それから、プラスチックごみのマテリアルリサイクルで、具体的にどういうものになっているのかということでございます。例えば、ペットボトルでございますと、ペットボトルになつたり、あるいは医療品、作業服になっているというふうにお伺いをしてございます。またトレイですと、白いトレイは、白あるいは色柄のトレイなど、色柄のトレイについては、ハンガーなどのプラスチック製品にリサイクルをしているというふうに聞いてございます。

また、容器包装のプラスチック製品等につきましては、ハンガーやプランター、プラ制ごみ箱、ウッドデッキ、あるいは、一部これはケミカルリサイクルになるかもしれませんけれども、セメント工場のセメントの原料というふうにお聞きをしてございます。

また、紙パック、牛乳パックなどにつきましては、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ペーパータオル、再生紙としてなってございまして、雑紙については、ガムテープや紐等になつていています。瓶については、同じ色の瓶にリサイクルをしているというふうに聞いてございます。大体そういう感じでございます。

○議長（高橋 直也） 大石純議員。

○議員（9番 大石 純） 御解答ありがとうございます。マテリアルリサイクルというのは、例えばカッターシャツとか、ああいうものに作り変えられるというのは、一応材料まで戻すということですので、そういった意味では、ケミカルリサイクルに入るんだと思います。マテリアルリサイクルというのは、本当は何をやっているかと言いますと、以前は全部そのまま圧縮して中国に輸出していたんです。

それが今、中国が2020年からは、全面禁輸という形で輸出できなくなりました。その一部が、実は今、東南アジアに行っているんですが、今、海洋プラスチック汚染というのが呼ばれておりますが、実は、東南アジアとか中国に輸出したプラスチックごみが、海洋に投棄されているというふうに推察されております。今のハイプラスチック問題のほとんどが、それじゃないかというふうに疑われております。

直近のデータとして、割合として、国が発表している数字は、マテリアルリサイクルが8%、その大多数が輸出です。ケミカルリサイクルが4%です。単純焼却が16%、サーマルリサイクルは72%となっております。したがって、分別されたプラスチックごみの10%程度しかリサイクルされていないということになります。そのうちの4%がケミカルリサイクルですので、100%リサイクルというのは、私はあり得ないと思っています。その点はもう一度精査して研究していただきたいというふうに思います。

次、3番目にめぐるステーションの利用率ですが、実際に9%程度と言われております。今の回答でしますと、9%ということは、91%の方が利用されていないという数字になります。恐らくわざわざ遠方からごみを洗浄して、例えばペットボトルの内部を洗浄して、キャップとボトルとラベルに分別させ、トレイも数種類ありますので、それを洗浄して色別に分ける。こういうことがやはり通常、なかなか理解できないのではないかと思います。

そして、せっかく洗浄して分別されたごみは、僅か数%がケミカルリサイクルとして使われておりますが、その大多数は、実は焼却されているんだというふうに言われております。

確かにアルミ缶につきましては、リサイクルの優等生です。ボーキサイトから精錬して、大量

の電気を使って作ることから考えると、回収して、溶かしてアルミに作り替える、10分の1のコストでできます。アルミ缶はまさにリサイクルをすべきごみだと思います。それ以外のプラスチックごみや生ごみは、全て焼却されるべきであり、何度も申し上げますが、実際は焼却されているというふうに言われております。これが環境に一番優しいわけです。

サン・ポートもその点では焼却炉の最も優れた施設で、鉄もアルミもプラスチックも生ごみも全て焼却できます。ただ、アルミ缶はサン・ポート以外の業者が回収するとなると、サン・ポート収益も減って、コスト上昇につながっていると思います。

このサン・ポートの焼却はコークスで、製鉄所の溶鉱炉と同じ構造でございます。ただ、入り口でごみが分別されているのは、その大多数が焼却する比率を最も効率の高い比率にするために、分別されていると言われております。

逆に、プラスチックごみが減少すると燃焼効率が悪くなり、生ごみが燃えにくくなり、コークスの量が増えて、ごみ全体量が減っているのに燃焼効率が悪いということでコークス量が増える、マイナススパイラルに陥っていると聞きます。プラスチックごみを減らせば減らすほど燃えにくくなり、追加の燃料が必要になる。環境に反した行動をとっているということに、これをぜひ知っていただきたいというふうに思います。

最近は、サン・ポートのごみが減っているのにコストが上がっている。確かに石油の価格が上がっているのも一因かもしれません、これも原因の一つになっていると思います。

例えば、ドイツのプラスチックリサイクルの例を申し上げますが、ドイツでは再生プラスチックを使用という環境配慮型の商品が存在しております。法律で一定量、企業がそういう製品を使うというふうに義務づけられています。しかし、再生プラスチックは通常のプラスチックに比較して非常に高額になります。約5倍から7倍とコストがかかるということでございます。コストがかかっているということは、それだけ多くの石油を使うということで、のこと自体、環境保護の観点からは矛盾しているということになります。それが、いわゆるリサイクルの罠ということでございます。

プラスチックはそもそも使い終われば、生ごみ焼却の燃料として使う。これが一番環境保護の観点では理想ということになるわけでございます。

さて、4番目の質問で、先ほど町長も、めぐるステーションは本格稼働になりましたというふうに言われておりますが、これは議会のほうでは、私どもそういう報告は受けておりませんが、どういうことか、もう一度説明をお願いしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 大石議員の御質問にお答えします。

めぐるステーションのうち、資源回収ボックスについては、これまでの経過を見て、4校区の

方の利用者の声も含めて、このまま残してほしいという声が多数でございましたので、それについては今後も継続していく方針だということで。

これは正確にはいつの時点か分かりませんけれども、全員協議会においても、住民課のほうから御説明をさせていただいているというふうに私は理解してございます。ただ、それが議会のほうにきちんと、先ほどからのあれと一緒になんですかけれども、執行部側としてそう御説明したと思っているのが伝わっているのかどうかということだろうと思います。

いずれにしましても、資源回収、いろいろ議員のほうから御指摘いただきましたが、確かにめぐるステーションを持って行って、分別してごみを出すというのは、住民の皆様にとって大変なお手間がかかります。

ただ、ごみのリサイクルを進めていくためには、そうやって手間がかかったとしても、分別をしてリサイクルできるものはリサイクルしていくんだというふうな、住民の皆様お一人お一人の意識が変わらないことにはリサイクルが進んでまいりませんので、そういう意味からも環境学習というか、環境教育の視点からも各校区にそういう施設があり、また、どうしてもアパート等に住んでいらっしゃる方については、いろいろな缶であったり、ごみを今、大刀洗町においては、燃えるごみ以外は月に1回の各行政区ごとの回収となっておりますので、なかなかアパートの中ですっと保管するのが難しいというようなお声もありまして、今のような形のめぐるステーションを社会実験として始めさせていただきましたところであり、それについては利用者の方の声として残してほしいという声が多数でございますので、それは残す方向で現在のところを考えているところでございます。

プラスチックごみについても、確かにいわゆる生ごみ処理施設の燃料として、サーマルリサイクルとしてやっている部分はかつてございました。現在も燃えるごみの袋と一緒に入れていただいているプラスチックは、そういうふうな使われ方をしているんだろうと思います。

ただ、現在、炉の性能もどんどん良くなっていますので、必ずプラスチックのごみが燃えるごみと一緒に燃やさないと、そういう稼働ができないということではございませんし、また生ごみについては、どうしても多くの部分が水分になりますので、水分を含んでいる生ごみと一緒に燃やすと、それこそ化石燃料を余分に使わないといけないような部分がございますので、これは本郷の社会実験が動向はさておき、今、議員のほうからも御紹介がありましたキエーロでございますとか、それとは、いろんなダンボールコンポストをはじめ、家庭内でも生ごみを処理できるような機運を盛り上げていきたいという考え方でございますし、あるいは生ごみを燃えるごみで出すにしても、やはり水分を切って生ごみとして出していただくという、そういうことがごみの減量化にもつながりますし、化石燃料の削減にもつながると思っております。

これは本当に住民の皆さん一人一人にとっては、余分な手間というか、いろんな行動をお願い

することにはなるんですけども、それは町としては、これからも住民の皆さんにお願いをしていきたいと思っておりますし、まだ十分にそこら辺のことは伝わっていないかもしれませんけれども、伝えてまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 大石純議員。

○議員（9番 大石 純） 校区センターの前にある分別ごみ集積場、実際使われている方は9%程度しかありません。91%の方は実際使われていないわけでして、多数意見が出ていると言われましても、やっぱり9%の方の意見であるというふうに思います。

先ほども申し上げましたように、やっぱり玄関口にごみ箱を置くというのは、どうかなというふうに思いますので、この点につきましては、もう一度原点に立ち直って、実証ということで考えていただきたいなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

5番目、生ごみを自然界に存在する土壌菌により完全分解し、匂いや虫が発生しないものが存在する。現在でも多くの自治体で各家庭への導入が進んでいる生ごみ処理機キエーロという装置がございます。

これは日曜大工やで簡単に作成できる装置で、材料もホームセンター等で購入できます。実際予算的にも数千円、二、三千円だと思います。それぐらいでできると思います。

こういうものが町が補助金を出して、あるいは町で製作講習会や説明会を行って、その意義を高めていけば、生ごみの真の削減にもつながっていくと思います。検討すると先ほど言わされましたので、この点につきまして今一度、ぜひ研究されてやっていただきたいと思います。

それと、先ほどの生ごみを分別させるということなんですが、分別回収自体、東京23区や近隣の市町村、太宰府なんかももう既にやめています。焼却するよりリサイクルするほうが二酸化炭素を多く発生するという意味が、やっぱりいろいろな方々が気が付き始めているんだと思います。

現在、生ごみとプラスチックごみは三輪産業さんが、今確かに水分が多いにしても燃えるごみとして回収されています。はっきり申し上げまして、無意味なことはやめて全て焼却、生ごみ自体の削減はキエーロのような環境配慮型の処理機を導入して、ごみ全体を削減していくという方法を取って行くべきかと思います。ぜひこの方向性で進めることをお願いしまして、2問目の質問を終わります。

3問目になります。道の駅についてです。

ちょうど1年前、私が一般質問したのが「大刀洗に道の駅を」ということでございました。その後、町長のマニュフェストにも入り、建設課に道の駅推進係ができたことは大きな一歩を踏み出せたと思い、高く評価しております。

ここで、今から申し上げる道の駅とは、いわゆる広大な駐車場を有する大規模町営直売所とい

うことで、必ずしも国土交通省が主体となり作る道の駅、トイレ等の施設を「道の駅」という意味ではありません。一般の方からは、道の駅というのは、こういう大規模な駐車場を備えた農産物直売所ということですので、道の駅はそれに統一させていただきます。

さて、質問に入ります。先日、建設課のほうで奈良県の田原本町の道の駅レスティ唐古・鍵を視察に行かれたとのこと。状況を説明していただきたいと思います。

2番目、また、下高橋官衙遺跡の東南部には遺跡が確認されていない、いわゆる遺跡区域外、この部分は、以前、教育委員会が作成した整備計画書にも、駐車場と含めた施設が計画されており、ここに道の駅を建設できないか。

3番目、大刀洗町としては財源としてふるさと応援基金等を活用して、大規模物産直売所の設置は検討できないか。

4番目、筑前町のように、ファーマーズマーケットを、町を中心としてJAや商工会にも出資を募り、株式会社を設立できないか。ということをお尋ねいたします。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、大石議員御質問の道の駅について答弁をいたします。

まず、道の駅の視察状況等についてございますが、下高橋官衙遺跡を活用した道の駅建設に関する知見の収集を目的として、10月に建設課職員が奈良県の田原本町の道の駅レスティ唐古・鍵及び隣接する唐古・鍵遺跡史跡公園を視察してございます。

この際、田原本町では当初から施設指定区域内での検討はされず、隣接地に建設をされたことや、道の駅整備に伴う交差点改良で、文化庁との協議が難航したことなどの御説明を受けまして、施設指定区域内における道の駅整備はほぼ不可能であるというふうに再確認をしたところでございます。

一方で、遺跡に隣接する場所での建設に関する事務手順や、文化財保存活用計画を策定することで、例外的に史跡指定区域の端部を一部現状変更することができる可能性があることや、下高橋官衙遺跡の隣接地に整備を検討する際には、詳細な建設計画が整う前に文化財保存活用計画を策定する必要があること。

また、田原本町では道の駅から史跡公園に移動する方が多数いらっしゃいまして、史跡公園もにぎやかであり、仮に下高橋官衙遺跡周辺で道の駅を整備した場合は、同遺跡の知名度アップや利活用の促進にも資するものであるとの報告を受けてございます。

次に、下高橋官衙遺跡の東側への道の駅建設についてございますが、御指摘のとおり御紹介もあっておりますとおり平成15年3月に大刀洗町教育委員会が作成した史跡下高橋官衙遺跡整備基本構想には、遺跡南側へのガイダンス施設及び駐車場の整備図や、南東部への道の駅整備図等が書かれてございまして、史跡指定区域外であれば建設は可能と考えてございますが、当該計

画に記載された場所も含め、今後慎重に候補地を選定をしてまいりたいと考えてございます。

次に、大規模直売所の設置についてでございますが、昨年12月議会での大石議員への一般質問でもお答えしましたとおり、道の駅は、ちょっと議員の御質問の趣旨とは違うかもしれませんけれども、いわゆる国土交通省が管轄する道の駅は、道路利用者への安全で快適な道路交通環境の提供と、地域の振興に寄与することを目的とした施設でございまして、1つには、24時間無料で利用できる駐車場、トイレなどの道路利用者のための休憩機能と、2つ目として、道路利用者や地域の方々のための情報発信機能、そして3つ目、これが議員が御指摘の点だと思いますけれども、直売所や飲食施設などの地域振興施設等で、地域と交流を図る地域連携機能の3つが主なコンセプトとなってございます。

この点、魅力のある道の駅とするためには、直売所やレストランなど付帯施設の充実が不可欠であると考えてございますが、まずは国・県の補助金の獲得に努めてまいりたいと考えてございます。残余について足りない部分を、ふるさと応援基金等の活用を検討してまいりたいと考えてございます。

次に、町やJA、商工会で出資して株式会社を設立してはどうかという御質問でございますが、道の駅の運営手法としましては、御提案のあつてございます株式会社の設立や指定管理、PFI、DBO等が考えられるところでございまして、今後JAをはじめ、農業関係者の皆様の意向や事業主体の考え方から集荷体制、運営方法等について慎重に検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 大石純議員。

○議員（9番 大石 純） 御回答ありがとうございます。

下高橋官衙遺跡、遺跡の中には前回の質問では何も作らせない、何も利用させない、これは文化庁がまさに金科玉条の如くいう考え方でございます。前例がないのであれば、ぜひ挑戦するという形で進めていけないかなというふうに、私は今考えております。

それでは、この隣接する場所に道の駅を作つて活用させて価値を高めることにより、遺跡の知名度も同時に上げる。お互い価値を高め合うというロジックで文化庁を説得できないか。少しでも遺跡の活用を含めた開発というこういう考え方で、今後も文化庁に折衝して補助金等を獲得していただきたいなというふうに思っております。

この下高橋官衙遺跡、大きく分割して2つに分かれます。東側の下高橋馬屋元遺跡、西側の下高橋上野遺跡、そして西側、東側道路に面するところの南半分は遺跡区域外となっております。

先ほど御回答でもいただきましたが、ここに2004年に大刀洗町教育委員会が作った資料がございます。史跡下高橋官衙遺跡基本整備計画書でございます。ガイダンス施設や駐車場が記載されており、道の駅ゾーンとしても既に計画されております。その計画を、ただ素々と進めなければ最短でできるのではないかという感じがいたします。

前回の質問時は下水道も問題も言われましたが、既にこの史跡の整備をしたときに下水道の問題は解決しており、公園内にはトイレもありますし、中央部分の下部に下水道本管も埋設されています。通常、一般的な道の駅建設手順では、予定地の決定、基本構想策定、基本計画策定、そして着工と平均8年かかると言われております。しかし、既に20年前に基本計画策定までこの資料では完了しております。

しかも長期計画ということ、お配りした資料のこちらのほう一番下には、20年後という大体の予定でそのまま進めることができるかと思いますが、この教育委員会が作られた資料について、教育長は御存知でいらっしゃるでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） 平成14年度にこの資料については、作成してあるということについては存知上げております。

この短期の整備計画、中期整備計画、そして長期整備計画というのがあったということは存知上げているところです。

ただ、そのあとどのように進んであるかということについては、私も詳細は理解していないところでございます。申し訳ございませんが、答弁に代えさせていただきたいと思います。

○議長（高橋 直也） 大石純議員。

○議員（9番 大石 純） ありがとうございます。

この下高橋官衙遺跡に道の駅を作るということは、前回も質問で提案させていただき、実はとても大きいことだと思います。いわゆる官衙遺跡というのは昔の役所の意味で、実際この場所は周りより少し高い位置にございます。水害等の自然災害からも守られている。

そもそも昔の人の知識というのは、現在、私は優れていると考えておりますので、安全な場所にしか大切な施設は作らない。また東側の大刀洗東側には、今、調整池も設置されております。非常に貴重な場所で、将来的にも安全性を担保されたものであると考えております。まさにここに道の駅を作る意味があると、私は思っております。

筑前町南の里は、10月に建設経済委員会で視察に行きましたが、年間売上げ8億7,000万円、そして町内の出店農家に年間6億5,000万円を還元いたしております。

また、道の駅うきはでは、3年連続年間売上げが10億円以上、現在は道の駅ブームに火がつき、うなぎ上りに売上げを伸ばしておると聞いております。

それを考えますと、今、道の駅は全体的にまだまだ不足しているということでございます。町長にもう一度伺います、いかがでしょうか。この町の大きな基金や補助金等を活用して、道の駅直売所に投資する考えは、立地条件から考慮してもここに作れば、私は20億円を稼ぐことができると思います。町民には十数億円のお金を使えるというふうに確信いたしております。

この数字は達成できると思いますが、町長のお考えを今一度お伺いしたいと思います。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 大石議員の御質問にお答えをいたします。

道の駅が、特にみなみの里、近隣の施設で今議員から御紹介のあったとおり、建設以来着実に集客を高めて大きな経済効果、地域の中で経済が循環する効果がある施設ではないかと考えてございまして、私もみなみの里の在り方というのは一つのモデルだろうと考えてございます。なので、そういういたみなみの里を念頭に置きながら、道の駅の検討を今後進めてまいりたいと考えてございます。

ただ、一方で全てを全てふるさと応援寄附金を充てて、早急に整備をするのかというと、そこは私としては、やはり国のいろんな補助制度がございます。道の駅の制度あるいは直売所の制度、そういういろんな国の制度で、使えるものはとにかくまず使うと。一般財源の持ち出しを極力少なくして、足らざる部分をふるさと応援基金等々を活用して、よりよい施設にしてまいりたいと考えているところでございます。

また、場所については、先ほど来議員のほうから御紹介がありましたように、この下高橋官衙遺跡隣接地に造るというのは一つの考え方だろうと思いますけれども、そこが本当に最善なのかというのは、慎重に調査をし研究をしてまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 大石純議員。

○議員（9番 大石 純） はい、もちろん国の基金とか補助金を活用するのは当然だと思います。その足らない部分を町が支出するというのは、それはもう当然だろうと思っております。

ただ、私としては、スピード感をぜひ持っていただきたいということです。時間がかかるつてばかりじゃどんどんお金が失われていくということになりますので、その点も重ねてお願いしたいと思います。

今までの、例えば農産物をスーパー等に出品する場合と比較して、道の駅の場合は利益率が非常に高くなる。また、スーパーは値段が安くしないと売れないということでございますが、道の駅は、高くて安全性や生産者の顔が見える商品ということで信頼性が増し、高くて納得して売れるということでございます。中間マージンも僅か15%、多くの利益を出せて売り上げを伸ばせる。農家の独自性も訴えることができ、町内の出店者に多く還元できるという可能性がございます。

今、大刀洗の野菜はどこで買えるのか、場所がなかったということでございます。地域振興課が今まで必死につくり上げてきたこの大刀洗のブランドというものがこの道の駅を造ることによって私は達成できるのではないかと思っております。

それとまた、下高橋官衙遺跡に造る意味は、その圧倒的な立地条件、みなみの里や道の駅うき

はから適切な距離、まさにこの地域というのは道の駅の空白地であるということ。数年後には県道53号線は4車線化が行われます。恐らくくましろ橋から筑紫野まで3号線のバイパスになるであろうと思います。小郷インターからのアクセスのよさ、どれをとってもここに勝る場所はありません。

奈良県の道の駅レスティ唐古・鍵のように、道の駅と遺跡の融合による相乗効果、将来的には、今年行われたJA祭りのように、遺跡区域内もフルに活用することにより、町のイベント広場としてまさに最高の場所になると思っております。

役場でイベントをしていつも感じるのが駐車場不足、現在の遺跡の一部も駐車場として整備することができればその問題も一掃できると思います。

みなみの里では、15年前に合併特例債を活用して、総工費6億円、町営直売所と駐車場を建設し、株式会社ファーマーズマーケットを設立、JAやら商工会にも出資を募り、民業圧迫も忌避していましたしております。

当時は町の職員が中心となって、強力にこの事業を進めていった経緯がございます。その職員さんが現在、筑前町田頭町長でございます。大刀洗もぜひこの強力な道の駅推進をしていただきたいというふうに思います。

さらに、考えておりますあの場所、2万2,000坪の広大な遺跡区域内の活用方法として、例えば基礎を有しない建物であればオーケーということでございますので、テント設営のグランピング会場やキャンピングカー、コンテナ等を設置した宿泊設備であれば可能と思います。また、グランピング場は災害時の避難場所として大いに活用が可能です。日頃から子供たちの避難訓練を兼ねて、キャンピング場でキャンプを行い、非常時の意識を高めることも可能です。また、中央部の広場には、町のイベント広場として、例えば枝豆収穫祭やドリーム祭り、ひばりマラソンの起点としての活用も大いに考えられると思います。

移動手段としては、ひばりタクシーや町の大型バスを利用してピストン輸送もできる。さらに、この場所は大刀洗に残された最上級の場所と考えます。入り口には道の駅と直売所、2万2,000坪をフルに活用、夢が広がります。北側の中島堤の堤防や中央貫道と言われる道路には、桜を植えれば、桜の名所として多くの来場者も望めます。遺跡と町の駅が共存共営する施設、この場所を利用しない手はないと思います。

史跡下高橋官衙遺跡基本構想では、すばらしい一文が記載されております。ここで読ませていただきたいと思います。

21世紀の10年における大刀洗総合計画の別名は大刀洗ライトプラン、大刀洗飛行場にちなんだところもあるが、本質的には、青空に飛ぶ飛行機のように、町民一人一人が夢を誇り、それを実現する時代の到来を告げている。そして、全町公園化がまちづくりのキーワードとな

っている。全町公園化は、平たく言えば、ほっとする緑の空間を備えていくという意味である。その公園的な緑の空間に憧れて大勢の人が都市圏から足を延ばし、集う場所には多くの出会いや感動が生まれ、地元にとって精神的な充実感だけでなく経済的な大きな効果がもたらされる。

観光とは国の光を見ると書く。住民一人一人が一生懸命磨いたものが光を放ち、たくさんの人々がそれを見ようと集まってくる。また、大刀洗の活性化を考えるとき、激変する時代を行く「生きぬく大刀洗人」の栄知と心がこれまで以上に集結されるべきである。この栄知を宿す大刀洗の大地環境が縦軸にあり、住民一人一人を結ぶ、すなわち地域への心や愛着が横軸にあれば、これらが織り合わせて大刀洗は発展し磨かれていく。都市圏にはない緑と空間、大刀洗らしさを磨き上げることによって活性化は進んでいく。このように大刀洗の活性化を考えるとき、必ずクローズアップされるのが大刀洗らしさとなる。そこには住む人も、そこに訪れる人も、土地のらしさに触れたいと考えている。広域的な地域で見ても、大刀洗の光として輝くもの、磨き上げるべきものは数多い。のどかな田園風景、大刀洗飛行場の歴史、今村カトリック教会などなど。

では、一方で磨いていく度合いの順番など優先順位から考えていくと、大刀洗町ではやはり国指定史跡の下高橋官衙遺跡となる。

という文でございます。

何も状態から道の駅を造るのに平均8年、既に基本計画まで策定されている状態ですと、計画どおり20年たった今、この計画を素々と進めていけば最短で1年で着工できる。利益にすれば8年が1億円になります。100億円以上にもなると思います。もう待ったなしです。ただ計画を進めていけばいいわけで、早速、実施計画策定に向けて、一刻も早く作成し、町と町民の多くの収入源をつくっていこうではありませんか。

ぜひ、この基本構想に基づき、早急な実質的な計画遂行にしてほしいということを強く願って、質問を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（高橋 直也） これで、大石純議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（高橋 直也） ここで暫時休憩をします。議場の時計で14時15分から再開いたします。

休憩 午後2時04分

.....

再開 午後2時15分

○議長（高橋 直也） それでは、休憩前に引き続き議事を再開いたします。

次に、10番、白根美穂議員、発言席からお願ひいたします。

10番 白根 美穂議員 質問事項

## 1. 学校給食の公会計化について

○議員（10番 白根 美穂） 議席番号10番、白根美穂です。本日は、学校給食費の公会計化について質問いたします。よろしくお願ひいたします。

大刀洗町の子育て支援については、近隣の他の市町村に比べても充実しているものと思われます。18歳年度末までの医療費助成、保育料の引き下げ、他市の保育料減免制度、保育所待機児童への支援、生後4か月までの赤ちゃんとお母さんを対象にした乳児家庭全戸訪問、こども家庭センター、こども自立サポートセンターの新設等々の重層的支援への取組、給食費の一部助成、大刀洗公園、大刀洗町運動公園、大堰公園の新たな遊具の整備などなど、大刀洗町で子育て支援への取組が進んでいるのは、ひとえに中山町長のリーダーシップの下、行政が子育て支援に真摯に取り組んでいただいているおかげだと思っております。

また、子供たちの学力も、近年は国の平均値を上回る結果が出ており、学校の先生方における熱心な御指導と指導内容の研究の成果であるとともに、町民を巻き込んでの大刀洗町コミュニティ・スクールの推進の結果であると確信するものです。

大刀洗町で子育てをさせていただいた一親として、この場をお借りし、関係各位の皆様の御尽力に対してお礼を申し上げます。

そこで、子育て支援を充実させている大刀洗町だからこそ、さらに子供たちの学習環境を充実させるためにも、教職員の働き方改革を早急に進めるべきではないでしょうか。

昨今、児童・生徒を取り巻く環境や保護者、社会からの要望が多様化・複雑化する中、教員の多忙化が社会問題になっていることは周知のことと存じます。そのような中で、令和元年7月、文科省より、教員の業務負担軽減の観点から、学校給食費については、地方公共団体の会計に組み入れる公会計化制度を採用すること、徴収、管理を学校ではなく地方公共団体が自らの業務として行うことを推進すべく、学校給食費等の徴収に関する公会化等の推進についての通知があっています。

それを受け、令和4年5月1日現在、全国の学校給食を実施している小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校、夜間・定時制高等学校を設置している教育委員会、計1,794自治体での公会計化の実施、または準備、検討している学校は、全体の65.2%の973校です。さらに、福岡県においては、60校のうち34校、56.7%になっています。そこで質問です。

- 1、通知が来て6年が経過していますが、本町では公会計化は進んでいるのか。
- 2、本町における学校給食費の徴収、管理に携わっている方は誰か。また、食材の発注、支払いは誰が行っているのか。
- 3、監査は、どのように行われているか。

4、給食費の未納はあるか。

5、学校現場の働き方改革と、教職員の負担軽減のためにどのような対策が必要と考えるか。

以上、5点に対する答弁をお願いいたします。

○議長（高橋 直也） はい、答弁を求めます。柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） それでは、白根議員の質問、学校給食の公会計化について答弁させていただきます。

この件につきましては、様々なメリットがあることは理解しているところです。

1点目、本町では公会計化は進んでいるのかについての質問です。

まず、先ほど白根議員がおっしゃいましたように、文部科学省は、令和元年7月に、学校給食費徴収管理に関するガイドラインを策定、公表し、教職員の業務負担軽減に向け、地方公共団体に対し、学校給食費の公会計化を促進するとともに、保護者からの学校給食費の徴収、そして管理業務を地方公共団体が行うことを促進するよう通知されています。

さらには、令和4年5月時点で、学校給食費に係る公会計化等の推進状況調査結果が公表されているところです。

これにつきましては、国内1,794自治体のうち1,493自治体が回答し、そのうち実施していると回答しているところが34.8%、準備、検討しているが30.4%、実施を予定していないが34.8%となっており、少しずつですけれども、公会計化が進んでいるというふうな状況となっていると考えているところです。

ただ、本町においては、管理あるいは徴収システムの導入費用、収納業務に対応する人員、体制の強化、食材調達方法の整理等、様々なまだ課題があるということも含めて、現在のところは、公会計化の導入の実施については検討していない状況でございます。

2点目の学校給食費の徴収、そして管理、食材の発注、支払いについての質問です。

まず、本町の学校における学校給食費の徴収管理は、主に事務職員が行っております。

次に、食材の発注、支払いについては、中学校、本郷小学校、菊池小学校は栄養教諭が担当し、その他、大刀洗小学校では養護教諭が、大堰小学校では管理職、給食担当、養護教諭がそれぞれ分担し行っているところです。

次に3点目、監査の方法についての御質問です。

各小学校において、栄養教諭や養護教諭が作成した給食会計ファイル等を基に、これは事務職員及び管理職が監査、確認をさせていただいているところです。中学校においては、そこにPTA会長も入り、監査を行っているところでございます。

4点目、給食費の未納についての御質問です。

各学校において、保護者への連絡や、それから未納通知書を出すなどの取組をしており、過去

3年間、給食費の未納はないというふうに報告を受けているところでございます。

最後、5点目、学校現場の働き方改革等教職員の負担軽減の対策についてです。

これまでも、働き方改革の推進、教職員の。学校閉庁日や定時退校日の設定、タイムカードによる勤務時間の管理、中学校部活動の適正な運営などの取組を実施してきております。

今回、御質問の学校給食費の公会計化は、給食費未納に対する督促業務や、経理面の管理や監査等の業務負担軽減が見込まれ、子供に向き合う時間や授業準備、改善の時間を確保できるなど、教職員の負担軽減対策の一つとして有効だとは考えております。

しかしながら、先ほど答弁いたしましたとおり、公会計化を進めるにはまだ課題が多く、また、通常業務に加えて各学校の改修事業なども今の教育委員会にはございます。すぐには着手できない状況でありますけれども、公会計化の促進は、冒頭申しましたように、必要ではないかというふうなことは考えているところです。

以上で、白根議員の質問に対する答弁を終わります。

○議長（高橋 直也） 白根美穂議員。

○議員（10番 白根 美穂） 詳しく御答弁いただき、ありがとうございます。では、再質問させていただきます。

学校給食費の徴収、管理に携わっている方の負担はどれくらいになっていますでしょうか。

2つ目、栄養教諭、養護教諭の仕事内容はどのようなものになっていますか。

3つ目、菊池小学校と大刀洗中学校は、食材の発注と支払いが同一人物でありますが、金銭管理における透明性の確保はできているのでしょうか。

以上3点、御答弁お願ひいたします。

○議長（高橋 直也） 早川こども課長。

○こども課長（早川 正一） 白根議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず1点目が、給食場、調理等に関わる時間等だったと思いますが、そちらについては、各学校への時間等は調査しておりませんが、文部科学省が調査した全国的な時間で申しますと、1校あたり年間で190時間の学校給食徴収管理等に対する時間がかかっているという調査結果がございます。

次に2点目の、栄養教諭の職務内容についてでございます。

こちらにつきましては、こちらも文部科学省の栄養教諭等の役割と職務内容について、学校教育法等で記載されているところですが、職務内容としては、食に関する指導ということで、児童・生徒への個別的な肥満傾向や偏食傾向等への相談指導、次に、児童・生徒への給食時間を中心として、教科、特別活動等における教育指導、次に食に関する指導の連携、調整が行われております。また、学校給食管理といたしまして、学校給食の献立作成や衛生管理が行われていると

ところでございます。

養護教諭の職務内容等についてです。

こちらも文科省の学校教育法のほうで記載されておりますが、学校保健情報の把握、体力、体格、その他心の健康の実態に関する把握。次に、個人、集団における保健指導、保健学習に関すること、3つ目に救急処置及び救急体制に関すること、4つ目、健康相談活動に関すること、その他、保健室の運営に関する事等がございます。

申し訳ありません。食材の発注と支払いの部分についてでございます。

こちらにつきましては、先ほど教育長のほうから答弁がございましたが、発注、支払い等は、栄養教諭、養護教諭が主にしていただいているところでございまして、その管理等については、学校長または管理職、事務職員のほうが確認を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 課長、議員の質問はきちんと筆記するなりして、聞かないように。1回できちんと質問は理解してください。はい、白根美穂議員。

○議員（10番 白根 美穂） 申し訳ありません。私のほうが一問ずつ聞けばよかったです。  
申し訳ございません。

再度確認させていただきます。栄養教諭の仕事内容は、献立作成、食材の調達、調理員の指導、残量チェック、衛生管理、食育、給食だよりの作成。養護教諭の仕事は、児童・生徒の健康管理や心のケアなど、学校全体の保健を担うのが仕事であり、悩みを抱えた児童・生徒、また保護者のよりどころにもなっているという認識でよろしいでしょうか。

○議長（高橋 直也） 早川こども課長。

○こども課長（早川 正一） はい、お答えいたします。

議員おっしゃったことが、栄養教諭、養護教諭の職務内容というところになってございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） 白根美穂議員。

○議員（10番 白根 美穂） そうすると、栄養教諭や養護教諭の業務内容には、給食費の徴収や管理は含まれていないということになります。通常の業務プラスアルファで負担をさせているということになっております。単発で来られているALT、専科、ICTの先生方の給食費の徴収は、毎月現金で徴収するということもされておられます。給食費の徴収管理に携わっている先生方に支払い等も含めてですけれども、負担をかけ続けているという点で、教育長はどのようなお考えでいらっしゃるでしょうか。

○議長（高橋 直也） 柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） 議員御指摘の点については、大変理解をしているところでございます。

以前、それこそ学校栄養教諭という制度が導入された段階で、以前は、学校栄養士ということで栄養士という立場でございました。そして、食育等の必要性がうたわれるようになって、先ほどのような献立作成だけではなくて、いわゆる栄養教諭等の子供たちの健康管理も含めた指導を、栄養教諭が担うということが中心に言われるようになってきたところです。

ただ、なかなか学校現場で、学校給食に関わる直接の御質問があつて、いるような給食費の徴収管理、あるいはそれに基づいて、今度は給食の献立表に基づいて発注するということについて、一番詳しいのがどうしても、その献立を作った栄養教諭であり、栄養士であったというのは、これは事実でございまして、どうしてもそれを今までずっと引き継いでいたところです。

今言われているような、健康管理というか、職員の、子供たちのそういった健康管理の部分を、学校現場で充実させるためにも公会計化の必要性は認識しているところでございますけれども、今言ったような状況がありますので、まだまだそこが一步進められていいってないというところで、御理解いただけたらというふうに思っているところでございます。

○議長（高橋 直也） 白根美穂議員。

○議員（10番 白根 美穂） ありがとうございます。

私は恩師に、最初から無理と決めつけず、できない理由を考える前に、どうやったらできるかを考えると指導を受けてきました。教育長もそのような指導を子供たちにしてきたのではないでしょうか。教職員の働き方、職場改善は急務であります。町長の公約の中にも、子育て支援と教育環境の充実の中に、公務支援システムの導入等、教職員の働き方改革を応援とあります。教職員の働き方改革を大きく進めるためにも、給食費の公会計化が必要と考えます。

給食費の公会計化による見込まれる効果は、1つ目、教職員の負担軽減。先ほどこども課長もおっしゃいましたように、試算によると1校当たり年間190時間の業務削減効果があるとされています。2つ目に、保護者の利便性の向上。入学の際に銀行口座の開設をしてもらうなどの手間を取らせらず、コンビニでの納付やクレジットカードによる納付も可能となります。3つ目、学校給食費の徴収管理業務の効率化。4つ目、学校給食費の管理における透明性の向上、不正の防止。5つ目、徴収における公平性の確保。6つ目、学校給食の安定的な実施。給食費は余計に徴収するものではありませんので、給食費滞納、また、天候不順等での物価高騰などにより食材の調達費に不足が生じた場合には献立の変更、使用するおかずを減らすなどの対応をしなければなりませんが、公会計化になれば、学校給食の安定的な実施ができます。また、地産地消や地場産業活性化といった一体的な取組が実施しやすくなると考えられています。

以上、6点のメリットが挙げられるが、さらに私は、児童・生徒の食の安全確保の充実が今以上にできるのではないかと考えるので、毎年、アレルギーを持っている児童・生徒が増え、また、アレルギーの種類も多岐にわたり、その対応にも学校は時間を多く費やすことを思ってい

ます。その時間を圧迫する事がないように、今後も丁寧な指導をしていただくためにも、余裕のある時間確保が大事だと考えます。

以上の観点からも、本町でも早急に給食費の公会計化に向けて取り組むべきだと考えますが、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、白根議員の御質問にお答えします。

まず、前提といたしまして、私自身も、学校現場の働き方改革と教職員の皆様の負担軽減、これはぜひとも必要だと思ってございまして、町として支援できること、応援できることは、全面的に応援してまいりたいというふうに思ってございます。

一方で、公会計化に関しまして、先ほど教育長から御答弁いただきましたとおり、いろんな課題があるのも事実でございますので、これは教育委員会の方で、体制等も含めて、どういう形であれば実現できるのか、そういう教育委員会での検討結果を待って、教育委員会の決定を尊重して、応援してまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 白根美穂議員。

○議員（10番 白根 美穂） ありがとうございました。

何度も申しますが、これは子供たちの安心、安全な教育環境を確保することにもつながると考えます。難しい案件ではあると思いますが、実施できている自治体があるのは確かです。まずは、給食費の公会計化に向けての議論を始めていただきたいと思いますが、教育長、どうでしょうか。

○議長（高橋 直也） 柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） 先ほどから御質問いただいています。ありがとうございます。学校給食費の公会計化については、様々なメリット、それから、先ほどから申しましたようなデメリットの両面があるのも事実でございます。教育委員会としましては、近隣市町村の状況や総合的に研究するとともに、その他の教育行政の事情がございますので、そういったものの優先順位を考慮しながら進めていくことが重要であるというふうに考えております。

現時点では、公会計の導入や実施については検討しておりますけれども、もう少しお時間をいただいて研究させていただければというふうに思っているところです。御理解をお願いいたします。

○議長（高橋 直也） 白根美穂議員。

○議員（10番 白根 美穂） 丁寧な御答弁ありがとうございました。

給食費の公会計化には、準備期間も含め2年ほど要するとの試算も出ております。来年の4月1日から、筑後市では給食費の公会計化になるということでございますので、ぜひそちらの方も研究していただければと思います。

何度も申しますが、教職員の負担軽減は、児童・生徒への教育指導に必ず還元されるものだと  
思われます。今以上に子供たちへの安心、安全な教育環境を充実させるためにも、給食費の公会  
計化の実施に向け、一日も早く取り組んでいただけることを期待いたします。

以上で、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（高橋 直也） これで、白根美穂議員の一般質問を終わります。

---

○議長（高橋 直也） 以上で、本日の議事は全部終了しました。

本日は、これで散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午後 2時39分

---

---

令和6年 第7回 大刀洗町議会定例会会議録（第4日）  
令和6年12月18日（水曜日）

---

議事日程（第4号）

令和6年12月18日 午前9時30分開議

日程第1 諸報告

追加日程第1 「公金の支出に関する事務及び職員の懲戒規程等の調査に関する決議」

追加日程第2 「公金の支出及び職員の懲戒規程等に関する調査特別委員会委員の選任」

日程第2 諒問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第3 同意第6号 大刀洗町教育長の任命について

日程第4 同意第7号 大刀洗町教育委員会委員の任命について

日程第5 承認第5号 令和6年度大刀洗町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めるについて

日程第6 承認第6号 大刀洗町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めるについて

日程第7 承認第7号 大刀洗町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めるについて

日程第8 議案第42号 令和6年度大刀洗町一般会計補正予算（第5号）について

日程第9 議案第43号 令和6年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

日程第10 議案第44号 令和6年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）について

日程第11 議案第45号 令和6年度大刀洗町下水道事業会計補正予算（第3号）について

日程第12 議案第46号 大刀洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第13 議案第47号 大刀洗町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第14 閉会中の継続調査申出について（総務文教厚生委員会、建設経済委員会、議会広報委員会、議会運営委員会）

---

## 本日の会議に付した事件

### 日程第1 諸報告

追加日程第1 「公金の支出に関する事務及び職員の懲戒規程等の調査に関する決議」

追加日程第2 「公金の支出及び職員の懲戒規程等に関する調査特別委員会委員の選任」

日程第2 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第3 同意第6号 大刀洗町教育長の任命について

日程第4 同意第7号 大刀洗町教育委員会委員の任命について

日程第5 承認第5号 令和6年度大刀洗町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについて

日程第6 承認第6号 大刀洗町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

日程第7 承認第7号 大刀洗町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

日程第8 議案第42号 令和6年度大刀洗町一般会計補正予算（第5号）について

日程第9 議案第43号 令和6年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

日程第10 議案第44号 令和6年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）について

日程第11 議案第45号 令和6年度大刀洗町下水道事業会計補正予算（第3号）について

日程第12 議案第46号 大刀洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第13 議案第47号 大刀洗町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第14 閉会中の継続調査申出について（総務文教厚生委員会、建設経済委員会、議会広報委員会、議会運営委員会）

---

出席議員（10名）

1番 松本 照行	2番 古賀 世章
3番 中村 龍博	4番 平田 康雄
5番 實藤 量徳	7番 平山 賢治
8番 河野 政之	9番 大石 純
10番 白根 美穂	12番 高橋 直也

---

欠席議員（2名）

6番 安丸眞一郎	11番 野瀬 繁隆
----------	-----------

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 佐田 裕子

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	中山 哲志	副町長	重松 俊一
教育長	柴田 晃次	総務課長	平田 栄一
企画財政課長	松元 治美	税務課長	棚町 瑞樹
福祉課長	舛田 有紀	地域振興課長	村田 まみ
農政課長	矢永 孝治	建設課長	佐々木大輔
こども課長	早川 正一	健康課長	田中 豊和
生涯学習課長	案納 明枝	住民課長	矢野 智行
会計課長	山田 恭恵	財政係長	福岡 信義
行政係長	堀内 智史		

---

開議 午前9時30分

○議長（高橋 直也） 皆さん、おはようございます。

本日は、6番、安丸眞一郎議員から、病気のため出席できないとの届出が出されております。

現在の出席議員は10人です。

ただいまから、令和6年第7回大刀洗町議会定例会を再開します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。議事日程により議事を進めますので、御協力のほどお願いいたします。

---

### 日程第1. 諸報告

○議長（高橋 直也） 日程第1、諸報告を行います。

過日、議会運営委員会を開催し、協議をいたしております。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。欠席のため、平山賢治副委員長、報告をお願いいたします。

○議会運営副委員長（平山 賢治） おはようございます。委員長報告を行います。議会運営委員会副委員長の平山賢治です。

議会運営委員会の協議結果を御報告いたします。

令和6年12月13日午前9時から協議会室において委員会を開催し、出席委員は4名でした。高橋議長及び執行部側から平田総務課長の出席を得て協議いたしました。

委員会で協議の結果、議案第46号大刀洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてと、議案第47号大刀洗町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について以上2件を、本日の日程第12、日程第13に追加することを決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） 議席番号2番の古賀でございます。議長、追加の議案を提出したいと思います。よろしくお願いします。

○議長（高橋 直也） ここで暫時休憩します。議員は協議会室にお集まりください。

休憩 午前9時34分

---

[議会運営委員会]

---

再開 午前10時19分

○議長（高橋 直也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中の議会運営委員会の報告を求めます。平山副委員長、登壇して報告を願います。

○議会運営副委員長（平山 賢治） お待たせいたしました。議会運営委員会副委員長の平山賢治です。休憩中に開催しました議会運営委員会の協議結果を御報告いたします。

委員会は、午前9時40分から協議会室において開催し、出席委員は3名でした。高橋議長の出席を得て協議いたしました。

委員会で協議の結果、「公金の支出に関する事務及び職員の懲戒規程等の調査に関する決議」の1件を、直ちに日程に追加することを決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（高橋 直也） 以上で、委員長報告を終わります。

お諮りします。この際、「公金の支出に関する事務及び職員の懲戒規程等の調査に関する決議」を直ちに日程に追加し、追加日程第1として議題にすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋 直也） 異議なしと認めます。したがって、「公金の支出に関する事務及び職員の懲戒規程等の調査に関する決議」を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

#### 追加日程第1. 「公金の支出に関する事務及び職員の懲戒規程等の調査に関する決議」

○議長（高橋 直也） 追加日程第1、「公金の支出に関する事務及び職員の懲戒規程等の調査に関する決議」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。2番、古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） 議席番号2番の古賀世章でございます。提案理由を申し上げます。

昨今の議案審議及び監査報告を踏まえますと、特に、公金の支出と職員の懲戒規程などにつきましてさらなる調査が必要と考えますので、特別委員会設置を求めるものでございます。

内容につきましては、お手元に配付しております資料のとおりでございます。

御審議の上、御賛同いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） ここで暫時休憩します。休憩中に全員協議会を開催いたします。

休憩 午前10時22分

[全員協議会]

.....  
再開 午前10時27分

○議長（高橋 直也） 休憩前に引き続き質疑を再開します。

質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、「公金の支出に関する事務及び職員の懲戒規程等の調査に関する決議」を採決いたします。なお、起立しない議員は反対とみなします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員 9名中起立 8名]

○議長（高橋 直也） 議員 9名中起立 8名。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

ここで暫時休憩をします。議員は全員協議会室にお集まりください。

休憩 午前10時29分

.....  
[全員協議会]

.....  
再開 午前10時49分

○議長（高橋 直也） 休憩前に引き続き議事を再開いたします。

追加日程第2. 「公金の支出及び職員の懲戒規程等に関する調査特別委員会委員の選任」

○議長（高橋 直也） 追加日程第2、「公金の支出及び職員の懲戒規程等に関する調査特別委員会委員の選任」を行います。

お諮りします。「公金の支出及び職員の懲戒規程等に関する調査特別委員会委員の選任」については、委員会条例第7条第4項の規定によって、お手元にお配りしました名簿のとおり指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋 直也） 異議なしと認めます。したがって、公金の支出及び職員の懲戒規程等に関する調査特別委員会委員は、お手元に配りました名簿のとおり指名することに決定しました。

なお、正副委員長の互選については、委員会条例第8条第2項の規定により、委員会で互選す

ることになっております。

この際、協議会室において委員会を開催し、正副委員長の互選を行うため、暫時休憩といたします。議場の時計で11時10分より議事を再開したいと思います。

休憩 午前10時51分

.....

再開 午前11時10分

○議長（高橋 直也） 休憩前に引き続き議事を再開します。

これから、諸般の報告をします。

公金の支出及び職員の懲戒規程等に関する調査特別委員会において、正副委員長の互選が行われましたので、その結果を報告します。

公金の支出及び職員の懲戒規程等に関する調査特別委員会の委員長に古賀世章議員、副委員長に白根美穂議員が互選されました。

これで諸般の報告を終わります。

-----

#### 日程第2. 諒問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（高橋 直也） 日程第2、諒問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

この推薦について、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋 直也） 異議なしと認めます。本件について、議会の意見は適任と決定しました。

-----

#### 日程第3. 同意第6号 大刀洗町教育長の任命について

○議長（高橋 直也） 日程第3、同意第6号大刀洗町教育長の任命についてを議題とします。

これから1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。2番、古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） 2番、古賀世章でございます。本件につきましては、初日の日にも町長のほうに御答弁をしていただきましたが、あのときの御答弁の内容では、ちょっと納得性に欠けるということがございましたので、もう一度、なぜ柴田氏を向こう3年間、教育長に任命されるのか、その理由と根拠を分かりやすく御説明をいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、古賀議員の御質問にお答えします。

初日の答弁と重複する部分があろうかと思いますが、その点、御容赦をお願いしたいと思いま

す。

まず、柴田教育長につきましては、この履歴書の中にも職歴で記載させていただいておりますとおり、大刀洗町の菊池小学校、本郷小学校で教頭先生、校長先生を務められ、また、県の教育長の教育事務所で、いろんな義務教育の指導面で経験を積んでいる方でございます。大刀洗町の義務教育、子供たちのことについて一番御存じの方で、今も熱心に御指導いただいている方だというふうに考えてございます。

また、1期3年間、任期が間もなく終わりますけれども、この3年間、本当に真摯に学校教育、それから子育て支援等々について御指導に当たっていただきまして、その結果として、従来から大きな課題であった子供たちの学力向上、特に小学生の学力については、ある程度これまで取り組んできた成果が見えていたところなんですけれども、中学校の学力向上というのが大きな課題でございました。それが、柴田教育長になっていただいて、昨年、また今年もですけれども、県平均、全国平均を上回るまでになってございます。

また、本町で大きな課題でございました保育園の待機児童の問題です。その待機児童の解消についても、新たな保育園を誘致する等々行いまして、一定程度、待機児童の解消にもめどがついたところでございます。

また、不登校児童・生徒に対する指導等につきましても、対応につきましても、今般、こども家庭センターが開設するなど、今、真剣にそういうところについても取り組んできているところでございます。

私としては、これからの大刀洗町の教育環境、教育を考えるに当たって、柴田教育長の存在はもう欠かせない、必要不可欠の存在だと考えてございます。いろいろ教育委員会をめぐる課題もございますけれども、その課題を解決していくためにも、柴田教育長の再任用をぜひお願いするものでございます。

○議長（高橋 直也） 2番、古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） 御答弁ありがとうございましたが、ただいまの町長の御説明の中に、確かに学歴、職歴を見ましても立派な方でございます。これには非の打ちどころはないというふうに判断しております。その後、前回の3年間の間に町の教育行政の長といたしまして、公私にわたり大変御活躍をされるとということは、もう十二分に理解をしております。確かに、子供たちの学力の向上をはじめ、地域とのつながり、先日も大刀洗校区で餅つき大会などがあったときにはきちんと来ていただいて、やっぱり子供たちや親御さんとお話ををしていただいた、そういうところも確認はしております。ありがたいと思っております。これはもう私が述べるまでもございません。

しかしながら、一方、内を見てみると、この3年間には、前回も申しましたけれども、ある

小学校の教職員が飲酒運転をして事故を起こしたと、その上に逮捕されたと。それから、せんだって、私も一般質問しましたが、町職員の方が不正というんですか、宿泊の偽造を行ったというような事実もございます。それから、さらには任用職員の報酬の支払いについて、欠勤であるにもかかわらず支払ったというような事例などなど、挙げれば切りがありません。言い方は悪いですけれども、外づらはいいんだけど、内は何しようとというような感じが多々見られます。そういった意味におきましては、私はもう血を入れ替えたほうがいいんじゃないかというふうにも考えております。したがって、そういうところを先ほど町長に質問をしたんですが、適切な御回答はなかったやに思います。その点をもう一度確認したいんですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 古賀議員の御質問にお答えします。

重複した答弁になって恐縮でございますけれども、教育委員会をめぐるいろんな課題、確かにございます。ただ、その課題を解決するためにも、柴田教育長でなければなかなか難しい。いろんな本当に難しい課題、学校現場を、子供たちをめぐる課題というのは年々大きくなってきてございます。いろんな難しい事案等々発生してございます。これからも発生すると思います。ですが、この難しい教育現場にあって、教育委員会、それから各小・中学校を指導し、監督してやっていくためには、柴田教育長の力がどうしても必要だと思ってございます。ほかの方に、今、別の方にお願いして、柴田教育長以上にうまく運営していただけるだろうという方を私は今のところ存じ上げません。私としては、柴田教育長に、今、古賀議員から御指摘があったところも含めて、それを改善していくためにも、柴田教育長に今後とも教育行政を担っていただきたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） 非常に熱意のこもった御答弁であったやに理解をしております。町長の思いは分かりましたが、もし今後もこういった不祥事などが起きた場合は、責任を取っていただけますでしょうか。そこだけお答えをください。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 古賀議員の御質問にお答えします。

最終的に、いろんな町行政に関するにつきまして、いろんなことがあれば、最終的には責任は当然、町長である私にございます。責任の取り方はいろいろあるんだとは思いますけれども、町民の皆様が本当に大刀洗に住んでよかったですと、町民福祉の向上に向けて、今後とも職員を指導、監督しながら、そういうよりよい町政を目指してまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 古賀世章議員。

○議員（2番 古賀 世章） 御答弁ありがとうございましたが、どうも私の質問には直接お答え

いただいていないやに感じました。そこだけもう一度御答弁をお願いいたします。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 古賀議員の御質問にお答えします。

重複した答弁になって恐縮ではございますけれども、町政の最高責任者は私でございますので、町政に何かあったときに、最終的には責任は町長にあるというふうに認識してございます。

○議員（2番 古賀 世章） ありがとうございました。

○議長（高橋 直也） ほかに質疑ございませんか。7番、平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 7番、平山です。まず、他の議員もおっしゃったように、現教育長が教育環境の改善のために日々御努力なさっていることは承知しているつもりであります。

しかしながら、やはり、今回一般質問でも申し上げましたが、当時の管理下にある職員についての虚偽報告が明らかになり、その対応について一般質問いたしました。その答弁次第では、私も再任をお願いしてもいいのではないかと望みをつないでおりました。しかし、今回の件について、遡って調査を行うことや、組織の健全化を図ること、それから御自身の待遇についても自らを戒めるなどの御答弁があれば、今後への期待もできるところですが、残念ながら答弁の御趣旨としては再調査はしない、なぜならば本人がほかにはないと言っているからという御趣旨の答弁だったと記憶しています。この答弁は完全な非科学、ゼロ回答であり、管理者としての御責任や組織の正常化も全く期待できないと言わざるを得ないと思いますが、町長としてこの方を再任したとして、町長も組織の今後、再調査や管理者の責任について何かをなさるということはお考えにないということでしょうか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

先ほど来の答弁と重複して恐縮でございますけれども、柴田教育長は本当に大刀洗の子供たちのこと、学校現場のことが一番分かっていらっしゃる方だというふうに私自身は考えてございます。このため、柴田教育長にぜひ再任をお願いしたいという趣旨で御答弁をさせていただいてございます。

また、古賀議員のほうから御質問がありましたら、最終的に町政の責任というのが町長にあるものだというふうに認識してございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 先ほど追加日程の中で、いわゆる百条委員会が設置されました。

強制力や罰則をもって調査ができるということを議会の圧倒的多数で可決させていただいた。本当に議会の大多数が、この行政の不正常さについての問題を何とかしなくてはいけないということで、私の記憶にはない、この百条委員会設置とした、非常に重大な、深刻な事態だと思います

けれども、それに至る経緯についても、やはり一般質問の中で、せめて今後誠実に再調査をするとか、自らの責任、戒めるとか、そういう答弁があればそこまでの話ではならなかつたのかもしれません。ですから、町側の、そして教育長側の答弁が、やはり議会をここまで判断をたらしめた大きな責任にあると思います。今後においても、教育長が適任か不適任か関わらず、町としても今後自ら再調査をなさったり、教育委員会の虚偽報告等についての戒めを行う等の計画はないのですか。そこだけ御確認させてください。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えをいたします。

議会の御判断として、このような委員会が設置されたというふうに認識してございます。町としても、その議会の御意思も踏まえて、町としても適切な対応を取ってまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） ずっと申し上げていますが、いつになったら行政は深刻に受け止めてくれるのか、その話ですよね。結局、深刻に受け止めていただかなかつた結果、こういう事態に発展したということを、よく管理職間でその原因や対応を考えていきたいと思います。答弁結構です。

○議長（高橋 直也） ほかに質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。7番、平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 7番、平山です。私は、本案に不承認すべきとの立場から討論を行います。

まず、現教育長が教育環境の改善のため、日々御努力なさっていることは承知しているつもりです。しかしながら、今回、当時の管理下にある職員についての虚偽報告は明らかになり、その対応について一般質問し、その答弁次第ではと望みはつないでおりました。

しかし、今回の件について、遡って調査を行い、組織の健全化を図ることや、御自身の待遇についても自らを戒めるなどの御答弁があれば、今後への期待もできるところでありましたが、残念ながら再調査はしない、なぜなら本人がほかにはないと言っているからという御趣旨の答弁だったと記憶しています。この答弁は、完全なゼロ回答であり、管理者としての責任も、組織の正常化も全く期待できることと言わざるを得ません。

そうしますと、今回の議案に対してどう判断すべきかと考えました。未来永劫この候補者の方

を認めないとということではなくて、本議会においては一旦この人事案を不承認とし、この結果、教育長職に一時的な空白が生まれますけれども、一定期間、議会で調査の上、行政側の対応を踏まえて、再度、次の議会で提案していただくことが教育行政及び行政の正常化のためにもどうしても必要だと考えます。よって、今回の議案については一旦否決し、再度の提案をしていただきたいという立場から不承認と考えるものです。議員各位の御賛同よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 直也） ほかに討論ございませんか。4番、平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） 議席番号4番、平田康雄です。私は、賛成の立場から討論します。

柴田教育長は、令和3年12月に倉鍵教育長の後任として、本町の教育長に就任されました。教育長としての3年間においては、教育行政における課題に積極的に対応、多くの施策や事業に取り組まれ、多大な成果を上げられています。成果の一つは、子供たちの学力向上であります。それまでも町内の小・中学校における子供たちの学力は向上しつつありましたが、一部の科目は全国平均を上回ることができない状態でした。柴田教育長が教育長として就任されて以来の3年間においては、全国学力・学習状況調査では、小・中学校における学力は確実に向上了し、全教科とも平均値を上回っております。

2つ目は、不登校問題の迅速な対応であります。私は、令和4年9月の議会において、中学校の不登校生が全体の10%になったのを捉え、不登校問題への対応や支援策について要請いたしました。この件につきましては、早速1億8,000万円の予算を投じ、健康管理センターの大規模改修により、こども家庭センターを設置し、学校に行けない児童・生徒が自由に利用できる学習室として、こどもサポートセンターを併設していただきました。同センターには、新たに2名の専門員を配置し運営されていますけども、直近の不登校率は8%程度までに減少しているとのことであります。今後のことこどもサポートセンターの運営に期待したいと思います。

3つ目は、小学校における教室不足への対応であります。菊池小学校において、特別支援学級の増加と、今後の学級数増加における教室不足が問題となっていましたが、昨年度に約3億円を投じ、新たに6つの教室を新築していただきました。このことから、菊池小学校における教室不足の問題が解消しました。

そのほかにも、大刀洗運動公園の遊具の設置や、勤労者体育センターやドリームセンターなどのLED化、学校給食や保育園の副食費の補助の増額、それから統合型公務支援システムの本格導入、あるいは先ほどもありましたけども、保育園の誘致、こういったことを多くの施策や事業に取り組み、すばらしい実績を残されています。

最後になりましたが、柴田教育長は、福岡県教育庁職員として、また、小郡三井郡教育研究所の事務局長としての経験を加え、長期にわたり小・中学校の管理職や教育長としての豊富な経験があります。したがって、本町の教育長としては最適任者であられると私は確認いたしております。

す。今回、再任されれば2期目となります。様々な問題もありましたが、これまでの経験や実績を踏まえ、今まで以上にしっかりと対応していただけるものと期待しております。

以上をもって討論を終わります。議員各位の御賛同をお願いいたします。

○議長（高橋 直也） ほかに討論はございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） これで討論を終わります。

これから、同意第6号大刀洗町教育長の任命についてを採決いたします。なお、起立しない議員は反対とみなします。

本件は、これに同意することに賛成の議員は起立願います。

[議員9名中起立7名]

○議長（高橋 直也） 議員9名中起立7名です。したがって、本件は同意することに決定しました。

---

#### 日程第4. 同意第7号 大刀洗町教育委員会委員の任命について

○議長（高橋 直也） 日程第4、同意第7号大刀洗町教育委員会委員の任命についてを議題いたします。

これから、1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、同意第7号大刀洗町教育委員会委員の任命についてを採決いたします。なお、起立しない議員は反対とみなします。

本件は、これに同意することに賛成の議員は起立願います。

[議員9名中起立9名]

○議長（高橋 直也） 起立全員です。したがって、本件は同意することに決定しました。

---

#### 日程第5. 承認第5号 令和6年度大刀洗町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めるについて

○議長（高橋 直也） 日程第5、承認第5号令和6年度大刀洗町一般会計補正予算（第4号）の

専決処分の承認を求ることについてを議題といたします。

これから、1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。

討論ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、承認第5号令和6年度大刀洗町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求ることについてを採決いたします。なお、起立しない議員は反対とみなします。

本件は、承認することに賛成の議員は起立願います。

[議員9名中起立9名]

○議長（高橋 直也） 起立全員です。したがって、本件は承認することに決定しました。

---

日程第6. 承認第6号 大刀洗町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する  
条例の専決処分の承認を求ることについて

○議長（高橋 直也） 日程第6、承認第6号大刀洗町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求ることについてを議題といたします。

これから、1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。

討論ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、承認第6号大刀洗町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求ることについてを採決いたします。なお、起立しない議員は反対とみなします。

本件は、承認することに賛成の議員は起立願います。

[議員9名中起立9名]

○議長（高橋 直也） 起立全員です。したがって、本件は承認することに決定しました。

---

## 日程第7. 承認第7号 大刀洗町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めるについて

○議長（高橋 直也）　日程第7、承認第7号大刀洗町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求ることについてを議題といたします。

まず、1日目の質疑に対する答弁を求めます。田中健康課長。

○健康課長（田中 豊和）　健康課の田中でございます。よろしくお願ひいたします。議会初日におきまして、平山議員より、専決処分の手順として正しかったのか、もう一度確認をという御指摘をいただきおりましたので、御説明させていただきます。

議員から、初日、御指摘があったとおり、児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令につきましては、7月31日付で公布がされておりました。ですが、福岡県からの通知のほうが、9月議会の開会中の9月12日付で来ております。町といたしましても、9月20日の議会最終日に追加提案できないか検討を行ったところでございますけれども、翌週の月曜日、9月16日が祝日であったことから、実際の作業日が3日程度しか確保できなかつたことや、改正内容の精査、改め文、新旧対照表等の議案の作成、起案、決裁、議会運営委員会の日程等を考えましたところ、議会最終日への提案が難しいと判断した次第でございます。当然のことではございますけれども、臨時議会が招集されれば、議案として上程できるよう準備をしていましたところですが、結果的に臨時議会の招集がなかつたため、専決処分をさせていただいた次第でございます。

以上でございます。

○議長（高橋 直也）　これから、1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。7番、平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治）　御説明ありがとうございました。これについても、国や県から突然に党利党略のような事業が下りてきて、しかも急を要するような話が下りてきて、市町村の事務の現場が大変だということはよく承知しているつもりです。

一方で、我々は、議会としましては、できる限り専決処分というのは、議会の議決を経ない極めて例外的な処分であるから、限定的に使うようにということは申し上げてきたつもりですので、県の対応が非常に時間がかかったということでは承知はいたしますが、今後とも、例えばそういう事情であれば、議会内、定例会期内で、そういう事情を議会に御相談いただくとか、あるいは本当に議会としても臨時会を開いていただいてもいいと思うんです。以前は3日前に招集していただいた件もありますので、そういう件は議会に対しても、できる限り専決処分がないようにというような御相談をいただければと思いますので。

この前、行政事件の日本を代表するような弁護士さんとお話ししたんですけども、昨年度、

別件に関して専決処分を我々が不承認としたことがありまして、その話については、専決処分が不承認されるというのは、もう町長不信任と一緒によと。絶対に通る議案しか専決してはいかんのよということを、そういう点でもやっぱり御町の行政は一体どうなつとんのかということを厳しく指摘をされました。そういう点で、今後もできる限り専決処分がないように、議決にかけていただくようにお願いしたいと思います。その点を御確認したいと思いますが、町長、いかがですか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

専決処分に関しては、議員がおっしゃられたこと、全く私は同意いたします。専決処分は例外的な規定でございまして、臨時会等お願いをするべき事案だというふうに私自身は思ってございます。ですので、議会のほうにも臨時会の招集等でお願いする事があるかと思います。また、こういうふうに国、県の通知が遅くなった場合は、どうしても時間的にいとまがない中で、議運等で御判断いただくことが今後とも出てこようと思いますので、専決処分を避けるべきだという認識は、全く私も同意でございますので、ぜひとも議会のほうも御理解をいただければと思いますし、そこは議長のほうとも御相談させていただきながら進めていかせていただければと思います。

○議長（高橋 直也） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。

討論ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、承認第7号大刀洗町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。なお、起立しない議員は反対とみなします。

本件は、承認することに賛成の議員は起立願います。

[議員9名中起立9名]

○議長（高橋 直也） 起立全員です。したがって、本件は承認することに決定しました。

ここでお昼の暫時休憩を挟みたいと思います。議場の時計で13時10分より議事を再開いたします。

休憩 午前11時42分

.....  
再開 午後 1 時10分

○議長（高橋 直也） それでは、休憩前に引き続き議事を再開いたします。

日程第8. 議案第42号 令和6年度大刀洗町一般会計補正予算（第5号）について

○議長（高橋 直也） 日程第8、議案第42号令和6年度大刀洗町一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

まず、1日目の質疑に対する答弁を求めます。矢永農政課長。

○農政課長（矢永 孝治） 議会初日に古賀議員から御質問のありました、下高橋地区の排水路ののり面崩壊が、暗渠排水事業の工事を行った影響があるのではないかということについて、御説明をさせていただきます。

初日の後、現地を確認したところ、古賀議員がおっしゃられるように、のり面崩壊した場所と暗渠排水事業で暗渠を通した場所が重なっている事案が複数で確認できました。

平成27年度から令和4年度まで暗渠排水事業を行っておりますが、若干ですが、毎年一定数、今回のような不具合も起きております。

しかしながら、のり面崩壊が起こる要因は、集中豪雨、モグラの穴の影響、除草剤の影響など様々な要因がありまして、必ずしも暗渠排水事業とのり面崩壊の因果関係を明確にすることは難しいので、今回の補正で計上させていただきました町単補助事業を使って、地元の補修工事に対し補助を行うこととしております。

また、下高橋ののり面崩壊の報告があった場所の暗渠排水工事については、大半が同一業者の施工でございました。施工業者に対し、暗渠排水工事とのり面崩壊の因果関係が明確にならなければ、指導や補償という対応はちょっと取れませんが、今回の事案があつて議会から御指摘を受けたということは施工業者に伝え、現地立会も行っております。

今後、原因究明と事後対応についても、これから業者と協議を進めていくことにしております。  
以上でございます。

○議長（高橋 直也） これから、1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。7番、平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 1日目に続きまして、質疑をさせていただきます。

19ページの9款3項1目の中学校の空調設備設置に関してであります。これについては、初日にも申し上げましたが、納得のいく御説明がなかつたので、再度御質問させていただきます。

初日の町長さん方の説明によれば、この追加の設置をする理由として、近年の気温の上昇があるということ、それから空調方式が換気するような体制に向かないという2つがあつたと思うん

ですが、もちろん私自身、この結論については賛成であります。

相当、中学校の生徒さんや先生方、保護者の方からも、これが不十分な機能であるので改善をお願いしたいという声が上がり、それに応じてこの補正予算が上がったということについては、大いに評価したいと思います。

ただ、その大本として、そもそも何でこんな機能不足のものがつけられたということについては、設置時の議案、設置時の議事録等も執行部はご覧になった上で御発言だと思いますが、当時の審議の中でも、もともとこの設備が当時であっても機能を満たしていない。それから、そもそも換気や多くの出入りを前提とする学校には向いていないという指摘を再三、我々は申し上げていたと思いますが、それについてはまず御承知いただいているでしょうか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

導入時において、議会においてそのような議論があったということは承知いたしております。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） にもかかわらず、今回、あたかも新しい事案のように、新しい事業のように、近年の暑さに対応できないとか、学校には向いていないというのを、さも今回、新しくできた事実のように説明をなさるのは、これまでの御指摘申し上げていることと同様、極めて不誠実な答弁だと考えるんですけど、いかがでしょうか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えをいたします。

導入当時、いろんな御指摘があつて導入してきたと。その間、議員のほうからは地球温暖化、分かっているじゃないかとか、学校は、いわゆる議会のほうで御視察いただいたモデルハウス等とは違うので、従前のモデルハウスがいいからといって学校に向くのかというふうな議論があつたというのは承知いたしております。

ただ、これにつきましては、導入当時の教育長のほうからも御答弁いただいておりますとおり、風が出ない、音がしないということで教育環境にとってすごくいいんではないか、あるいは感染症対策等を考えてもいいんではないかという判断のほうに当時導入、この方式で中学校において導入されたというふうに理解してございます。

また、議員の御指摘とは違うかもしれませんけれども、どうしても今の地球温暖化というか温度の上がり方がかなりやっぱり、毎年、過去最高を更新するなど、本当に暑くなっている点、それからコロナ禍がございまして、当初想定していなかつたような換気の対応は必要になってきたという点も、大きな原因であろうと考えてございます。

このため、今回、議会からの御指摘は重々承知いたしておりますけれども、子供たちの教育環

境を改善するために、今回追加で、今入れているのに追加で一般の方式の空調について、来年の夏までに冷房期間までに間に合うようにということで、今回補正をお願いしているところでございまして、御理解をいただけないかと考えてございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 何度も申し上げますけど、コロナ等は理由にならないと思います。換気等は常に必要な組織でありますから、それは理由になりません。

それから、当時、急激な気温上昇によって数年来にわたり、議会も保護者など住民も、本当に一生懸命空調の設置を訴えてきました。それも御承知のことだと思います。

にもかかわらず、数年来にわたり、当局側は一貫して空調設置を拒否しました。これは本当に悔しい。3,000筆の署名を集めながら、それを持っていたところ、当時の教育長にくさすようなことを言われたと。非常にPTAの方々も悔しがっておりました。本当に不誠実な行政だったと思います。

今になってなおまだそれを正当化するような、いかにもコロナが新しい条件のような御答弁をお続けになる。本当に不誠実で、事実を隠蔽するような行政じゃないでしょうか。いつまでそのような対応をお続けになるつもりでしょうか。猛省を促します。

それから、初日にも申し上げましたが、これに関しては、当時の町長が何かあったときは私が責任を取りますからというのが、非常に議決における大きな影響力を持っていると考えます。これも多分ご覧になっていると思うんです。何度も申し上げていらっしゃいますよね、この安丸国勝さんが。

これについて、前町長の発言、責任を取るというのの効果というか、影響というか、それは範囲をどのように今、町は捉えていらっしゃいますか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えしますが、議員の御質問の趣旨がよく分からなかつたんですけども、もう少し分かりやすくお尋ねいただければと思います。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 何度かにわたり、前町長が、何かあったら私が責任を取りますからと言って、それに基づいた議決もなされると。そうなると、議決の判断に、私が責任を取るという発言は影響を十分与えていると思うんですよ。

そうすると、今回、追加で設備が必要になったということが、当然、公金の追加支出が必要になつたということは、当然、私は何かあった場合に該当すると思うんです。

ちょっと申し上げますと、平成31年3月6日の定例会では、一般会計補正の中で、こういう安丸国勝氏の答弁がありました。そういうけがとか事故とか、そういうことは想定していない。

何かあつたら私が責任を取りますからと明言なさつた。

それを踏まえて、次の工事契約につきまして、4月に臨時会が開かれました。そこで、この発言は、私は非常に重要だと思いましたので、一体、責任を取るというのはどういうことなんでしょうかというのを確認させていただきました。当たり前の質問だと思いますが、当たり前でどういうことをお聞かせいただけますかというと、議事録を見ていただければ分かると思いますけど、何かこう、非常に激高なさってですね、何だ、そういうことを言うなら議会でも責任をいろいろ取ってもらわなくてはいかんこといっぱいあります。今まで何でも反対してきたけど、ちゃんとうまくいってるじゃないですか。今回のことも、これは、そりやあ電気代とかいろいろあるけど、子供の勉強する……うーん、何とかかんとか……そうでしょう、今までだって。シンガポールだって何だって反対じゃないですか。だけど、それが結局、ふるさと納税のプラファになってきたし、そういうことじゃあれせんと、議会は何でも反対ばっかりするばっかりじゃ駄目ですよ。

ちょっとこの意味をですね、今の町、私分からんので、どういうことなのかということを御説明いただきたいと思うんです。

それで、当然、この責任を取るということに対して、今回の補正予算の追加費用の責任というのは、私は当然に、この発言者の方に応分の責任をいただいて当然だと思うんですけど、そこについての、この人はどういう意図で責任を取るとおっしゃっていると、今の町政は判断なさっているのか。

当然、この射程範囲は、今回の追加費用にも該当すると思うんですけど、そこら辺についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

今、私も議事録を持っておりまして、今見ているんですけども、3月議会の——平成31年の3月6日の2日目の質疑の中で、当時の高橋議員のほうから御質問があつてあるというふうに承知をいたしてございます。

その中で、質問の内容としては、空調設備の1点は耐久性、2点目が安全面について御質問があつてあるんじやないかと思います。

耐久性や故障時の対応などは大丈夫なのかということと、安全面については、手が届くようなここにあるので、手が触れたり体が触れるようなことがあると思うんだけれども、その辺の安全面については本当に大丈夫なのかというふうな御趣旨の質問をいただいてございます。

それに対しまして、当時教育委員会のこども課長のほうから、パネル式の冷暖房については、エアコン自体は単純なものであり、そういう故障時にも対応してもらえるというふうに考えている。それから、安全面についても、触ったりしても危ないものではないというふうな回答をして

いるというふうに承知をしてございます。

その中で、今議員から御指摘があったように、そうは言ってもどうするんだというふうな御質問が、採決の際にあったんだろうというふうに認識してございます。

それについて、当時の町長のほうが、業者のほうにも何回も念を押して、大丈夫だということで念を押しているので、それを信用しなければしようがないんだという趣旨の御発言をしているものと認識してございます。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） それで、4月の臨時会の中で、私は再三確認いたしました。その中で、4月臨時会で議事録というのは26ページになるんですけど、その中ほどで、全然質問にお答えいただいているので、責任を取るという具体的な内容をお教えいただきたいということで再度答弁を求めましたら、進退を含めた責任とかそういうことは考えていません。それは設備がちゃんといくかどうかということで、それに対して責任を持つということという、広い範囲で、安全に関わらず、ちゃんといくかどうかについて責任を持つということが明言されています。

その後についている言葉が、そういうことを言うんだったら何回でも辞めにやいかないことになる。議会もそういうことを言ったら、あんたたちもやりなさいよ。

何かそういうえばこの前も何か後ろのほうで似たような声がお聞きしたので、全然変わつとらんなと思いますが、要するにちゃんといくかどうかに対して責任を持つということあります。こういうことを非常に立派におっしゃっていらっしゃるわけですよ、この方は議会でね。

それともう一つは、このとき数年来申し上げてきて、何とか議会としても全会一致で空調をつけてくれという非常に切実な願いがあって、ようやくつけていただける。しかし、このような全国的に全く実績のないようなものをつけるということを言われたんだけども、とにかく議会としては子供の安全、生命を守らないといかんから、とにかくちょっといろいろ疑問はあるけど、つけていただけないか。言わば子供を人質に取られたような形でこの議案を可決せざるを得なかつた。そういう状況も一つ御指摘申し上げなければいけないと思います。

これはどう考えても、うまくいくかどうかに関して、責任を持つとおっしゃっているから、むしろ逆に、今回の追加費用に関しては、立派なことをおっしゃっている方について、逆に請求する相談ぐらいはしないと、私は失礼になるんじゃないかと思うんですけども、こういう議会でこういう追及あったよと、前町長はこんなことを言っているよと。

これに対して支払いの意思はあるのかどうか。せめてそれくらいは、本人の名誉のためにも、本人を御信頼しているのであれば、本人の名誉のためにも、そういった照会ぐらいはかける必要があると思うんですけど、どうでしょうか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

その前に、1点訂正をさせていただきます。先ほど採決の際にと言われましたが、議員から御紹介があったとおり、4月25日の臨時会のときのやり取りについて、今お話をさせていただきます。

議員から御紹介がありましたように、当時の町長のほうから、進退を含めた責任とかそういうことは考えていません。それは設備がちゃんといくかどうかということで、それに対して責任を持つということで発言をされてございます。

その後に、業者の方にも何回も念を押しましたということで、大丈夫なということで念を押しているので、それを信用しなければしようがないんだというふうな発言があってございます。

その後また、議員の質問とは若干ずれるかもしれませんけれども、当時の高橋議員のほうから、議員が最初に御質問したということがございましたので、何か故障とかそういう部分があったときには、国の補助とか関係なく、町できちんと町の単独の予算でも対応してくれると、そういう責任を取るような意見だったんだろうと私は思っておりますという、当時の高橋議員のほうから発言があってございます。

責任どうこうというのは、いろんな考え方があろうかと思いますけれども、当時の町長として、これは業者等の聞き取り等を通じて、きちんと機能するんだという認識で御発言されたんだろうと考えてございまして、議員のほうから、今御質問がございました、前町長に対して追加の費用について請求をしてはどうかというふうな御質問でしたけれども、今のところそういう考えはございません。

○議長（高橋 直也） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 私は高橋議員の当時の御発言とは少し認識が違うんですけれども、少なくとも町が責任を取ることは言っていないんですよ。私がという一人称になっています。そういうことが、この議決のベースになっているということを御承知おきいただきたいと思います。

それから、だから、本人が責任を取るという意図を——この発言の意図を確認することと、その支払いの意思があることを確認することは、少なくとも私は必要だと思いますよ。

そうでなければどういう意図でこういうことを発言なさったのか、何か非常に激高して質問と関係ないことをおっしゃっているのかについても、当然確認すべきだと思います。

そうしないと町がこれを1,000万程度お支払いするということは、大変重大な公金の支出になりますから、できる限り最小限の支出で最大の効果を上げるとする地方自治体の責任からすれば、当然払っていただけるものを払っていただきたい。その立場で私は行政運営を行うべきだと思いますし、逆にこの人が責任を取る気もないのに、こういう無責任な発言を繰り返して、御

自身の発言に責任を取ろうとしない、不誠実な人間だと思われかねません。

ですから、こうした人物が立派であると、本人の責任を持つ人物として立派であるとする考えにあれば、むしろ逆に請求しないと失礼な話になると思いますが、最後にその点お聞きして終わりたいと思いますが、いかがですか。

○議長（高橋 直也） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

重複した答弁になって恐縮でございますけれども、前町長に対して追加の費用について請求を求めるような考えは、現在のところございません。

○議長（高橋 直也） 平山議員。

○議員（7番 平山 賢治） 最後にします。それで、今回の件に関しては議会の中では、新しい空調機単独で、現在のいわゆる光冷暖と言われる設備を使用しなくとも、新規の空調だけで性能を貰える程度のものを設置すべきではないかという意見も非常に多くございます。

ですから、今回の件は可決されるにしても、この新しく設置する性能をどうしていくのか、そして現在のものとどう使っていくのかについては、改めて議会の意見等もよく聞いていただきながら、その設置内容については御検討いただきたいと思いますが、どうですか。

○議長（高橋 直也） 答弁を求めます。柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） 具体的な設置に関する要望だと、機種の等の要望だということだというふうに思います。もちろん、いろいろと御意見をお聞きしながら進めていかなければならないというふうに思っているところです。

先ほど議員からの御質問等の意図とはまたちょっと違うかもしれません。私としては、とにかく各教室等のエアコン増設が、光冷暖の当初からメリットとかデメリットとかいうふうなお話があつたことは承知しております。

このデメリットの部分、いわゆる急速急冷とか、効果発揮に時間が要するといったようなデメリットのほうがありました。いろいろな諸事情も含めて、子供たちの状況とかも含めながら、最終的にそれを補うために冷暖房を必要とする期間の子供たちの学習環境を整えるために設置を教育委員会として当局にお願いしながら、御理解をいただいて、今回の補正を上げているところでございます。どうぞ御理解をいただいて、承認していただけるようお願いしたいというふうに思っているところです。

○議長（高橋 直也） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。

討論ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、議案第42号令和6年度大刀洗町一般会計補正予算（第5号）についてを採決いたします。なお、起立しない議員は反対とみなします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員9名中起立9名]

○議長（高橋 直也） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第9. 議案第43号 令和6年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（高橋 直也） 日程第9、議案第43号令和6年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これから、1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、議案第43号令和6年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。なお、起立しない議員は反対とみなします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員9名中起立9名]

○議長（高橋 直也） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第10. 議案第44号 令和6年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（高橋 直也） 日程第10、議案第44号令和6年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これから、1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。  
討論ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、議案第44号令和6年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。なお、起立しない議員は反対とみなします。  
本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員9名中起立9名]

○議長（高橋 直也） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第11. 議案第45号 令和6年度大刀洗町下水道事業会計補正予算（第3号）について

○議長（高橋 直也） 日程第11、議案第45号令和6年度大刀洗町下水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

これから、1日目に続き質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。  
討論ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、議案第45号令和6年度大刀洗町下水道事業会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。なお、起立しない議員は反対とみなします。  
本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員9名中起立9名]

○議長（高橋 直也） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第12. 議案第46号 大刀洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第13. 議案第47号 大刀洗町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋 直也） 日程第12、議案第46号大刀洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第13、議案第47号大刀洗町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については関連がありますので、一括議題いたします。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋 直也） 異議なしと認めます。

それでは、日程第12、議案第46号から順次、提案理由及び内容の説明を求めます。平田総務課長。

○総務課長（平田 栄一） では、議案第46号大刀洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和6年12月18日提出。大刀洗町長、中山哲志。

提案理由でございます。人事院勧告に基づき国家公務員の給与を改定することが閣議決定されたことに伴い、職員の給与について国との均衡を図るため、当該条例の一部を改正する必要があります。

これが、条例案を提出する理由でございます。

まず、その前ですけども、国の大きな動きについて説明させていただきます。

令和6年11月29日の閣議におきまして、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与について、令和6年8月8日の人事院勧告のとおりに改定することが閣議決定されました。そして、12月9日、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案が閣議決定された次第でございます。そして、同月12日でございますけども、衆議院の本会議のほうで賛成多数で可決されております。昨日17日でございますけども、参議院本会議で可決、そして成立したものでございます。

今回の人事院勧告の主な概要、改定の中身でございますけども、令和6年4月に遡りまして、一般の職員につきましては、民間の給与との較差1万1,183円、2.76%を解消するため、初任給をはじめ、若年層に特に重点を置いて俸給表の引上げが改定されておるものでございます。併せまして、ボーナス（期末・勤勉手当）につきましては、今現在、年間4.50月分でございますけども、0.10月分引き上げまして、4.60月分を支給する内容の改定となっているものでございます。

では、1枚お開きください。今回の条例改正につきましては、第1条としまして、今年の4月1日に遡った内容の部分と、5ページになりますけども、第2条の部分で、来年の4月1日から施行する第2条の条立ての中身の改正となつておるものでございます。

中身につきましては、新旧対照表で説明させていただきます。6ページをお開きください。第

1条の新旧対照表でございます。右側が旧、左側が新となっておるものでございます。

第19条の期末手当の部分でございますけども、「100分の122.5」という部分につきましては、「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5」に改めるものでございます。

第3項につきましては、「「100分の68.75」との後に「、「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」とを追加するものでございます。

第20条、勤勉手当につきましては、次のページをお開きください。第1号の部分でございますけども、「100分の102.5」を「、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5」に改めるものでございます。

第2号につきましては、「100分の48.75」を「、6月に支給する場合には100分の48.75、12月に支給する場合には100分の51.25」に改めるものでございます。

別表第1が、今回の給料表の改定でございますけども、中身については割愛させていただきますけども、高校卒業生の部分について説明させていただきますけども、1級の9号の部分ですけども、旧では「17万900円」を「19万4,500円」に改めるものでございまして、2万3,600円の引上げとなっております。13.8%の引上げとなっております。

続きまして、1級の25号が大学卒となっております。「19万6,200円」を「22万円」に改めるものでございまして、2万3,800円、12.1%の引上げとなっておるものでございます。

続きまして、第2条の新旧対照表14ページをお願いいたします。この分につきましては、令和7年4月1日からとなりますので、先ほど説明した部分が旧の部分に当てはまるものでございます。

第19条の期末手当でございますけども、「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の125」に改めるものでございます。

第3項につきましては、「「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」」の部分を「「100分の125」とあるのは「100分の70」」に改めるものでございます。

勤勉手当につきましては、次のページ15ページをお開きください。第1項第1号の部分でございます。「、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5」の部分を「100分の105」に改めるものでございます。

第2号につきましては、「、6月に支給する場合には100分の48.75、12月に支給する場合には100分の51.25」の部分を「100分の50」に改めるものでございます。

戻りまして、5ページをお開きください。附則でございます。

施行期日でございます。第1条、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

2項でございます。第1条の規定による改正後の大刀洗町職員の給与に関する条例の規定は、令和6年4月1日から適用する。

給与の内扱いでございます。第2条、改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内扱いとみます。

委任でございます。第3条、前条に定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定めるものでございます。

続きまして、議案第47号をお開きください。大刀洗町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和6年12月18日提出。大刀洗町長、中山哲志。

提案理由でございます。人事院勧告に基づき国家公務員の給与を改定することが閣議決定されたことに伴い、会計年度任用職員の給与について国及び近隣市町村との均衡を図るため、当該条例の一部を改正する必要がある。

これが、条例案を提出する理由でございます。

新旧対照表で説明させていただきます。2ページをお開きください。

フルタイム会計年度任用職員の期末手当でございます。

第18条でございます。フルタイム会計年度任用職員につきましては、本町におきましては3名該当者がおります。中身については、「100分の122.5」の部分を「100分の125」に改めるものでございます。

第18条の2でございますけども、「100分の102.5」とあるのは「100分の37.5」の部分を「100分の105」とあるのは「100分の40」に改めるものでございます。

続きまして、第27条がパートタイム会計年度任用職員の期末手当でございます。これは、大半の会計年度任用職員に該当するものでございます。

第27条でございます。「100分の122.5」の部分を「100分の125」に改めるものでございます。

次のページをお開きください。一番下でございます。第27条の2でございますけども、「100分の102.5」とあるのは「100分の37.5」の部分を「100分の105」とあるのは「100分の40」と改めるものでございます。

簡単でございますけども、説明を終わらせていただきます。御審議いただきまして、最後には御承認いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 直也） 提案理由及び内容の説明が終わりましたので、ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 1 時48分

.....  
再開 午後 1 時56分

○議長（高橋 直也） それでは、休憩前に引き続き議事を再開します。

平田総務課長。

○総務課長（平田 栄一） 先ほどの議案第47号大刀洗町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、説明が1か所漏れておりました。ページ番号1をお願いいたします。

附則、この条例は、令和7年4月1日から施行する。この説明を漏れておりました。申し訳ございませんでした。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 直也） これから、議案第46号大刀洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。  
討論ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、議案第46号大刀洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。なお、起立しない議員は反対とみなします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員9名中起立9名]

○議長（高橋 直也） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第47号大刀洗町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。質疑ございませんか。4番、平田康雄議員。

○議員（4番 平田 康雄） これは質疑というので関連ということで意見を述べさせていただきます。

先ほど課長のほうから説明がございましたけども、フルタイム会計年度職員が3名と、ほかは

ほとんどパートタイムということでございます。私は以前、会計年度任用職員の待遇改善ということで質問させていただきましたけども、いまだにまだ3名でほとんどがパートタイムということでございます。

非常に給与が上がるのを非常にいいことで、ぜひこれには賛成したいと思ひますけども、基本的な問題があるんじゃないかなと思っております。ぜひ、このフルタイム、それからパートタイム、この辺りもう一度しっかりと検討されて、ぜひフルタイムをもっと増やしてしっかり働きやすい職場にしてもらいたいと、これ意見でございます。

以上です。

○議長（高橋 直也） ほかに何か質疑ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（高橋 直也） 討論なしと認めます。

これから、議案第47号大刀洗町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。なお、起立しない議員は反対とみなします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員9名中起立9名]

○議長（高橋 直也） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第14. 閉会中の継続調査申出について（総務文教厚生委員会、建設経済委員会、議会広報委員会、議会運営委員会）

○議長（高橋 直也） 日程第14、委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。総務文教厚生委員会、建設経済委員会、議会広報委員会及び議会運営委員会の各委員長より、会議規則第75条の規定により、お手元に配付したとおり、所管事務調査の閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋 直也） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

○議長（高橋 直也） これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和6年第7回大刀洗町議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

閉会 午後2時02分

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年12月18日

議長 高橋直也

署名議員 中村竜博

署名議員 平田康雄

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年12月18日

議長

署名議員

署名議員